

# 第11回

大野郡5町2村合併協議会

公立医療施設総合検討専門委員会

# 会議録

# 第 1 1 回公立医療施設総合検討専門委員会議事録

開催日時	平成16年10月8日(金)午後 6 時 00分 ~ 午前0時00分
開催場所	三重町大原総合体育館2F研修室
出席者	別紙
議 事	<p>議 題</p> <p>( 1 ) 公立おがた総合病院に関して</p> <p>( 2 ) 清川村国保直診診療所に関して</p>
議 長	公立医療施設総合検討専門委員会 委員長 土 生 洋 一

第11回公立医療施設総合検討専門委員会出席者

区分	団体名・職名	氏名	備考
医療関係者	大野郡医師会長	土生 洋一	委員長
	大野郡医師会理事	藤島 公典	
	公立おがた総合病院長	野田 健治	
	清川村国民健康保険直営診療所長	竹下 英毅	
受療関係者	大野郡老人クラブ連合会長	廣瀬 義秋	
	大野郡PTA連合会副会長（母親代表）	石川 和子	
	大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長）	森 俊樹	
	大野郡自治連合会会長（三重町区長会長）	平岡 徳三	
学識経験者	大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長）	三角 順一	
	公認会計士	後藤 素宣	
	大野郡東部消防本部消防長	牧 公成	
行政関係者	大野郡5町2村町村長会代表（大野町長）	佐伯 和光	
	大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長）	生野 照雄	
	三重保健所長	安達 国良	
関係者	公立おがた総合病院事務長	三代 寿吉	
	清川村福祉保健課課長	後藤 政美	
事務局	合併協議会事務局 事務局長	赤嶺 信武	
	〃 事務局次長	倉原 浩志	
	〃 民生部会	内田 健児	
	〃 〃	関谷 隆一	
	〃 総務班次長	田北 厚生	
	〃 総務班	首藤 英治	

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

皆さんこんばんは。雨の中、大勢お集まりいただきありがとうございます。また、会員の皆さん、委員の皆さんも全員集合ということで若干遅くなりましたけれども早速始めたいと思います。議題に沿って効率的に進めて、今日は平岡さんからいろいろとおしかりを受けないように早めに終わりたいというふうに思っております。よろしくご協力をお願いします。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

すみません、危篤な患者さんがおりましてちょっと申し訳ありません。ちょっとそういうことで、途中携帯電話が何かで頓挫することもありますけど、ちゃんと責務を努めたいと思いますので、ご迷惑をかけるかもしれませんけどよろしくお願ひしたいと思います。時間もないことですから早速議題の方にいきたいと思います。議事録署名人ですが一応慣例によりまして、廣瀬委員さんと安達先生お願ひしたいのですが、よろしいでしょうか。はい、ではよろしくお願ひしたいと思います。

連日の討議で非常にお疲れだと思います。一応4時間、10時ということをお前回しました。私が15分遅れていましたので15分間延長をお願いします。前回一応お話をしまして、じゃあちょっと、事務局から先ほどちょっと始まる前に、今までの意見を整理したものを配付したいということですが、よろしいでしょうか。あくまで今日の議論の参考としてくださいということ。一応、内容に関しては直前だったので私も十分目を通しておりません。事務局の方に、私はこれを内容としてはちょっとまだなんともいえないということ。ただ、資料ということであってよろしいですかということで、一応OKということにしました。だから、もし内容に質疑がありましたら事務局の方に質疑をしてください。コメントを一言言っておいてください。

**倉原事務局次長**

今まで出た意見をですね、項目というか、ある程度それぞれに沿って出しております。中間報告はこれのご案内の通りでありますので、清川につきましては、主に第8回委員会の中でこういったお話。また、第9回の中で、番あたりについては再度お話が出ております。おがた病院に関しましては、大体多かったのですが、最初のあたりが5回、小児医療等は4、5、また10回あたりに出ております。一般会計との関係、これもかなり出ているのですが、4、5、10あたりを中心に出ております。人件費につきましても、4、5、10、この辺に出ております。（4）の損益勘定につきましては、第7回委員会でご意見をいただいたところ。経営形態としまして、前回のところで一定の方向が出たという段階ですので、ちょっとこの辺は文言としても、意見としても少しは未整理の部分等があると思われる。記録的には4、5～10の中で出たというあたりでございます。最後のところは前回のところで、病院協議会とちょっと聞かれたので一応そういう仕方をしておりますが、そういったことも必要ではないかというご意見が出ております。経営形態に関する分につきましては3ページの方に載せておりますが、完全民営化から公設民営化、独立行政法人、地方公営企業法に一部適用と。こういったあたりのところが、事務局で分かる範囲で少し文言にしてみました。主な意見の整理ということでご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

今私も目を通したけれど、微妙にニュアンスがちょっと違うところがあるので、これはあとでちょっと議論をしたいと思ひます。例えばちょっと気が付いたことなのですが、一般会計からの繰り出しからというのはやむを得ないという表現ではなかったと思ひるので、一般会計の繰り出しは現状以下の繰り出しを基準とするというような話が議論だったと思ひ、ここの独立行政法人についての関係も少し弱い表現になっていますね。これは将来、独立行政法人、それから公設民営型は選択肢で十分検討するに価するがという表現だったと思ひけど。この中では、将来の選択肢、否定すべきではないという表現になっているので、これは私も全部よく目を通してないですけれども、ちょっとこれは後に回しましょう。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

ちょっといいですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はいどうぞ。平岡委員。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

今配っていただいたことで、2ページの（4）ですが、損益勘定留保資金の活用というのは10月6日の配布資料の中に、損益勘定留保資金の活用についてということで、まだ真剣な議論をしていないのですが、なぜ、済んだという方に載ったのでしょうか。

**倉原事務局次長**

済んだというまとめ方ではありませんよ。トータルとして主な意見の整理ということで、これは第7回で平岡委員の方からご指摘のあった部分だということで載せております。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

この問題は、こういうふうにおたくの事務局から議論をするということで、改めてするというのであればですよ。これは改めて新しい議論が済んだ後で載せてもらいたいですね。そういうことです。もうそれでやめます、時間がもったいない。終わりです。

それから、続けてですね、生野議員の最終的な発言に対してちょっと私質問をしたいんですが、よろしいでしょうか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

手短に。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

よろしいですか。手短ではないんですが、許可をもらいましたので自分で言い間違わないように。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

もし、あまり長くなるようでしたらちょっと後に回してよろしいですか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

ええ、よろしいから配布してもらえばなおいいです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

配布。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

コピーして。

**土生委員長**

じゃあ、ちょっとコピーをする時間にとりあえず議題に入りたいと思います。私もコピー原本をちょっと。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

あのですね、わか町の議長先生をこんなに私がというのは大変心苦しいのですが、あのときの発言は、山中町長の発言の次になるような重要な発言であったと私は認識しましたので、次に読み上げる文書を用意致しました。平成16年10月6日に開催された公立医療施設総合検討専門委員会における生野委員の発言と、それに対する5つの事項に関する質問状。10月6日委員会の当夜、生野委員は公立医療施設総合検討委員会の最終結論は合併期限を考へて出すべきである。「合併が遅れたら誰が責任を取るのか」という意味の重大発言を行った。この発言によって、委員の合併期日の認識の甘さを指摘し、6日中に最終結論を出すことを会のメンバーに要求した。当日は、午後6時の開会から深夜0時15分まで6時間15分に及ぶ過酷な審議を強行したが、さらに最終結論が出るまで審議の継続を要求された理不尽はさておくとして、再度翌日から審議再開を求められ各委員の日程調整の結果、翌々日の今夜（8日）に再開が決まった。このことが示す目的のためには手段を選ばずのやり方に強く抗議をすると同時に、なぜここまで審議が遅れたのか。それは誰がどうしたために生じたのか。その原因を自分なりに検証をした。次に掲げる5項目の要因によって最終結論が遅れたのだと考えられる。最終結論が遅れた5つの要因。1、5町2村合併協議会、並びに合併協事務局の認識の甘さ。合併協及び合併協事務局は当初から当委員会に対してタイムスケジュールを明示すべき

であった。ちょっと座ります。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はいどうぞ。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

少なくとも委員会のスタート時に合併を平成 17 年 3 月 31 日に終了させるためには、手続き上の問題から平成 16 年 10 月初旬に最終結論が必要なことを周知させるべきであり、さらに中間報告が 1 カ月遅れて出された時点が再告知の最終チャンスだったにもかかわらず、合併協はその告知を怠った。告知されておれば委員の中から月 2 回ないし 3 回の委員会開催が提案されたと思う。最終報告を必要期限が迫って急きょ当委員会に最終結論を強要することは筋違いではないか。このことから導かれるものは、合併協並びに合併協事務局は最初から、過去毎月 1 回の開催で 9 月には最終結論が出るとの認識を持っていたのだと考えざるを得ない。ここには両者の認識の甘さを指摘したい。2、公立医療施設総合検討準備委員会は専門委員会の自主性を尊重しなかったこと。当初から当委員会に最終報告の提出期限と審査項目を説明することで、そのボリュームを認識させ、開催日程は審議の進行を委員会に一任すべきであった。そのような経緯を得ながら、なおかつ、著しく最終報告が遅延したのであれば、生野委員の指摘も妥当なものと考えられる。以上の経過が省略されれば、責任はむしろ合併協側にあるのではないか。3、5 町 2 村の合併協議会トップの無関心さ。5 町 2 村合併協議会は合併問題の最大の関心事たるこの問題の方向性を方向付けを当委員会に委託によって転嫁しながら、発言撤回回答申者のために出席した山中緒方町長以外に、合併協トップが当委員会に公式に出席したという記憶がない。少なくとも、合併協トップぐらいは当委員会の審議状況を視察したり、公式訪問をして労をねぎらうぐらいの配慮があつてよかつたのではないか。一度午後 6 時から 0 時までの審議に付き合えば委員の苦勞も分かるし、深夜に及ぶ審議にコーヒー一杯のサービスをするぐらいの配慮は生まれたと思う。この配慮の欠如があらゆる面で及んでいないことを切に祈るのみである。4、公立おがた病院の対応の悪さ。最初のころの財務推計、財務計画等の数値とその根拠があいまいであったため、少なくとも 1 回分の委員会が空転したのではないか。このことが公立おがた病院の出す資料の不信感を生じさせたものだと思う。質問に対する答弁のまずさと不正確さが審議を長引かせる一因となったことも事実である。病院経営、財政を握るプロならば、どのような問題でも即答できるように努力し、プロ意識を向上させてほしい。これは、野田先生は尊敬しておりますので除きます。5、緒方町長の不適切な発言、これには 2 項目具体的に書きましたが、傍聴者もおられるのでその内容は省きます。その中の です。おがた病院の問題で、委員の諸氏に迷惑をかけて申し訳ない。しっかり議論していただいて大変であるが早い機会に結論を出していただきたいと、感謝とお願いをすることが合併協の会長としての責務ではないかと。以上によって、委員会の審議が大幅に遅延した。合併協が公立おがた病院および清川村国民健康保険直営診療所は、公立医療施設総合検討専門委員会の検討結果を踏まえ、合併までに調整すると定めたことは、当委員会の出す結論の重みとそれを尊重した合併協自身の結論につながる。2 つの公立医療施設が新市において果たすべき役割は中間報告で述べた通りである。当委員会は新市において 2 つの公立医療施設が、採算性を高めながら業務の公共性・透明性・自主性を高めるために、新市に熱意を込めて議論を重ねた。なお、当委員会は重要な任務を任せられ、その検討結果が新市における医療、財政に及ぼす影響は多大であるにもかかわらず、合併協の下部組織であり、諮問機関であることも事実である。従つてこの案件について最終案を決定し、最終責任を取るのには合併協とそのメンバーである。私は諮問機関の答申に責任問題が生じるとは思わない。生野委員はその根本原則を忘れていないのか。公立医療施設総合検討専門委員会を組織した合併協の構成員であり、かつまた、当委員会の一員である生野議長は、結論の出ることが遅れ気味であることも、その結論がいつまでに必要であるか熟知した委員である。その委員から、最終段階になって責任を取られ、遅れをなじられることは心外であり理解に苦しむ。生野委員は、5 町 2 村合併協議会ならびに公立医療施設総合検討専門委員会を兼務する委員として、まず自己の責任を明確にし、加えて前日の 5 項目について回答を求める。平成 16 年 10 月 8 日公立医療施設総合検討専門委員、平岡徳三。以上であります。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

長かったですね。ちょっと確認をしておきます。合併協の下部組織であり、諮問機関であることも事実であると書いてありますが、私はこの委員会は諮問機関ではなくて検討委員会、もっと強いのですが、これは訂正してよろしいですか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

はい、結構です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、手短かに生野議員、もし答える意図があるならお答えください。

**生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））**

現段階では答える必要はございません。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

平岡委員さん、それでよろしいですか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

あのですね、答える、答えないはもう年取ったお互い良識ある社会人でありますのでご自由でございます。それに首に縄を付けていろいろ私が発言を強要するわけにはいきませんから、それで結構です。ただ、今後自分の発言については人から言われぬような、その暴言に近い発言だとか、失言だとかいうことは、できるだけされないように私はお願いをして、私のこれはもうやめます。以上です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

分かりました。確認をしておきます。いろんな意見があると思います。だんだん議論が白熱して思わぬということも人間ですからあるとは思いますが、基本的に言うておきます。会の先回も答えましたが、私の委員長としての役目は、この会で十分に審議をさせていただいて、私たちだけではなくてこの三重町を含めた郡民の方が100%ではないにしても、一応ちゃんと検討をしたのだと納得できる運営をするということが私の基本方針で、これは最初から変わっておりません。それから、確かに私は幸か不幸か結果論ですけど、確かにその期日の問題に差し迫って非常に当初予定のない責任を沿ったみたいになっておりますが、基本的にはやはり、この会はあってから初めて合併が再開されたということが、私個人はベースだと思って対処しております。だから、私はいたずらに、これは本当にすごい。聞いている皆さん方も大変ですけども、やっている僕らもとても大変です。6時間ここで審議をするということは非常に負担を強いていると思いますから、いたずらに長くすることはありません。できることなら早くしたいという気持ちも、もちろん十分思っておりますが、しかし、十分に審議をするということを一応最優先にしております。だから、これは双方の方をお願いしたいのですが、議事に直接関係ないことで、しかしこういう問題は無視できる問題ではありませんから、お互いに感情的になる場合もあると思いますが、発言は重々周りをちゃんと配慮して後でトラブルにならない発言をお願いしたいということでこの件は解決したいと思っておりますが、生野委員・平岡委員さん、それでよろしいでしょうか。生野委員さん。無視ですか。じゃあ、そういうことで対処したいと思っております。

それでは、議事に入りたいと思っております。前回一応、一つの選択としては全適がよろしいと。全適を一応現実的選択として選ぼうということになりました。そこら辺は終わりましたが、ちょっと終わりの方に藤島委員の方から、清川診療所のほうに関して討議をしたいと。ちょっと最初、課長さんが遅れるという話で、課長さんが来られているので。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

このあいだはですね、もうここで審議をやめようかということだったのですが、いやまだまだ生野さんからまだまだ議論したいということだったので、もしやるのだったらこっちの方が早く進まないかいと言っただけであって、今日の式次第はおとといの式次第と若干内容は違うんですね。おとといのは、公立おがた総合病院に関して、中に経営形態について、損益勘定留保金の活用についてと、人件費の抑制等、経費削減についてと3つあるだけで今日はないんですよ。どっちを進めるか。それをはっきり先にしてくださいよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

前回の通りです。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

今回、ただこれはまあ違うと。だったら、そのままおがたのままがいいのでは。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先ほど指摘がありましたが、活用法のところはまだ審議されておられません。そこまでいってありませんので。

**藤島委員（大野医師会理事）**

じゃあ、昨日の式次第通りで進めたらいかがですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、そこを戻したいと思いますが、なかなか今非常にあれですから、頭がすっきりしているうちに先に清川、それともおがたにしましょうか。皆さんどう思われますか。では、清川の方を先にいきたいと思います。清川の問題性は、ちょっとここに私も、非常にこの文書はちょっと目を通して問題があると思うのですが、清川のことではですね。住民サービスの低下を招かないことを条件にというのはいいのですが、将来の民営化の可能性を探る努力が必要であるという表現になっていますけれど、これもちょっと。

**藤島委員（大野医師会理事）**

専門委員会の中で、この清川の診療所の民営化とまず言い出したのは僕ですよ。ただ、僕はこんな言葉遣いは一切使っていません。もっと強い言葉で民営化を求めているわけです。何か知らないうちに何かやわらかい言葉にされている。これはおかしいよね。何でこんな文書になるわけですか、倉原さん。こんなことを言っていないのに、何でこんな文書が言ったような、さも私が言ったようなまとめになっているわけですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは、私は答えられません。

**藤島委員**

倉原さんはどこに行っちゃったの。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

私のこの記憶では、民営化を検討をする。ただし、民営化はしたいといっても相手がすぐ見つかるかどうか分からないから、もちろん3年たってできるか、2年たってできるか分からないけど、民営化の方向を検討するという。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

要するに探してなんぼのもんだと僕は言ったのですよね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

というぐらいの発言だったと僕も記憶しています。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

それともう一つ、坪山先生からですね、おがた病院の付属の診療所という選択もあるのではないかというご意見が出たので、この中に全く出てないですね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

出ていませんね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

これは変にまとめようとした文書としか僕は思えないわけであって、かえってこれ紛らわしくて悪いよね。まとめじゃないよ、これ。清川に関してみても。まとめようという意思が表に出ているだけで、こんなこと言ってないようなことを、さも言ったように言われてこれは心外でしょ。今、倉原さんいんだけどさ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ちょっと倉原さん、今僕もこれは気が付いたのですが、1の住民サービスの低下を招かないということを条件で、将来民営化の可能性を探る努力が必要であるという表現になっていますが、私の記憶もそうですし、藤島先生の発言もそうなのですが、民営化を検討すると。ただし、民営化に関しては来てくれるお医者さんが必ずしもすぐに見つかるわけではないから、いつできるかということは明確にはいえないかもしれないけど、可能性を検討するという、非常に弱い表現になっているのはどこでどう変わったのか答えてほしいということ。それから、清川診療所には



前々回かな、坪山先生の発言の中で「おがた病院の付属診療所としての扱いをすると。検討したらどうだろうか」という発言があったが、それが抜けているということに関してはどうですかね。

**倉原事務局次長**

じゃあ、よろしいでしょうか。 については今までのご意見の中で、今のままで新市に引き継いで、将来の民営化ということを始めないといかんよというお話だった。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

いや、僕は決して。将来といったのは佐伯町長さんで、僕は将来とは一言も言っていません。移行後直ちに相手を探そうよということ提案したのが。

**倉原事務局次長**

それは失礼致しました。ちょっとまとめる段階で私の方で勘違い。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

今、いみじくもおっしゃったようにまとめたんですね。変にまとめようという意思が感じられるわけで、僕らが素直に言った言葉がそのまま書いてあるわけではないということ指摘させていただいているわけなんですよ。

**倉原事務局次長**

よろしいですかね。その辺の文の内容につきましては、こういう意見が出たよというかたちで分かりやすく書こうと。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

こんなニュアンスで言ったつもりはないというようなことを書かれているので。

**倉原事務局次長**

分かりました。ですから、それは修正とかが、異議とかがあるだろうと。大変申し訳ないですけども、こういったところが出たのではないのでしょうかという位置付けでありますので。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

そこは、非常に微妙だけれども大事なことで、先ほど委員長も言われたように、まず意見とまとめて出していかと。参考資料として配っていかとということで、参考資料ならいいだろうということで僕も頂いたのですが、これは見ると何かまとめようまとめようとか意図が感じられないのですね。もうちょっとその辺客観的に出た意見を書いていただく方が参考資料として僕はなるのではないかと思うし、かえってこういうのを書かれると、こんなことを言っていないのにと逆に思うわけでして。

**倉原事務局次長**

分かりました。そこは大変申し訳ございません。2番目の土生委員長のお話にありました坪山先生のご発言ですが、これに付きましては先におがたをやってそれからもう一回戻ろうというお話だったと私考えておりますので。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

時間切れでそこまで話がなかなかただけで。

**倉原事務局次長**

ですから、そこはいくらなんでも書くのはあれかなということで。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

出た意見を列記しているのがこの文書だと僕は認識しているので、これは当然、出た意見は尊重して書いていただくというのが、この参考資料としての位置付けではないですかね。そう僕は認識していますけれども。

**倉原事務局次長**

意見として出て、そこがもう審議されてなかったと。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

先ほど言った、平岡さんが「もう今のままでいいんだと。国保の直営診療所のままでいこうや」という意見ですね。僕は、もうぜひ民営化しようやと。ある意味両極端な話が出たわけですね。その後で佐伯さん等から「将来は民営化しても、検討してもいいのではないか」というご意見が出たと僕は認識しているわけで、ある意味、そういう出た意見を正直に書いてくれた方が参考資料になると思う。ちょっとこういうふうには何か意図が入っているような書き方をされると「なんじゃいな」と思ったわけで。

**倉原事務局次長**

そういう意味ではございません。はっきり申し上げます。ただ、今までの過去10回、50時間以上に及ぶすべてを網羅するというのは、ちょっとこれはもうご容赦願いたいということもあります。今のご指摘のありました部分につきましては、これはもう申し訳ないと思っております。ちょっと清川についてはお三方の意見が、今のままでいいんじゃないかという部分と、将来民営化という部分で分かれたというふうに認識をしておりますので、こういう書き方にしました。ですから、その場で修正等が入ることは当然もう。

**土生委員長（大野郡意思会長）**

ちょっと待ってください。修正はいいのですけれど、これは修正をするということになると、委員会としてまとめとして認めるということになるんだけれども。

**倉原事務局次長**

ちょっと言葉の遣い方が悪かったと思っております。そういうふうには書き直したいと考えております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、誤りの指摘はOKということですね。あくまでこれはまとめではない、参考資料だということですね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

委員長、ちょっとよろしいですか。今言ったその3つですね。平岡さんから出た、国保直営のままでいいじゃないかと。僕が言った、民営化にぜひしようと。坪山さんから出た、おがた病院の付属の診療所はどうかと。その3つについて今から協議はいかがですか。

**土生委員長**

一応、この前そういうふうには話が入りかかったところで、ちょうど今おっしゃられた意見が出ましたので。はい、平岡委員。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

私もですね、藤島先生と対極にある意見を述べておるのですが、それが全然こう主な意見と書いてあれば、私の言ったことも主な意見の中に入らないのかなというふうに認識を致しました。その辺、倉原次長さんどうでしょうか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

倉原さん。

**倉原事務局次長**

よろしいでしょうか。平岡委員の意見は、 、 、 は全面的に書いたつもりではありますが、ここを直営診療所としてという、経営の健全性の確保にという。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

内容を具体的に表現をしたということで認識をせんといかんわけですね。

**倉原事務局次長**

ええ。そういうお話だったと。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

あのね、私がいうのは、今のままに存続をという意見なんですね。それを冒頭に出して、その具体的な方法としては小さい、で書いていただく方がよかったなと。そういうふうに思っただけで、もう質問やめます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい。野田先生どうぞ。

**野田委員（公立おがた委員病院長）**

私も今のまま国保直営の診療施設でいった方がいいのではないかという意見です。今までの意見は確かに1、2、3はそういうことをまとめてあるというふうに思います。それから、5番の住民サービスの低下を招かないことを条件にというようなのは、これはちゃんと課長さんがおっしゃいましたですね。それが条件ならば民営化もよかろうと。いいでしょう。検討をしましょうということをおっしゃったと思うのです。ですから、今までの意見をこのまとめというのは大体やってあるというふうに私は考えます。ただ、坪山先生がおっしゃったおがた病院の分院ということですか。そういうことについてはちょっと触れてない。そこはこだわりますよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ちょっと訂正をしておきます。意見ですから、課長さんの答えは答弁になりまして意見ではありません。だから、これは藤島先生が言ったことが意見なのであって、あくまで課長さんの言ったことは答弁ですから意見をまとめてあるのであれば、答弁は入れてはいけないと私は思います。はい、藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

僕も、まさにそのことを指摘しようと思ったのですが、委員である僕の意見はあまり正確に載らずに、質問に答えた事務方の課長さんの言葉がそのまま入ってればそれでいいんだということは、僕は全く理解できません。僕は、それは文書としても当然最終の話にならない。まとめ以前の話だと思うわけです。そのスタンスとしてですね。意見を集約したというのであればですね。ちょっとその辺もおかしいと思います、まず。委員の意見が入らずに事務方の意見が入るというのも、それでいいということもおかしいし、それはまた入るといっても僕はおかしいと思います。文書のまとめとして。

**倉原事務局次長**

事務方の意見を入れたという。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

今、野田先生もおっしゃったでしょ。

**倉原事務局次長**

藤島先生が関係者の方に確認をした時に、住民のサービスの低下を招かないということであればと。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

僕が言ったのではない、それは課長さんがおっしゃったことですよ。

**倉原事務局次長**

という確認をしながら、民営化ということも十分検討できるのではないかというご意見だったと思うのですが。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

医療と福祉と地域を包括的に今のまま現状で行えることであればということですよ。

**倉原事務局次長**

それが、その住民サービスの低下をとということに。上の方で包括、地域包括ケアという言葉で載せておりますので、それを受けて住民サービスの低下という、ここまでいかないことを条件に民営化というのはあるのではないかとのご意見。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

ただ僕は、住民サービスの低下という言葉は全く使っていません。今言った医療、福祉、地域の包括化の現状を維持するということであればいいということで答弁を聞いたから、じゃあそういうことですよと確認をただけのこと。僕は住民の低下を招かなければということは一切使ってない、そういう表記は。僕の記憶では。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

これね、そういうふうに全部議論をしているとですね、ちょっと私、口を挟んではいけないのかもしれないけれど。これだけで一日終わってしまうような気がするので、これはそういうレベルの資料だということでは決着をつけませんか。要するにここに書いていることは、これ議論をしていて正確だったかどうかといたら、おそらく一回飛んじゃう。だから、これは本当に参考資料でもかなり不正確だという、言い方は悪いんだけど、倉原さんに失礼なんだけど、これを討議していると本当に時間切れになってしまうので、ちょっとこれはなしとは言わないけど、せっかく努力はしてくれたんだけど、これをあまり重要視すると本当に進まないの、これは取りあえず本当に出しただけということ。

**倉原事務局次長**

参考資料の位置付けで、すみませんがご理解をお願いいたします。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、もしそのね、本当にこれをやっていると終わってしまうから、それでよろしいですか。はい、平岡委員さん。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

ごく簡単に言いますと、将来ね、民営化と同時におがた病院の私は今のままでいいというのは、おがた病院と近いから将来おがた病院さんが吸収したとか、支所的な役割をおおいに持ってもらう方がいいのではなかるうかなということ、含みを持たせてそういう発言しておるわけですが、そういう意見があったということ委員長が認識していただければ結構です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

私は、確か平岡委員さんの委員の発言の中では、現状はこのままでいいけれど将来その需要とかまちの情勢に考えて、その育成の決定は最終的には新市で判断をしたらどうだろうかという近いニュアンスの発言をされたと記憶しております。だから、未来永劫にこのままでいいという発言でなかったと僕は記憶をしておりますが、それでよろしいですかね。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

はい。それを確認して。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、藤島委員。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

先日、僕の記憶でもそうなんですが、坪山先生から出た発言の真意というのは、いわゆるおがた病院と清川診療所を一緒にした方が改革等をしやすいというふうな観点だったと思うんですけど、もしよければその辺のところを先生にご説明をいただいたらもっと理解しやすいと思います。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

じゃあ、その前に一言いいですか。議論のテーマを言います。清川診療所を今のまま直営でいくか、民営化の方向で検討をするか、それともおがた病院の出張診療所としての位置付けを検討するかという、この3つについての議論を行いたいと思います。今、藤島先生のご発言で、坪山先生どうですか。発言されますか。

#### 坪山委員（大分県立三重病院長）

僕の記憶があいまいでなければ、あの時にはおがた病院の全適と、それから清川の経営のことで国保直営ということだったわけですが、僕が提案をしたのは、同じ新市にもしなった場合には、確かに単体の診療所であれば経営は違うんだろうけれども、新しいに市になったら市民の方々の健康と福祉を守るという、同じ理念の基に医療が経営されるのであれば、同じ理念の基でやるためには僕はおがた病院は全適であるべきだという主張をしていますけれども。国保直営ということではなくて、そういう理念の基に市民の健康と福祉の上から、同じ形態にした方がいいのではないかと。ところが、今の国保直営とおがた病院と、それから全く別な形態とそういうことにならないから、そういう理念の基に行うのであれば付属にしたら、じゃあ全適ということと同じようになるのではないですかという提案をしたんですね。僕も、決してここを国保直営の経営形態は分からないから、全適にしたときどうなるのか。どういう不具合があるのか。付属にしたときにどういう医者の確保とか、さまざまことがどうなるのか、まだよく考えてあのときは発言をしてなくて、全適はまず適用できないという確かな筋道が出たから。だけど、同じ市になって同じ病院の付属診療所になったら全適という選択もできますよねということを確認したような覚えがあるんですね。だから、僕は決して今の清川診療所を付属に絶対した方がいいですよというのでいったのではなくて、全適という同じ経営形態を取るためには付属診療所という選択もあるのではないかという趣旨でいったわけです。だから、その根底は今言ったように、新市が医療機関を持つのであれば、その医療機関は同じ理念の基に動くべきだろうというような考え方があったものだから、そういうアイデアを出したというわけで、深く考えて申し訳ないけどあのときにそう言ったのではないんですけど。今聞いていると、付属診療所という選択肢もあるのではないかということを探り上げてもらっていますけれども、それに僕はきちんとした意味でエビデンスを出せるほどの知識があるわけではないんですけど。僕の考えというのは今言ったようなことですね。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

前、倉原さんから説明があったんですけども。清川診療所に単体で、一部適用とか全適用というのはあまり意味がないのであって、ただ、ひとつ先生の発言から考えられることであれば、もしおがたを全部適用ということだとすれば、その管理室のもとに清川診療所を管理下に置いてすると。仮にその清川診療所を仮に全適にするというようなことは全適にしても職員数が数人しかなくて、お医者さん1人のところに全部適用だとかいっても、会計基準を当てはめたら小さすぎてそういう問題ではないと思うので、この問題はむしろそういうことではなくて、病院管理室のもとに清川診療所とおがた病院を統括するという考え方の方がむしろ現実的ではないかと思うんですけど、どうですかそういう論点では、はい。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

倉原さん、現実的にじゃあその付属診療所ということは、これは公営企業法では可能なんですか。

#### 倉原事務局次長

先生、よろしいですか。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

はい、倉原さん。

#### 倉原事務局次長

前回は説明をしましたけれども、単体では当然適用できません。ですから、いわゆる病院の付属事業という位置付けになればですね、それは全部適用ということも法制度上は可能だと。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

そうしたら、可能だということですね。

#### 倉原事務局次長

そうですね。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

前回だいが前ですが、例えば島嶼（とうしょ）医療という、小さな島に診療所に県がいくつか持っている場合は全部まとめて全部適用というふうにしているということは確か答えられていましたね。そういう論点で話をさせていただければと思います。会計をおがた病院の中の付属施設として組み入れてしまうという。どうぞ、野田先生。

#### 野田委員（公立おがた総合病院長）

はい。国保診療施設というのはそれなりの設立の理念というのがございます。国民健康保険を広く平等に行うと。いわゆる国民皆保険ということで、安い医療を皆さん平等に適用するためにつくられたのが国保診療施設ですね。そういう場合に、一つの小さな村の単位ではそれはそれで適用があったらと思うんですけども。広く広域化したときに、その理念というのが適用できるかどうかというのは、これは新市の市長さんの理念とかなり関係のあることであろうというふうに思います。ですから、今ここでそういうことをきっちり決めるとするのは非常に問題があるし、またできないことであろうかというふうに私は考えます。私はなぜ現在のままだいいかという理由は、当然これは毎日31名か32名の患者さんのときに、民間の先生がやっできないことはないと思います。ですが、夜間休日、あるいは包括医療を展開するという、今のような現在の清川の医療を展開することは、これはおそらく難しいだろうという予想のもとに言っているわけです。これをいったん民間に戻せば、絶対公ということには後戻りはできません。従いまして、地域の方々にそういう賭けということをするのは、やはり医療保険ということの分野でやはりそういうふうにするべきではないかというふうに思うのが一つ。あと一つは、これも何回も言いました。過疎の地域において、交付金なるべく流入できるようなルートというのは、そういうのは残しておくべきであろうと。診療所があるがために交付金750万、これは710万になったと思いますけれども、あるいは赤字の3分の2が措置されるといいますか、採り入れられるというような、そういう制度はやはりできたら地域には残しておくべき制度であろうと思いますし、そういう意味から国保直診の方がいいのではないだろうかというふうに申し上げているのですね。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

これも僕は何度も言ったのですが、当初は57年に村田先生が病気で休診なさったと。いわゆる医師が誰もこの村にいなかったということからこれは国保直営診療所ができたというふうに、僕自身は経緯として理解しているわけです。決してそういった国保の診療所の理念からできたのではないと僕は逆に思うわけです。結果としてはそうなんでしょうけれども、ちょっと少し当初の診療所の発足の点で、僕はちょっと違うかなというふうに思うところだと思います。先ほど、取りあえず民間でもできるのではないかというようなことを言っていました、それはちょっとよく理解できなかったのですが、この現状1人の先生が診療所をしているわけですから、先ほど来の話で現状の体制を維持できれば民間でもならん問題がないという、事務方のご意見も出ているわけですから。ただ、今後どうした形が清川診療所の改革ができるかといったときに、やはりそれはおがた病院と同じ形であった方が僕は話が早いのではないかと。いわゆるシンプルではないかと思うわけですし、先ほど言った病院管理室みたいなものがあって、その中におがた病院と清川診療所国保の直営として置くという形もあるのでしょうか。そのことも全適という話で出ていますけれども、全適なら全適にした方が僕は話が早いと。いわゆるシンプルではないかなというふうに逆に思うのですが、委員長、いかがでしょう。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと野田先生に聞きたいんですけども、24時間清川の診療所に詰めて救急体制をやっているのは、先生の話だと直営だからというのですけど、ここ辺の考え方、24時間あそこに拘束したら僕やめすと普通言いますよね。無理なんですよ。1年365日24時間あそこに。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

それは竹下先生に聞いて。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

竹下先生に聞きます。結局、そうするとですね、僕の考え方によっては日勤帯は通常の先生がおられても、例えば夜間とかそういうことに関してはおがた病院が代行をすとか。おがた病院から当直担当医・当番医を回すとかした方が、人事的にも楽になるのではないかと思います。今、東京都立病院がE Rをやって何が問題になるか、24時間こき使われてお医者さんが皆辞めていっているというのが現実問題ですから、むしろそれは、当然民間になったらそういうことはないと思ってみんな夜中はいなくなると思いますけどね。国保直営だったら24時間勤務に耐えられて、国保の直営でなかったら24時間の勤務に耐えられないということは、もっともそもそも僕もむしろ人事的には付属にした方が楽なのではないかという。ちょっと毎々話を聞いて疑問に思ったのですけれども、はい、野田先生。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

一つは、ですからそういうことはそれでいいかもしれません。ですが、あと一つは交付金の入るルートというのを一緒にすれば入らなくなるだろうと思います。これはよく分かりません。ですが、別々の形態であるならば、それはそれなりに入るルートが残されるのではないだろうかというふうに私は考えるわけですね。これは事務の方でないことではないことですが、

**土生委員長（大野郡医師会長）**

私もちょっと思ったのですけれども、3分の2赤字が補てんされるということは、3分の1赤字はたまるということですよ。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

3分の1の赤字は、交付金の措置をされますから、750万だったのが確か今年は710万だろうと思いますけれども。それで十分ではないだろうか。これもよく分かりませんよ。よその診療所の話ですから。だから、これは事務の方にお聞きしたいと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

確か、事務の方も3分の2の赤字は交付金から補てんされるといっていましたよね。ということは、3分の1の赤字は補てんされないということですね。つまり、赤字が増えれば赤字の額は3分の1は増えるということですよ。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

だけど交付金がある。

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

急用なようですのでどうでしょうかね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

つまり、お金はキープというのではなくて、このお金というのは赤字にならなければ入ってこないということですよ。黒字になったら入ってこないということですね。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

もちろんそうですよ。ただし、診療所により入る交付金というのは、これは入ると思います。赤字・黒字にかかわらず。これはでも一般会計に入るとい意味合い。どう使われるかは、これは首長の気持ち次第ですね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

倉原さん、じゃあ現実的におがた病院の付属としてですね、もし全適等になった場合の補助金と現実の国保直営と、それはかなり差があるというふうに認識してよろしいですか。まだ分からないこと。それはどうなんですかね。いろんな補助金・交付税等々の処置は。

**倉原事務局次長**

ちょっと交付税の算入額がどうなるかという部分はちょっとまだ勉強をしていませんけれども。今、事務方と確認をしたら、補助金の制度については、これはもう入らなくなる。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

国保直営の補助金の関係ですね。

**倉原事務局次長**

直営診療所であることで出ている。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

だから、それに代替するようなものがですね。

**倉原事務局次長**

よろしいですか。代替制度というのは地方公営企業の方では用意されておりません。以上です。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

場合によっては、まったく国保の直営でなくなって全適になったと。おがた病院の付属になったときにはない可能性もある。調査をしていないから分からないということですね。今の時点では、現実的にその委員長のその病院があって付属診療所があるところってあると思うのですね。そういったところで、じゃあ全くないかといったときにそれは調べてみないと分からないと思うのですが、全くないというのはちょっとどうかと逆に思うわけで。ですね。不確定のところだと思うのですが。それに関してはですね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

課長さん、どうぞ。

**後藤氏（清川村福祉保健課長）**

形態によっては交付税の算入措置は残る可能性もあると思います。ただ、国保直営診療所として国保財政から出ている、先ほど言いました3分の2の赤字の補てんはなくなると思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

竹下先生どうですか。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

いろいろご迷惑をおかけして、ご心配をいただいてありがとうございます。私はまだ任期が3年目に入っていて、どっちかといえますとあまり経営は診療中心にやってまいりました。診療だけでもちょっと大変ですので余裕がありませんで、この会でいろいろ経営のことについていろいろ勉強させていただいてありがとうございます。いろいろ教えていただいて感謝していますが、今まで私自分で発言をしたこともありますので、うんと長く15年ぐらいになるんですけど、開設された村長さんとか町民の方の診療所を利用させていただける患者さん。そういう方々のご意見を個人的には話したことがあります。詳しくこういう問題が急に起きましてそういう話を煮詰めていませんので、私からちょっと否定的ことを申し上げるのは差し控えたいので、課長さんにですね、後藤課長さん。保険課長さんですが、ちょっと来ていらっしゃるので、村長さんとか住民の方の生の声をちょっとよろしいでしょうか。お願いします。

**後藤氏（清川村福祉保険課長）**

ありがとうございます。清川村の福祉保険課長をしております後藤です。今、私の方に担当の課長として委員であります竹下先生から、村側の考えなり住民の意見というのを述べよというふうにお話がありましたので少し述べさせていただきます。短い時間ですのであまり長く私がしゃべりますと問題が起こりますけれども、どうしても私は担当課長として、病院・診療所にかかわり、そしてそこで診療所を利用していらっしゃるさまざまな方や住民の方、議会の皆さん。この間こういう問題が出て議論をしてきました。議会の中でも何度も「診療所はどうなるんだ」という議論が出てきたところでございます。当然といえば当然のことです。確かに、利用者は当初から比べれば下がってはきましたけれども、それでも先ほど全体から申し上げたように、一定数の方がうちの診療所を必要としておられる。そして、うちの診療所があることによって清川の福祉保健サービスのシステムというのが作り上げられてきた。これは間違いのないことで、これがなくなるということは一切われわれは考えておりません。そして現状でき



ちんと新しい市に引き継がれ、そして安定的に制度が行われる。事業が行われということを皆さんに説明をしてまいりましたし、住民の皆さんはそういうふうと考えております。これは、私は委員ではありませんから、この一つの方向性についての権限は持ちませんけれども、ぜひ、そういう住民の方がいらっしゃる。そういう背景にこの診療所はあるということをぜひ配慮いただいて方向性を示していただければありがたいと思っております。もともとわれわれの意思の中にはですね、この病院問題、診療所施設問題にうちの診療所が入ったことに対して、若干の何といいますが懸念がございます。皆さんご承知のと通り、この委員会はおがた病院の問題をきっかけにして公立医療施設総合検討専門委員会ができた。そういう経緯があるとご承知の通りです。うちの診療所のことが合併問題の障害になったわけではない。そういう観点に立てばですね、今の現状を変えていただくというのは、率直に申し上げますと住民の中に合意はとれません。そういうことを方向性を出していただきますと、われわれとしては非常に困るのです。そしてまた、今病院が抱えているさまざまな問題、診療所が抱えているさまざまな問題の中で、私どもが当面解決しなければいけないいくつかの問題がございます。そのときに、大きな不安を持つような方向性を示されたのでは、私も課長として責任が持てない現実が生まれてきます。ぜひ、皆さま方がお考えいただいて、私は新市でどういう判断をするかは、それは新市の市長が説明責任と経過責任を持って行うことですから、それはとやかくいう筋合いはございません。今現在私どもがいえるのはそういうことでございますので、ぜひそういう観点に立ってご検討をいただきたいというふうに思います。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

ちょっとすみません。これは私の少し私見ですけど、私もはっきり言って清川診療所がこの場にあがってきたのか、本当ははっきりいって検討して結論を出さなければいけない立場としたら、検討して立場は出しますけど。はっきり言いまして急患センターは全然上らなくて何で清川診療所がここに入ってくるのか、私も本当に甚だ疑問で、どういう経緯でこれが上ってきたのか私も知りませんから、非常にあれなんですけれど。でも上った以上はすみません、結論を出すのが義務ですからやらせていただきますが、私もその点は最初から非常に疑問に思っておりますので、本来なら急患センターも一緒に入っているのではないかと。ないしはどちらも入らないで、おがた病院だけでよかったのではないかとというのが私の見解としてちょっと。こういうへき地医療という言い方はおかしいのですけれども、どうですかね。この場合砂田にあるから問題なのだと。これがもう少し清川の奥の方であれば、診療所としてはもう少しみんなが認める立場になったのではないかと議論も出ておりましたけれど。この辺、安達先生、そういう管内の管轄をされている立場としてのご意見などはありますか。

#### **安達委員（三重保険所長）**

へき地医療としてですか。無医地区とかたちになるわけですか。どちらにしろ、なくなれば新市は無医地区対策という形で何らかの医療をしないといかんわけです。だからどういう形にするかはまた別の問題、無医地区とはまた別の問題というふうになると。今の形で残ろうと。民間にしようとする。もし、なくなるということになれば無医地区対策として、前にも先生が辞められるということで、無医地区になるということでここが診療所になったというふうなこと。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

ちょっと後藤課長さんも懸念されていましたが、なくなるという議論ではないと思いますね。

#### **藤島委員（大野郡医師会理事）**

どこともなくなるわけ。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

なくなるというのではなくて、経営形態ないしは、今の現状を考えると単独でいくことが本当にいいかどうかというのが、たぶん議論なんだと思います。後藤課長さんどうぞ。

#### **後藤氏（清川村福祉保健課長）**

私がかかることを懸念している理由は、確かに藤島先生がおっしゃるようになるとか、なくすとかいう話は一度もありません。ただ問題は、例えばおがたの付属であるとか、民営化であるという方向で出された場合、確かにそれに対してきちんとした責任を持っている方が、それでちゃんと清川の診療所を継続しますよという担保があるのなら、それは議論にならないと私は思います。ただ民営化された場合、その状況がうまくなければそういう可能性だっ

て否定できないこととなります。われわれ診療所を維持するために、この間、県のご支援をずっと仰いできました。現在は私どものものですが、それでも地域医療として県からご支援をいただいております。そういう関係が壊れたときには私は非常に懸念があるという意味で申し上げたところでございます。民営化されたり付属化されたりすることは、そういう恐れが私は多分にあると思いますし、民営化の話があっても、それが私は相当に困難であり、確率が非常に薄い問題であって。それをここで示されているというのは、われわれとしては納得しかねる。こういうことでございます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

藤島委員。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

民営化だからなくなると。公立だからなくならないという発想は、たぶんもう今の時代にはそぐわないのではないかと思うんですよ。これだけ国や地方が借金を抱えているからこういった問題になっているわけですから、先ほどから僕は一度も、まだ清川診療所をなくそうという議論は全くないわけですし、中間報告の中でも存在をみんなで認めて、どういった形が逆に今後残っていけるかということで僕ら自身はここで議論をしているということで理解しているというふうに理解しているつもりですけど。ちょっとその辺が、課長さんのいうこともみんなよく分かるのですが、ちょっとそれは僕は違うところで、いかにしている形で長く引き継いでいけるかということで僕は議論をさせていただいているというふうに僕自身は理解しています。逆に公立だからなくならないという時代でも、今は逆にはないのではないかなと。逆に僕自身は思うわけで。どういった形が一番住民の方々にこれまでの形で、または今まで以上にいい形で清川診療所としてご利用いただくかということとをここで議論をしていると思うのですよね。ひとつ僕確認していいですか。竹下先生、今先生が48時間土日何もなくて全部待機してやっているのですかね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい。直接の質問ですからいけませんので私が聞き直します。竹下先生、現状は24時間フル勤務の体制で連日休みなく勤務をされておられるのでしょうか。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

連日は不可能ですがね。時々休みはいただいていますけど。気分的にいいですとですね、やっぱり、相応にそういうことになっていきますと何か後ろめたい感じがするのですね。休んでおられます。何か待機している時はあまり電話とかかかるとはそう多くはございません。ただし、休みの時に限って必ず、大分とか、前の晩今日は何もないと、そういう時に限って電話があったりして、やはり役場の方にちょっと苦情みたいなのが入ることもあるみたいで、そういうときちょっと悪いことをしたなという感じです。ただ、休みとはっきり分かって、大体土曜、日曜は休みになったのですよね。ただやはり、急患といいますが、村の方の例えば熱が出るとか、いろんな患者さんから電話がございまして。大分に行きますとちょっと不可能ですと帰って行ったら患者がとて待ってくれないし、大変な病気でしたらそういうわけにはいきませんので、そういう点で県立三重病院の坪山先生をはじめ、担当医、医師会の各先生方に、それから、よく助けていただいているのが親友なものですから、野田先生に頭が上がらないのですよ。足向けで寝られないくらい助かっていますけれど。本当はそういうのがちょっと私としては非常に心苦しいのです。物理的にいって、その365日24時間というのは、これ本当にやりましたら何日かたって死んでしまうと思います。はい。それが非常に心苦しくて、これを何とか解決する方法はないかなと、本当日夜この辺がネックになって悩んでおります。どうもすみません。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

そういう意味でも、付属のほうが人員的派遣とかいうのは余裕ができるのではないですかね。単体だとバイトで雇うとかいうような話になりますよね、代理の雇いとかが。はい。石川委員さん、前回から7時20分の退席を言っていたのでどうぞお立ちください。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

非常に竹下先生正直にお話ししいたいたと思うのですけれど。やはりなかなか契約はおそらく週40時間ですよ、後藤さん。基本的に、週40時間の契約で随時そのかかりつけ医として対応をするということだろうと思うので、ここは、竹下先生は本当に真摯に対応をいらっしゃると思うわけで。ただ、ある意味委員長もおっしゃって

るようになかなかそういうバックアップ体制、1人で無床診療所をしていらっしゃるわけですから、現場の連絡等は受けることは可能なですね。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

一応携帯を。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

携帯等を転送してですね。そういった形も非常にきっちりされていらっしゃるし、そういったことで、僕がさっきどういった形が一番住民の方々にとっていいかと。安心できるか。または利用とかいいとかか。その議論だというふうなご理解をいただきたいと思うのでよろしくをお願いします。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

その辺もですかね。経営的な面で後藤先生。

**後藤委員（公認会計士）**

まず、野田先生が言いました710万の件ですけれども、今一般会計から入っているのが、それを借りて、一般会計というのは1400万出ているわけなのですよ。だから、村から出ているのは、お金は国から入ってもやはり700万というのは出ているわけですが、なくなったら、要するに余分に出ているわけですからね。それでも赤字ということですから、要するに新市になっても750万の、市が負担をする分が出てくるといこと。それと同時におがた公立病院がどういう形態になるかというのは、これからまだ最終結論出さなければいけないいうんぬんですけれど。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

すみません。全適のまずは結論。

**後藤委員（公認会計士）**

全適となったときに、従業員の問題がありますよね。診療所の従業員、それから公立病院の従業員、それが違うということがやはり問題だと思います。そこ辺のところを考えると、付属化も入れて新市の市長が決めるのでしょうか。やはり、民営化。もちろん8800万ぐらいの収入がもしあった場合には、これはちょっと努力をすれば補助金をもらわなくてもやっていける形態ではないかと思えます。それで懸念になるというのが、医師が来るかどうか。またそれと、福祉・保健サービスが低下するのではないかということの懸念。入院させてお医者さんがいて、それが担保できるということであればそれはいいのではないかと思うのですけれど。特に問題なのは、付属、おがた病院との兼ね合いというのがやはり問題になるのではないかと思えます。その辺のところを考えればいいかと思うのですけれどね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい。野田先生。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

今の補助といいますか、それを繰り入れても赤字であるということは、おがた病院の組織になった場合その補助がなくなるわけですから、さらにおがた病院にとっては負担が大きくなるというふうに思われます。そういう意味からは、私は将来院長ではないかもしれませんが、現時点では院長ですし、そういうことを今お決めになるということについては、私は責任持てません。将来、それでなくても大変だよと皆さんが言っているのに、またそれに加えて赤字を増やすというようなことをですね。現時点で、将来は分かりませんが、私は院長ではないかもしれないし、管理者になるかもしれませんが、少なくとも今は院長ですし、そういう責任がございます。そういう時点で、その話は「ああ、そうである」というふうには素直には受け入れられません。じゃあ、民営化がいいかといいますと、住民サービスが下がらなければこれは民営化でもという話は私もそう思います。ですが、じゃあ民営化をしたときに、住民サービスと今のサービスが下がるか下がるかという点についてもご検討をいただきたいというふうに思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

すいません。先生、一応多少オーバーラップするところは致し方ないと思うのですが、おがた病院の院長先生としての発言にはですね。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

分かっているのです。じゃあ事務の方。私はその点はわかまえているつもりですけど、ついそういう具合になってしまいます。申し訳ございません。それでは、事務長のほうからそういうところで少しお伺いいたしたいと思います。おがた病院の事務長さん。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

おがた病院の事務長さん。

**三代氏（公立おがた総合病院事務長）**

おがた病院の三代といいます。今、病院の付属性でということでは言いましたけれども、この診療所の形態ということにつきましては、それぞれの管理者が独立しておって診療所として、あるいは病院として独立できるために、交付金、ないしは国保直診の措置を受けられるわけであります。これは診療所を病院の組織の一貫としてとらえますと、財政的には病院の付属の施設ということになりますから、財政的な裏付けがなくなるというような懸念がございます。だから、今、新市にでもなればそれは条件が一緒ですから、人事の交流はできるかと思っておりますけれど、施設的には別個に独立して動く必要があるのではないかと私は思っております。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

委員長。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、野田委員。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ひとつだけ言っておきたいことはですね。ひとつの行政単位で2つの市立病院あるいは市立の診療所なり医院なりを認めることができるかどうかというのは、これは非常に法的に問題があるところではないでしょうか。ひとつの市に2つ市立病院があると。まあ、東京辺りにいっぱいありますけれど都立は、あれは、病院と診療所を認める開設は一緒なのですね、市長と。開設者が一緒なのに別々の形態というのを認められるのかどうかというところについては、検討すればいい問題だろうと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

実際に数は少なかったのですが、ひとつの市で2つの複数の病院を持つ事例はあります。ありますが、その時は、一方が例えば一部適用で一方が全適用ということは原則的にはなくて、どちらかの経営形態に統一をするというのが、法律に定められているわけではありませんけれど、一応そういうのが多かった。ただし、昨今合併ですから、それに伴って今までひとつだった市立病院が2つになるとか、3つになる例が出てきております。原則的には、やはり経営形態はひとつのさっき言った全適用みたいな感じ、それもあって全適用というのが出てきているのですけれども。全適用のことを管理下において複数の病院を管理下において、全適用のひとつの例でいったら今回はいえませんが、複数の病院を管理をするのに向いているということが特徴のひとつに挙げられていますから、当然、複数の病院を抱え込んで管理体制を整えていくということは十分考えられると思うし、まさにそういうことになると思います。先に藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

先ほど、国保直営の後を、いわゆるおがた病院の付属の診療所という話が出たのですが、付属の診療所にしたときに補助金とか交付税の問題が、調査研究はしていないわけですね、今この場で。単に憶測でものを言っている部分があると思うので、あまり憶測でものを言っはつきりしないことに対してというのは、僕はどうかと思うのです。はっきり事務方では分からないというのが正直なところで、国保直営の国保の補助金はなくなる。ま、これは当たり前でしょう。付属診療所にしたときにどうかというのは分からないわけでしょう、あまり、今の現状で。現状でその交付税、

補助金等が分からないからというのが事実でしょ。

#### 倉原事務局次長

さっき説明が悪かったかもしれませんが、付属の全適の病院もそうですが、なればちょっと先ほどの資料でいうと、  
で書いている国保財政調整交付金、1の。これはちょっと該当、特別調整交付金のところですね。これが、該当はその段階でなくなる。ただ、その前に書いてある地方交付税の算入額、これはちょっと今の段階では分かりません。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

そうしたときに、先ほど僕が言った不確定だということですね。不確定なことで議論をするとちょっと話が煮詰まらないわけですよ。野田先生も、減るんだ減るんだなくなるんだというようなことをおっしゃっているし、それだったら議論が煮詰まらないので、どうですかね、その辺のところ。ある意味、当然交付税・補助金等大事なことから、当然ははっきりしてそこで議論をしないと、僕はこれちょっとどうかと思ってね。先に進まないのではないかと思います。不確定な話ばかりだと。

#### 野田委員（公立おがた総合病院長）

ですから、開設者が一緒だった場合に、ひとつの病院、ひとつの診療所として別々の経営形態で、それができるかどうかということは非常にこれは分からないだろうと思います。そこからまず出発をしないと、議論のやりようがないのは確かですね。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

原則的には管理室で、おがた病院の全適になって新市に病院管理室ができれば、原則的には統括すること方のメリットと、別々のメリットというのは、それは当然真摯に議論をされるべき問題だとは本当は思いますね。

#### 野田委員（公立おがた総合病院長）

清川の人にとっては、それは自分たちの診療所として独立した事業単位とかというのが一番いいだろう。身近であるだろうしいいだろうと思いますよ。ですが、それが形態として認められなければそれはそれで仕方のないところもある。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

はい、後藤課長さん。

#### 後藤氏（清川村福祉社会保健課長）

今、野田先生の方からお話のあった件ですが、経営形態が別でも、もちろん開設者は市長ですから一緒になりますけども、それは別に存在することは問題ないはず。実際にそういう存在がありますし、佐伯南郡の方でもいくつか診療所を持っていますけれども、それぞれ別に存在することになっておりますので、何らの問題は私はないと思います。それから、ここの議論ではないんですけども、合併協議全体の議論の中で、新市の組織の問題を議論を、実際に一方で調整をされております。その中で、例えばおがた病院と清川診療所の総括する部局というか、課といえますか、そういうものがおそらく創設をされる。そうするとそこできちっとした管理、別々の例えば存在であっても、別々の法適用であっても創設されると私は思います。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

現状では、やはり都立病院などとみると管理が複数の課にまたがっておりまして、それが縦割り行政で非常に弊害があるということが全適に移行をするというひとつの理由でもあるのですけれど。新市になれば移行という懸案になって、おがた病院が仮に全適ということになれば、おがた病院に対して病院管理室というのができると思いますから、またそれを新たなほかの課に今まで通りに市とかどこに配属するかどうかというのはなかなか難しい。でもそれは逆にいうと、ひとつの病院は別の課にあって、ひとつの病院は管理室にあるという。今までとあまり変わらない経営形態になるのがいいのか。何でもメリット、デメリットはあると思いますから、どちらを選択しても100%でこっちが全くだめということはないと思うので、例えば今言ったように経済的な面でデメリットがあっても人員的面では非常にドクターの負担ということを考えれば、一応付属機関にすることに十分メリットはあるけれど。それはその時の状況でかなりそれは決めなければいけないですけども。できないできないという議論だけをやっているとす

ね。おがた病院のはできるできないを含めて議論をしましたから、仮にちょっと、立場上、後藤課長さんはいできないというご発言をするのはそれは致し方ないのですけど。やってみたらどうだろうかと議論も少し意見として伺いたいのですが、どうですかね、この辺は。あまり順番というのは、佐伯町長さんどうですか。

#### **佐伯委員（大野郡5町2村町村長会長代表（大野町長））**

論議がかなり出されておりますが、これはいつのですかね、資料2というのを「清川村の診療所運営現状と今後の方針」ということで頂いておりますが。その中に、診療所への受診行動が大きく変化する可能性が低いことを踏まえ、地方交付税への措置額、国保財政調整交付金額等を念頭において経営努力をする。特に、適切な保険請求と総務費の節減につとめる。これはもう尊重をしている。私は現状でいいのではなからうかというふうに思っています。また、赤字についても、これは政策的に規定のいろんな考え方もあるかというふうに思いますが、この地方交付税の措置額と国保の財政調整交付金、これは活用をしていくべきだというふうに思っております。従って、現状で引き継ぎ、また今論議をされておりますが、これが可能であるのかということがまだ不明確でありますので、意見としてこういういくつか出されておりますが、それを付記して私は現状でいくということしていくべきだというふうに考えます。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

その努力に期待をするという意見でよろしいですかね。どうですかね、取りあえず現状で、あとは新市に委ねるという意味で平岡さん、そういう意見ですけれど。

#### **平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

私は疑問に思ったのは、竹下先生がもうずっと連続勤務ということですが、ある程度、もうここでは割り切ってますね、そのために牧消防長さんがいらっしゃるのでね。そちらの方にやはり切り替える時期ではないかなというふうに思いますのですね。やはり、私は先生の医療の態度、取り組みに対する姿勢と、それから一次医療としての患者さんと先生というの、何というのですか、一体となった姿にもすごく私は感動をして帰ったのですが。やはりですね、先生も高齢化されるのでその辺のところはもう割り切る時期ではないかなというふうに。地元立派な病院が出来ましたでしょ。そちらの方にもう24時間お任せして、先生はちょっと手を抜くことの方をお勧めしたいんです。そしてですね、そういう中で先生が自分で、ここは自分で経営できるというふうなちょっと1年間ぐらいの期間の中で、そういうことが自信として出てこれれば先生が引き受けられるのが私は一番いい姿ではないかなというふうに考えております。だから、あえて私が民営化ということを言わないのはですね、そういうふうな先生の選択肢を残しながら、新市の市長に何といひますか、そういうことを委ねていく方がどこにも門が立たない姿で移行できるのではないかなというふうに感じて、私の主張につながっております。そういうわけであります。以上です。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

森委員さん、どうですか、ご意見は。

#### **森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

私も先ほど佐伯町長さんがおっしゃったように、一応現行のままでという方に賛成致します。それと申しますのも、清川住民と竹下先生との信頼関係、あるいは今の清川住民の新市に対する期待感を。ですから、ここで診療所を危うくするような、危うくすると言ひ方にちょっと語弊がございますけど。現行の形態を変えるというような不安感を持たせるより、せつかくの新市に移行をするわけがございますから、住民サービスという観点からも今の形態を続けた方がいいのではなからうかというふうに思っております。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

廣瀬委員さん、ご意見ありますか。

#### **廣瀬委員（大野郡老人クラブ連合会長）**

難しい問題ですが、皆さん委員さん方のご意見、あるいは後藤課長さん、竹下先生方のご意見を拝聴した時に、現状維持が一番妥当ではなからうかと。そういうような感じがしております。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

現状維持をいうときにですね、もちろん、私もあえて現状維持を否定してはおりませんが、赤字なのに

現状維持というのは理論的におかしいわけですよ。だから、赤字なのに現状維持でいいというのは、例えば当面現状維持という表現と、現状維持でいいとは違うと思うのですね。平岡さんは当面現状維持でいいけれども、それは将来的に検討をすべきだという。その検討の具体的な内容は述べてないですけど。やはり、私があまり強制はしたくないですけど、赤字なのに当面現状でいいという意見はおかしい。佐伯町長さんは、とりあえず自助努力を期待するという理由が付いていますからそれはそれでいいと思うんですけどね。ただし、私はちょっと厳しいんですけど、日本の国と、私自分もそうですけど中から変えるというのはなかなか現実問題で成功例がない。やっぱり外から変えられているということが現状だと思うのです。今回ははっきり言うと、お金がなくなったから皆何とかせよと合併になったわけで、変わろうとしているわけですね。だから、ここら辺のところはやっぱり本当に真摯に、じゃあ自助努力に期待をするって言ってしまっているのかということも、本当はちょっと考えてほしいのですが。そういう意味で、確かに僕もこの前聞いたのですが、今合併に関しては5,000項目のうちの500項目くらいしか合意ができていないという事態らしいですけど。何でもかんでも先送りして、自分だけがここだめだと悪者になるのはいやだというのは、ちょっと僕も困るので。もう少し、ここでいうこと正しいことではありませんけれど、一応、議論としてもう少しちゃんとしたことを言ってほしいと思います。責任があるわけですからね。はい。

#### **廣瀬委員（大野郡老人クラブ連合会長）**

実は皆さんの委員のご発言の中に、私は根底にはそういう赤字体質の改善というのをですね、経営基本の中心に考えてこれからやっぱりいっていただきたいというのは、希望は十分くみ取れる面があります。そうした意味で、私も今、委員長先生がおっしゃるように、赤字の方に現状にはなってますね、やはりこれはそれなりの赤字体質を改善すると。営業サービスを向上していくと。こういう立場の中で、少しでもいい方向にいくための現状維持ということの基本理念と考えております。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

私が言った理由はですね、この問題はなかなか難しいというのは非常に切実な問題なんです。私も本当はいいところであれしたいんですけど。結局この委員会では検討をしていることはですね、赤字の体質を改善すると。具体的にどう改善するかということはかなり行政の問題ですけど、やはりここで将来の指針を述べるべきなので、当面、合併直後は現状のままでいいという意見は、それは当然いいと思うのですが。やはり、これに対して将来述べているように、これはしろという意味ではありませんけれども、やはり民営化を期待するとか。おがた病院だったらこの前述べましたけれど、公設民営、独立行政法人は現時点としては非常に無理があるかもしれないけど、今後近いうちに十分検討に値するということなふうに出したので、やはり、清川診療所に関しても、現状は現状でしょうがないかもしれないけど、将来委員会としてやはりしかるべき指針はちゃんとやはり出すべきではないかと私は思いますが。そういう意味で。佐伯町長さん。

#### **佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））**

今、赤字をですね、そのままでもいいかということで、それではいけないということから出発しているのですけれども。この診療所とか病院機能というのは、やはり果たすべき役割ですね、先ほど清川の課長さんが言われましたが。地域における果たす役割とそれに対する代価としてどうあるのがいいのか。この機能・役割と合わせて経営的にどうなのかということも両方で検討をしていかないとですね。これは絶対に赤字になったらいかんというのが前提になったら、これはどうですかね。そう言えばですね、それはほかのもの私がいつも言いますが、例えばスポーツ振興とかスポーツ施設とかね、これもそうしたら民営化したらどうかと。これはありません。やはり、赤字は赤字の中でも必要だからそういうふうな投資をして行政としてはやっていくのですね。ですから、そういう意味では、赤字に対する経営努力、これは必要ですけども、そういうふうな機能・役割と総合的に検討をしていくべきだと。ここを忘れたらいけないというふうに思いますよ。ですから、今このままでいいということは現状でいくべきであるが、今、廣瀬委員さんが言われたように、今後経営の努力が必要だということ踏まえてだということですから、そういう意味では、これは新市においてそういう部分も含めて検討をすると。もちろん、検討するような機関もできると思いますが、それはやるべきだと思っております。もうその辺でいかがかなというふうに考えますが。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、藤島委員。



#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

この中で声を大に民営化といったのは僕なんです。ただ、僕は一度もですね、清川診療所が赤字だと言ったことはございません。それを問題にして民営化にしよう一度も言っていない。そこをよくお聞きいただきたいと思えます。ただ、それは当然黒字のほうがいいわけですが、ただ、ある意味佐伯さんがおっしゃったようなことを僕は踏まえてですね、一度も赤字だから民営化しろとは言っていない。ただ、いわゆる利用する側の方々にとってどういう形が一番いいのかということの観点から僕は申し上げているわけですが、これは前に言ったことをもう一度言わせていただければ、今非常に竹下先生は人気があって、先ほども出ていた素晴らしい先生ですから、竹下先生に定年を過ぎても頑張ってもらいたいという形であれば、それは民営化だろうし。民営化というのは相手がいないければ民営化できないわけですから、また探さなければ見つからないわけです。案外でも探したら一番そばにいたという話もよくあることですからね。やはり、今後の将来の経営形態の中は別です。当然、来年3月末日合併したときはおそらく今のままであろうかと思えます。推察ですが、もうひとつの選択肢としては、先ほどからあるようにおがた病院の付属診療所ということもこれも当然議論をする余地があるということですよ。当然、全適になるには若干時間があると。三重病院でも約2年間ほどの時間を要して経営形態を変更するということですから。直ちに全適になることはないのですが、当然、国保直営診療所とか、いや例えばおがた病院の付属診療所となるのにどれぐらいの猶予があるか。どれぐらいの手続きがあるか。それもちょっと今ここでは分かりませんが、そういったところもちょっとまたちゃんと調べるべきではないかと思えますが、やはり現状でいいということではなくて、どういう形で利用する方がいいのかということで僕は申し上げているわけで、決して赤字の話は一度も僕はしたことがありません。ただ、もちろん当然黒字であっていいのしょうが。その辺のところだと思います。もちろん、いつも言っているように清川だけではなくて、千歳や朝地や大野町にも民間の無床の診療所はあるわけですから、やりようによってはちゃんとそれで運営はできるわけです。現実的に、医療だけではなく、診療にも熱心な先生もいっぱいいるわけですから。そういったことを踏まえて申し上げているわけで。もうちょっとこの辺を突っ込んで、おがた病院と同じ土俵に上がっているわけですら、清川診療所は既に。やっぱり論議したいというふうに僕自身は思います。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

解説しますと、赤字経営だから、それが経営形態の赤字なんかは別として。単純にとれば、赤字経営だったら民営化なんかは本当は無理ですよ。経営改善が望めるから、今赤字であっても将来民営化がいいのではないかというような話も出るのですけれど。確かにこの議論は非常にダイレクトに取られていますけれど、おがた病院も決まっていますけれど、ある年限度の後に全適化と。それまでは現状維持ということは合意された。やっぱり清川診療所も確かに新市移行時には現状維持かもしれませんけれど、やはりおがた病院の全適に伴ってやはり改善の努力というのは、現状のまま改善を、でもね、はっきり言います。現状のまま改善できるのならもう黒字になっていないとおかしいわけです。できているはず。できていないからここにもってきているわけです。だから、現状のままという経営努力という、おがた病院さんちょっと僕も言ったのですけれども、現状のまま経営努力ができて黒字になっていたら、なにもこういう話にならないでこんな委員会もそもそも最初からなかったわけですよ。そのところをやっぱりちゃんとベースに置いて考えないと結論は出せない。それなのに現状のままがいい。現状のままに経営努力をするから現状のままがいいというのは、少しやはりおがた病院の厳しさに対して、清川診療所に対して、規模が小さくてかかり幅が少ないということは有利ではあるかもしれませんが、やはり委員会の意見としてはすごく無責任ではないかと私は思います。僕もさっき言いましたように、何で清川診療所が本当に同じ土俵に上がってきたのかというのは、私も個人的には少し疑問です。疑問ですけれど上ってきたからやっているわけですけど、やるならちゃんとやはり公平にそれだけの指針を述べなければいけない。ここは、やれといっているわけではなくて、望ましいということを答申するわけですから。はい、生野委員さん。

#### 生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

はい。私、清川国民健康保険の直営診療所については、やはり清川村の保健・福祉の面からみたときに、現状のまま経営をしていただきたい。先ほど、おがたの事務長さんが申されておりましたけれども、付属化した場合、今それでもなくおがた病院の赤字といわれているのがまたそれが増すというような言い方をされておりましたが、将来はやはり全適の中で、この清川診療所は、やはりおがた病院の付属診療所という形が私はいいのではないかと考えております。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっとごめんなさい。揚げ足を取っているわけではないけど、おがた病院の方は決して今から赤字と言っていま



せん。このときはね。

**生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））**

今まで赤字があったかどうか。赤字が強いので、またこれが重なったら。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

いや、だからこの3カ月の推計をみたときに、今から黒字でいけるといっていますから、その発言はちょっと取り消した方がいいと思います。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

私の名前が出るならば私が院長ですから、じゃあ言いますけど、黒字とは言ってないですよ。いいですか。7月に出た償還計画。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

すみません、訂正します。黒字とはいいません。現金が残ると言っています。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

だから、ころころそういうことを変えないように。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

私が訂正しておきます。黒字とは言っておりません。現金が残ると。私は指針を述べるだけで皆さんが現状のままていくということは反対しませんから、もうかなり議論を尽くしましたので、こちらから順番にもう一回。はい、平岡委員さん。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

ここまでくればですね、私は来年の3月31日までぐらいを限度として、もう竹下先生からどうするか自分で決断をなさる時期にきているのではないかというふうのひとつは思うのですよ。強制ではございませんので意見のひとつとして聞いてください。これから来年3月までの実績をして、どのように患者さんと話されて、こうすればですね、もう夜やめるときは東部消防本部さんを利用してくださいというようなことを説かれていけばですね。おのずから私は道が開けるような気がしてなるのです。結果が悪いときには私のあれでということにはならないようにはお願いたしたいのですが。そういう形の中で、根本的に進めていただくと私は一番いいと思うのです。それで、今までのいろいろの議論を聞きますとですね、おがた病院のこの倉原さんの出してもらった2ページの一番下に医療の提案項目を新市において実施するための機関として、病院評議会（仮称）を設置するという項目がございますね。それは、できるできないは今からのおがた病院さんの議論の結果ですが。そういうものの中に、先生が決断がつかないときには、その中で将来の清川診療所のことも合わせて審議をするというふうなことを付け加えてご了承をいただければ歯止めもかかるのではないだろうか。私はこう考えます。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

ちょっといいですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

今、平岡さんがおっしゃったのは、ある意味僕がずっと言っていることとちょっと似ているようなところもあるのかなと思ったのですが、要は民営化というのは相手がないとできないと何度も言っているわけですね。ただ、探さないことには見つからないですよ。当然、多くの方は今のままでいいとおっしゃいます。現実的にたぶん合併の時はそうなんだろうと僕自身も認識をしているわけなのですが、何とも言えず将来の経営形態を論じているわけですから。ただ、その将来が3年後か5年後か10年後か分かりませんが、その中で、やはり僕らはひとつの意見をまとめてこれを出さなければいけないわけですから。そういった意味でいうと、ひとつはやはり民営化ということもぜひ僕

は視野に入れるべきだと。これは実は佐伯町長も、将来の民営化については議論をすることはなんら問題はないというふうに前回、前々回もおっしゃいましたですね。またそういったおがた病院の付属の診療所ということも十分議論をする余地は僕はあると思うので、その2つですよ。ただ、それは感じていないことにはこれはならないわけです。そういったときにそういう場を設けて話をするということがひとつ論点かなと僕自身も思います。はい。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

私の論点の一番中心はですね、現に竹下先生というベストに近い先生がいらっしゃると。この先生の動向を無視してですね、あまりここでこうきっちり決めなくて、先生の考えも入れながら、それがだめであるとか、方向をどうしたいということがあれば、これは今の病院の評議会あたりで十分に現地の意見も取り入れながら、何といたしますか、独立採算が整っていくように審議願えれば、藤島先生の議論の最終的なものと合致するのではないかなというふうに考えます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

すみません、訂正します。病院評議会はまだ決まっておりません。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

だから先ほど、できたらと言っております。ご理解ください。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

分かりました。

**後藤委員（公認会計士）**

おがた病院については、やはり経営の合理化とか改革とかやっていこうということをお話をしていますよね。そうすると、清川診療所についても当然だと思いますけどね。そうすると、要するに現状を維持して行くことはできないと思うんです。やはり、こちらもそのように対策なりいろいろやっていこうと。そのときには清川診療所もやはりやっていかななくてはいいけない。そういうことになると、それとおがた病院の体制、それから看護師の給料の問題とかあると思うんですけどね。その辺の整合性等を考えると、委託という方向か、また一番心配されるのは、民営化になるとあとを継ぐ先生がいいるのではないかということでしょうけれども。要するにそういうふうになると、やはり目標としては直営かしていくという方向になるしかないかと思えますけれども。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

前も言いましたけれども、民営化というと、どうかしたら譲渡という発想になってしまうんですけど。公設民営というのもひとつの選択肢であるということですから。おがた病院にはちゃんとありましたね。公設民営にした場合と譲渡した場合とで条件が違うということも言いましたから。清川診療所に関しても、やはり民営化というときに関しては、それから今先生から、私も委員長として、例えどういう状態であれ、藤島先生私が言いますが、取っている以上、このままで目をつぶっていいという結論をやはり委員会としての責任で、事情がおがた病院とは少し時期的な問題とかいろいろあると思えますけど、やはり、私はもう少し前向きな意見。例えば将来可能であればおがた病院との付属施設、そういうことを検討するとかいうのは、ちょっと非常に言葉に問題がありますが。単独でいくかどうかは非常に検討する形を入れるとか。それから場合によっては、公設民営を含めた民営化というものを、検討を始めるというような指針はやはり出さないと。このままでいいと、おがた病院は全適にしましょうと、確かに整合性はとれないと私は思います。小さくても、新市ははっきり言って経済的には苦しいわけですから、小さいところはいいですよ、大きいところは閉めましょうではたぶんいかない。やはり同じように、規模によるとか、利用によって多少のそういう差はあってもしょうがないと思えますけど。基本的に、一方はお構いなし。一方は非常に条件を付けるということは、やはりある程度の整合性をとるべきだというのは私の委員長としてのスタンスです。ただし、これは私個人のスタンス。委員長としてのスタンスですが、そろそろもう一回、藤島先生からもう一回自分の意見を述べてください。順番に回します。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

僕の考えとしては2つあるわけですよ。いわゆる新市に移行後も現状の経営形態である国民保険直営診療所のままとということ。ただし、新市移行後、おがた病院と同じく、収入増、または経費削減等の対策を直ちに実施すると。

また新市に移行後、直ちに民営化に向けて調整を開始する。早急に民間委託、譲渡にかかる相手を候補する。探さないことには見つかりませんから。結果的に民営化にして探すのではなくて、相手がいるから民営化。もちろん、公設民営化・完全民営化を別にしても、探さないことにはできないわけですから。先ほど何度も言うように、探せばすぐそばにいたということも十分あるわけですからね。そういった形で、僕はやはりそういった形でタイムスケジュールを区切って、そこはやはり新市に移行後、直ちに民営化に向けて調整をするというふうに僕はぜひすべきだと思います。ただ、できるかどうかは別ですよ。何度も言うように相手があることです。それプラス今言った収入増、または経費削減等の対策をおがた病院と同じ土俵で実施する。これも直ちに実施するということが僕は必要なというふうに思っております。あともうひとつは、先ほど言ったおがた病院の付属の診療所、これも十分議論する余地はあると思いますけど。そこのところの記載もぜひ僕はお願いします。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

発言前に言います。付属の診療所にする場合と、それからいわゆる民営化の場合と、それから管理室で統合して経営等々を図るという3つの考えということによろしいですか。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

だから、当面新市に移った時は今のままで現実的にしょうがないと思うのですよ。ただ、それで終わるのではなくてそこから始まるわけですから。今言ったような形だろうと思いますが、そこは、はっきりタイムスケジュールも区切ってですよ。僕は明記すべきだという考え方です。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

坪山先生。

#### 坪山委員（大分県立三重病院長）

今まで聞いていても、僕は付属診療所というアイデアをちょっと出して議論になりましたけれども。機能的には、結構制度的にはあらゆる方法が可能性としてあると思うのですね。今皆さんが言っていた民営化だとか。僕が言った付属診療所だとか、あるいはそのまま国保でいくとかあると思います。だから制度的にはすべてあり得るのだろうけど、より現実味をもって今合併ということで新しい市ができると。その中で、健康と福祉を守る医療の市民の方々がもつ医療施設を今のおがた病院、あるいは国保直営の清川診療所ができるわけですけども。僕の考えでより現実的というのは、われわれが中間報告で出した清川診療所もおがた病院も、この地域ということ。新しくできる市のすべての健康と福祉を守る包括的医療であると。それに貢献するというところまで中間報告を出しました。だから、おそらく新市になってもこういう2つの医療機関にはこれだけの答申が尊重するのであれば、この地域における包括的医療を展開するということが原則になるだろうというふうに僕は期待をします。そうなったときに、今の清川診療所が初代からずっと僕は見ていますけれども、非常に新しい考えで村民の方々の健康を守るために展開してきたこの理念というのが、まさにこれだけの中間報告のそういう方向で動いているし、これはおそらくもう止められることはないだろうと思う。本来はそこを誰が運用するかということで、今竹下先生に来ていただいていますけれども、先ほどの後藤課長さんの発言の中でちょっと気になるのが、もし付属診療所とかそうなったときには県の支援が受けられない可能性があるというような発言があったと思うのですね。それがあつたということは、それは人的な医師の確保が難しいということをおがた病院に言われたけど、今現在は竹下先生がいらっしゃるわけですね、現に。ということは、将来的にそういうことが不安があるということになるとすれば、おがた病院の方からの人の人的派遣というのが本当に可能かどうか。それは野田先生は非常に力を持っていらっしゃるでしょうけれども、やはり、今地域の方が医師を確保すると。非常に難しいと。なるほど今後藤さんが発言の裏にはおそらく県の今の各診療所に出しているドクターたちの派遣ということが非常に容易になるということを含んでいらっしゃるのではないかと思います。そうすると、確かに県の方が付属になったときにそういうことをノーということかどうか分かりませんが、そういうことを含めて、非常にあいまいなあれになりますけれども、おがた病院の付属診療所になったとき、おがた病院も地域の包括的医療に貢献をするということをおがた病院は訴えるわけですから、やはりおがた病院はそういう清川診療所をきちんと守るということも、おそらく新市長は指示するだろうというふうに思います。だから、僕はさまざまな人的な問題、経営的な問題まで詳しくは分かりませんが、ひとつのアイデアとして新しく新市になったときには、今時間的にみてほとんどこういう新しい形態を変えるということは難しいから、今のままでいいと思いますけれども。将来的には、今言った先ほどから言っている新市の健康の理念というのは、国保直営であろうが、おがたの病院であろうが、これは同じ包括的医療展開ということを、救急・小児を含むということは中間報告で出しましたが、そういう

ことでやるのであれば、経営ということも一緒になった方が一番いいのではないかとこのように僕は思います。ただ、今から1年か2年か知りませんが、その間に人的な余裕がおがた病院にあるのかどうか。そこもよく分かりませんが、今後藤課長さんの不安の件もありますから、僕の今の結論としては、この両医療機関が新市の保健・医療・福祉を守るとして同じ理念のもとに同じ形態のもとに新市長の理念のもとに動くという、そういう形態を取るのが一番いいのではないかとこのように思いますから、そういうあれとして、将来的に付属診療所というところで検討をしてもらえればなということだと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ありがとうございました。確かにおがた病院の一部適用の議論の中に、地域の住民の健康を守るという明確には、またある程度の不採算部門が許されるという考えからいえば、確かに清川診療所が吸収して不採算部門であるから、吸収できないというのはちょっと理論的に矛盾があるような気がしますが。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

そのようにですね、この専門委員会というのはいつまで存続するのですかね。専門委員会はいつまで存続するのですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

答申が出るまでじゃないですか。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

答申が出た時点でもうこの会はなくなりますね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それはちょっと今後の議論になるから、原則的には。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

いやいや、そこが非常に大事なことなんですよ、実は。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

答申が出るまでですね。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

そうですね。一応、そういう認識のもとには答えません。私は事務局のこの案、清川村国民健康保険直営診療所に關して、1、2、3、4は、これは一応現状した方が地域の皆様のご希望に沿うような保健・医療・福祉・包括医療を展開していきましょうという中間報告の認識がそのまま詳しく書いてあると思います。だから、将来は今おっしゃったように、答申をした時点でこの専門委員会というのはなくなるんです。そこら辺のことについて、それじゃあ実際にやっている人たちはどこまで責任を持てるのか。会がなくなった時、非常に大きな問題。ですから、将来にわたってはこの住民サービスの低下を招かないことを条件に将来の民営化の可能性を探るといふところに、将来の民営化の可能性を含めて他の経営形態を探るといふ文言さえとらえていただければ、現時点で専門委員会の答申としてはいいのではなからうかと。そういうふうに思いますね。これは私の考えですよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

具体的に述べなくて、将来の経営形態を。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ええ。これは例えば非常に詳しく述べたときに、例えば竹下先生がいらっしゃるかどうかが分かりませんが、あるいは新市長さんがどなたになるか分かりませんが、この一枚の紙が独り歩きをして現場はえらく混乱します。そうなったときに一番困るのは、実はわれわれではないですね。地域の方なのです。あるいは病人。そういう利用をされている方が非常に困るといふ現実。実際医療を受けていらっしゃる方、あるいは利用をされている方たちの事はまるで考慮されない。要は決め方が、非常に問題があるというふうに思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生ちょっといいですかね。現場の混乱はどういうことを具体的に指しているのですか。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

それは経営形態が決まらない。あるいは人がおかげで決まらないとなれば、医者が決まらない。来ないとなれば、それは困りますよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

現状で取りあえず決まるまではいくのですよ。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

現状で決まるまではいくでしょ。ですからその現状でいくのですけど、決まるか決まらないかは分からない。でも紙にはこういう具合に書いてあるではないかと。そういう場合に、現場の責任者は非常に思うのですね。そのときにどこにもっていけばいいのか、その問題を。非常に困った存在だと思えます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

実はですね、私もこれはあまり言いませんが、委員長としてですね、抽象論というのは今回通用しないと考えるのですよ。具体的にもちろんもっといい方法が出てくる可能性はそれはあると思います。今の現状が変わっていきますから。もっと可能性が出てくる可能性はいくらでもあると思いますけど、やはり僕ら人間の知恵で生きているわけですから、現状を考えると、みんなが知恵を出し合ってひとつのやはり指針として出すということは、将来の混乱を招くから抽象的にしようということとは違うと思うのですね。過去日本はそういうことがやはり多すぎて、抽象的にやるということは、何も言わなかったことだって一緒のことだという僕は基本的考えなんですよ。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

抽象的に言わざるを得ない状況といたしますが、われわれの身分というのは、ですから答申が終わったら専門委員会がなくなって、じゃあ専門委員会で決めたじゃないかと言われときに、現場を預かる監督といたしますか、管理者というのはどうしていいか分かりませんよ。知恵に出すのは大いに結構です。ですが、困るのは現実に利用されている患者さん方です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

現場の監督をするのは、おがた病院の場合は全適ということが決まりましたから管理室長です。だから、もし将来こういう制度をしたときに、その責任の明確化ということで管理室長にするとしたら、もし万が一清川診療所が管理室の中に入れば、その管理室長が今までの指針に基づいて経営責任を負うという形にそれはなります。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

先生いいですか。管理室長を決めるということにおいて現場は大混乱をします。あるいはそれを受け入れるかどうか、アクセプトできるかどうか、いろいろ混乱します。それをひとつ取ってみてもえらく混乱します。お医者さんの問題、先生簡単にお医者さんが来るよと、そんなものじゃない。現実の現場というのはそんな簡単なものではない。そしてですね、いいですか。管理者を決めればいいじゃないかとそうおっしゃるけど、その管理者を決めるということがえらく大変。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

お聞きします。私は一言もお医者さんを探すのがイージーだとは言っていない。私もいろんな経験をしていますから、お医者さんを探すのは大変だと思うから、清川診療所単体で探すよりは、おがた病院の方が医師を確保しやすいから一緒にした方がいいと。それは当然、医局ではそういう制度ですから。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ではですね、これはあまり言いません。一言だけ言わせてください。後藤先生からお医者さんを探すのはどうですかと。私は非常に苦勞をいたしましたと言いました。先生がそのとき何とおっしゃったか。「え、医局、簡単にお医者さんというのは今ありますよ。おりますよ」というお話をされたでしょ。いいですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

違います。私は昔大分医大ができるよりは医師の確保は楽になったと言いました。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

今ですね、机上の計算からいえばお医者さんは十分足りています。問題は点在なのです。ですから、都会にはいっぱいいらっしゃるけれども、田舎にはいらっしゃるというのが一番問題です。数は足りているからすぐ簡単にいますよという感覚、これはやっぱりおかしいと思う。やはり私現場でずっとみてきておりますから、そういうことはやはりあります。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

その通りです。私も非常にへき地で、埼玉のへき地に行きまして隣のお医者さんを連れてきた揚げ句に2週間で逃げたみたいな話をよく知っております。だけど私は、その近くのへき地の病院がどうやって医者を供給しているかというのは医局の先生と供給してと言いました。だから、私は先さっき先生が言いましたけれども、厳密には大分医大が出来て、出来る前の大分県の医者の確保よりは今の方が楽になりましたと。ただし、今後今の研修の制度が変わりましたので、ここしばらくまた医師の確保をすることは少し困難になるでしょうと。私もちゃんとそういう、ただ埼玉県でただひとつの無医村の近くの病院にありましたので、その辺の事情というのはどれだけ医師を確保することが困っているかと。またそこは市立病院ではありましたが、院長は私の先輩でありましたが、医局とつながっているからお医者さんがなんとか確保できているんだという。それは結構な規模の病院だけど切々たる思いでやっておりますから、その辺のところはちゃんと分かっております。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

はい。それで、今また話を戻しますけれど、病院の管理者を決めるそれまでに何年間があるかもしれないけど、そのことは特に大変なことなのです、実は。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生、分かります。あのね、ちょっとこれは私と議論をしてもしょうがないですから私も最後にしますが、確かに、おがたは先生の時代は佐藤先生の次ですかね。だけど病院というのは必ずやっぱり、別に管理者とかという形がなくても院長は必ず代わって、100年も200年も同じ院長がやっているということはあり得ないわけで、やはりそれは東京でいれどこの院長も大学の取り合いになりますから、そのたびに派閥が代わって院長が代わっているわけです。僕らもはっきりいえば東京の大学病院にいる時に派閥の中で院長が病院の取り合いをしているわけです。だけどそれは、ある日突然、慶応から慈恵になったとかいう形になるわけですけど、院長が代われれば混乱をするのはどこも一緒です。だけど、混乱が危ないから住民の地域の人に対してそうなると、でも院長はどこかで代わることになります。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

あのですね、いいですか。患者さんにはなるべくご迷惑は掛けたくないような、できたらひとつでも掛けたくないような回り方をしなければなりません。それには。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから具体的に聞いているわけです。何ですかと。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから、それは従来みたいに院長から院長とかいう感覚ならば、それはそれなりに多少いろいろあっても大したことではございません。ですが、病院管理者となりますとこれは全然別です。相当な混乱がそれは起きます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生、確かにこういう地域の上に立つ院長は、その病院の生え抜きの人がなることが多いです。しかし、東京なんかのある程度の規模のところは、ある日突然別のところから全く関係ないところから来ます。それが日常茶飯事、だけどその病院が大混乱を起こし医療が低下して機能を失ったという例はありません。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

あるいは、本当にお医者さんがいなくなって機能が低下するかもしれない。ちょっとここはすみません。毎日400人患者さんが来られて百何パーセント病床利用率があって患者さんがそれぐらいいらっしゃる。あるいは、検診を1,500人から3,500人やって非常にアクティブに機能している病院です。そういう病院が、それは数日でも機能が落ちれば相当なご迷惑をお掛けしますよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

私もそういう病院にはいくつも行きましたけど。もっと本当600床、800床という病院の中で患者は600人800人と来る中で、院長が代わったからってご迷惑を掛けて機能が低下したということはありません。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから、いいですけどね。従来の院長の交代ではないということを私は言っているのです。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

ある意味、地域医療ということですね。地域ということも緒方町、または大野郡、または豊肥地区ということの地域がひとつ。それから現場の混乱、いわゆるおがた病院に来た病院側、診療所側の職員の方々の混乱、ちょっとその辺のところを話がおちゃおちゃになっているところがあると思うんです。やはり、基本は緒方町であり、大野郡であり、豊肥地区の住民の方々がどういうふうな恩恵を受けるか。この病院によって、または診療所によって、そのところで現場の混乱とか、まず切り離して話をしないといけないわけで、そこをいっしょくたにしてしまうとちょっと少しその話の筋道が変わるわけですから。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、分かりました。じゃあこの件は打ち切りましょう。2時間過ぎました、休憩をします。

（休憩）

**土生委員長（大野郡医師会長）**

再開します。じゃあ審議を致します。竹下先生からですかね。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

清川村診療所の竹下でございます。診療所についていろいろご配慮をいただきありがとうございます。私、福祉診療所長の個人的な考えをちょっと述べさせていただきます。今の経営努力をするのは当然の気持ちでありますが、何分いろんな体制の問題、人的問題があります。私は除いてですよ、職員の。そういうことで、経営収支を上げるような努力をなさないとはいけませんが、どういふ方法とかいろんな手段方策を模索する必要があるかと思っておりますけど、何分現状の体制でしばらくいかないと、直接変革というのはかなり困難だっております。ありがたいことに、佐伯町長さんのおっしゃっていたようでしたけど、一応従来の国診の直営としてはですね、住民の健康と疾病予防、そういうのに力を入れてきたと思います。従って、従来の診療所長の方も同じだと思いますけど、これをやるとしたら、やはり住民検診とかそういうものになんか力を注いでおりまして、それを私個人の考えとしては、それを金額で考えるか、また価値として考えるかということも実際の財産ではありませんが、ただで疾病予防をしますと住民検診でいち早く軽いうちに見つけましてね、糖尿病とか。予防的に例えば健康保険課を中心として栄養指導と運動指導、そういうのを清川村ではやっておりますが、こういう疾病予防によりまして、いわゆる国保診療費の増大を防ぐと。そういう意味では、かなりの診療収入あたりとそれと引き換えるのではないかと一応思っております。診療収入を増やすという面ではですね、どうしても過疎地区なので努力は致しますが、それから対象の方と診療内容ですね。診療内容がCTとかもないような状態ですので、私自身が内科なものですから、過疎地区の人、それからその地区の住民の方の経済状態、そういうものを考え合わせますと多くのものをあまり期待するのはかなり難しいかと考えております。どれぐらいかと。一応赤字が750万ですから、それを解消するぐらいか0ぐらいはいくと思っておりますが、それぐらいが限界ではないかと考えております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

結論としては。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

したがって、当分のあいだは今の一部適用を採用させていただいて、随時いろんな方策を模索して経営収支の向上に努力すると。現在申し上げることはこれぐらいしかありません。それから、新市になりましたら、当然新市の市長さんのお考え、いわゆる理念とかそういうことでいろんな経営形態が出てくると思いますので、私としては全く将来は分からない。新市の市長さんに今後お任せをするということを上申しておきます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

新市においては、経営形態の変更に関してはしょうがないということですか。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

新市ですね、市長さんが首長ですから、それは、当然われわれ国保の診療所としてはその市長さんのご指示通り動かざるを得ないと思います。市長さんが、そういう民営化とおっしゃれば民営化にいかざるを得ない。ただ、かなり民営化になるのがですね、開業という別々のことかなるかと思います。完全民営化した場合ですね。果たして収支決算がどれぐらいでやれるのか。ちょっとこれはちょっと自信がありません。そのことだけは申し添えておきます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、廣瀬委員さん。

**廣瀬委員（大野郡老人クラブ連合会長）**

特に委員長先生怒らないでくださいということを上申して、あえて発言をさせていただきます。いろいろ出ておりますけれどもですね、どうも私も老人クラブ一員としては専門的な中についての論議がなかなか理解しにくいという点があります。全く素人ですから「しもうたの、おれもお医者か病院におればよかったのう」というような話を胸の中で言っております。まともにいってですね、確か清川は大分県の過疎率で第3位ではなかったかと思えます。大田・緒方、それから清川・大野というようなことで5本の指の中に確か大野郡が3つぐらい入っていたのではないかと思うのです。過疎率ではなくて高齢化率です。ましてや公的交通機関としては電車が通っているだけで、あと村内を縦断・横断するようなバス路線はかつてあったのですが、今は通っていないというようなことで、過疎率はおそらく大分県の5本の指の中に高齢化率と同じように入るのはなかるうかと、そのように思います。そして、民営化というのはそうした地域に来ていまさらお医者さんでもやろうかというようなお医者さんは、藤島先生にお言葉を返すようですが、だから探してみないとわからんよと。確かにそれは探してみなければ分からないという面もありますけれども、私の一般的な常識の範囲の中では、いまさら清川に来てお医者でも開業をしようかというような方はいないのではなかるうかと。これは竹下先生や後藤課長さんには大変失礼なものの言い方かもしれませんが、ですから、5町2村の中でそれぞれ医療機関はあります。公的医療機関、あるいは私立の病院等がありますけれども、もし、診療所が清川から消えたとするならば、清川はそうした医療サービスの本人が残るか残さないかにかかわらず低下するということは確かなことになるうかと思えます。ですから、民営化なんていうのは政策でひとつに挙げられようかと思えますけれども、私は公設民営化程度で、ある程度はそういう資金的なバックアップがなければ医療サービスもできないと、そういうことになるうかと思えますので、そうした意味から、今、竹下先生も非常に重大な決意表明をされましたけれども、経営形態をいかに改善しても、私はこれも失礼なものの言い方かもしれませんが、私が考えた上においては、先ほど言った黒字、お金があるといたしますけど。要するに一般的な黒字になるというような経営形態はちょっと望めないのではなかるうかと、かように考えるわけです。大変失礼なものの言い方ですけどもですね。かつてあった小学校もたった今1校になって、こういう現状の中でですね。高齢者が増えるだけで、介護保険の面からのそれは別に問題ないと思うのですけれども、なかなかそうした面で医療を受けるというような人口の絶対的な減少もありますから、私は先ほど言ったように、竹下先生も決意を表明されましたけれども、非常に厳しいと思うのですが、あらゆる経営改善のための努力をしてもですね、なおかつ赤字は予想されるけれども、一般財源的な無駄遣いは少しでも減額されるような形の中での現状の維持を清川診療所には求めていきたいです。そのように思います。以上です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

まとめますと、現状のままということですね。



**森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

結論から申しますと、当分の間現状のままで新市に移行して、もちろん赤字がそのままいいというわけではございません。もちろん自主努力も必要でしょうし、将来的におがた病院の付属というようなことも、もちろん視野に入れても結構だと思いますけれども、現在のところ、竹下先生がどうにもならないから何とかしてくれというのならともかく、竹下先生も意欲を見せて今のままでいきたいというようなお話でもございますし、当分の間は現状のままでいいのではなからうかというふうに思っております。それから、おがた病院は、一応全適ということは決定したようですけれども、これはいつからということはまだ期限は決定してないというふうに思っております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは今の議論の対象ではありませんので。

**森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

いえいえ、それに伴いまして清川の診療所の方もそういう。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

まだ話はいいいっていませんけど、今1年と2年という話は出てます。

**森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

それに伴いまして、今後それまでに収支の状況がどういうふうになるかということも十分考慮に入れまして、別に先送りとか責任逃れというわけではございませんけれども、新しい新市の病院の例えば形態の委員会みたいなものができると思いますので、そういうのに任せてもいいのではなからうかというふうに思います。以上です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

森委員さんの意見では、現状のままで、新市で新しいさっき言われたことを含めた経営形態はそれはすべきだろうという意味ですか。はい、平岡委員さん。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

私はごく簡単です。先ほど述べた通りで変更はございません。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

確認します。現状のままいきます。それで新市になった時に新市でその経営形態を判断するという意見でよろしいですか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

はい。できれば、できるかどうか分かりませんが、病院評議会等で審議を尽くしていただければということです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

森さんもさっき言った、あれは病院評議会のことでいいですかね。

**森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

そうです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、分かりました。

**後藤委員（公認会計士）**

いいですか。先ほどから議論のおがた公立病院を合理化とかそういうふうに進んできたらですね、やはり体制はやはり同じようにしないとイケないと思います。そうしないと、おがた公立病院の体制と診療所の体制がばらばらだったら、やはり先には進まない。そういう意味で、付属化というのがいいのではないかと思います。それと、また清川

村自体がすでに人口が減少しています。それと緒方町にアクセスが非常によくなっているということを考えると、またその時点でいろいろ違ってくるのではないかと思うのですけども。それで受診率をまた低下させるということになると、やめどきがすぐ出てくるのではないかと思います。現状でいくのは、今は現状ということで、最終目標としていますという何とか付属化がいいのではないかと考えております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

意見をまとめると、先生はその付属化とか検討をするのはこの会議ではなくて、やはり新市でその病院。

**後藤委員（公認会計士）**

新市でそういうふうに。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

できたら病院評議委員会ですね。先生の意見としては、おがた病院の付属施設を推薦したいということですね。

**後藤委員（公認会計士）**

そうです。

**牧委員（大野郡東部消防本部消防長）**

消防の牧です。森委員さん、後藤委員さんの意見におおむね賛成でございます。結論から申し上げますと、当面合併におきましては現状の形で引き継いでいただいて、その後、おがた病院の方向付けがされておりますので、その移行期間の間にこの新しい経営形態をおがた病院とセットの中で議論を、先ほど言いました評議委員会でしょうか。そういった新しいこの形態の委員会の中で検討をしていただければと思っております。と申しますのも、おがた病院とこの清川診療所につきましては条件が非常に近接をしております。そしてまた重複する部分もあるかと思っております。そういった中で、この清川診療所の存在というのがやはりおがた病院を抜きに無視をしては考えにくいということがございますので、おがた病院とセットの中で議論をしていただくのがより効果的ないい方向が見えてくるのではないかなという気が致します。以上でございます。

**生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））**

はい。清川診療所、そしてまたおがた病院につきましては、この規模等が違いますけれども、やはり地域の医療・保健・福祉の総合提供等を地域包括提案の推進も目的が同じであります。そこで、私はやはりおがた病院が全適に移行という形の中で、その後、やはり清川診療所をやはり付属の施設としてもっていくのが一番いいのではなからうかと思っております。というも、先ほど牧さんも言われたように、やはりおがた病院と清川診療所は至近距離にあるという関係でございます。よろしく。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ちょっとお聞きしますが、その検討というのは、この委員会の中で新市の病院評議会、まだ確定はしていませんけど、一応病院評議会で行うという形ですか。それとも今の。

**生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））**

病院評議会の中で検討すべきだろうと思っております。

**佐伯委員（大野郡5町2村村長会代表（大野町長））**

私は先ほど述べました通りでございますが、基本的には現状でいくべきだろうと思っておりますが、今出ておりますように、新市の仮に評価委員会等で現在の役割機能を維持できるのであれば、ほかの形態でも検討をしても構わないのではないかという意見でございます。基本的には現状ということですが、今出ましたように、現在の診療所の機能・役割が維持できるのであれば、ほかのより効率を上げるという意味では、ほかの形態が可能であればそれも新市において検討をするということに異議はございません。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

確認しておきます。佐伯町長さんは、新市の病院評議会での検討をするということは賛成なのですね。それと方式に

関しては具体的には言及しないけれど現時点より経営効率を上げる可能性があるものという、ちょっと抽象的ですがそういう判断基準ですね。はい、安達さん。

#### **安達委員（三重保健所長）**

私は基本的には現状のままといいますが、先ほど竹下先生が言われましたように、国保診療所として二十数年間で、保健と医療をというそれをタイアップした形で国の医療費並びに疾病の予防という形を行ってきたという、そういう公立の診療所ですね。その経緯に基づいて、新市になってもできたらその道を探求してほしいですね。新市の市長さんをお願いして、もしおがた病院が全適になって管理者ができた場合には、やはり同じ施設として一方は病院として地域医療をみてほしいし、一方は診療所としての地域医療の在り方ということですね。公立の診療所としての地域医療の在り方をみていただくという面では、共通の管理者のもとに同じ扱いにされるのが一番いいのではないかなど。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

確認します。でき得る限り現状の維持と。将来において、管理室はあって総合的に。

#### **安達委員（三重保健所長）**

現状の国保診療所の主義といいますがね、それを新市になってもぜひもう少し探究してほしいと。少し外来が減ったとしてもですね。それは意義があるのではないかと。そういう地域において公立の診療所が先ほど言った保健医療とかとタイアップすることによって、介護とかタイアップすることによってですね。なかなか民間ではそこまでは、それができるのであればそういう可能性もあるでしょうけれども。今の現状で住民の皆さんがおがた病院患者の皆さん、それから診療所に対するニーズが十分あるということであればですね、今のまま、今の時点の合併ということを経営的に壊す必要はないのではないかと思います。

#### **三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

私もですね、安達先生と同じ考えであります。診療所の存在の意味というのは、やはり地域における保健・医療・福祉というような包括医療を総合的に推進するための医療の機関ですから、そういったことがスムーズにできる可能性はやはり直営の診療所というような形でやるべきであろうというふうに思います。ただ、竹下先生も1人で24時間365日勤務するのは、これは非常に大変だというような推測できますので、そういうふうな問題についてはさらに今後いろいろな検討の余地があるのだらうというふうに思っております。それがどういう形がいいのかということも私も今すぐに回答は出せませんが、おがた町立と同じにするのか、それとも公設民営にするのか、何らかの形、公設民営もこれも1人のドクターがやるわけだから、今の竹下先生と同じなので、何らかのやはりサポートシステムをつくってですね。円滑に地域医療が進められるようにすることが本来の目的であろうというふうに思います。全適のおがた町立と統一管理者にするかどうかということについては、当面はいろんな負担をおがた町立病院が二重に背負うというところの問題を考えると、直ちにいいのかどうかということについては、ちょっと私は今の時点では回答をもっておりません。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

まとめたいと思います。まずちょっとその前にひとついいですか。今のご意見を聞いておりますと、おがた病院に対して病院評価委員会か評議会、仮称ですけど、存在しないとこの答申は成り立ちませんので、これは一応おがた病院に関して病院評価委員会をつくるということは、一応OKということによろしいですね。これがないと今の意見は全然もう根拠がないですから。はい、藤島委員。

#### **藤島委員（大野郡医師会理事）**

つくるのなら、そのつくる内容もある程度事細かに協議してもらわないと、ただつくだけではだめだと思うのですよ。そこでどういうのをつくって何をするのかと具体的にやはり意見を集約してもらわないと、これだけでは。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

それは議論します。ただし、その病院評価委員会を仮称をつくるということをここで断定しないとこの結論は取れませんので。今、完全に直営のまま当分の間いくという意見は、確認しますけれど、三角先生と安達先生と野田先生ですね。と廣瀬先生の4人です。森さんは、現状ですけど新市になって評価委員会でそれは検討をすることはよろし

いという意見ですから。そういう意味で、今の全体を取ると、検討をしなくてそのまま直営のままいくという意見の方は一応3名。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

本当の現状維持。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

本当の現状ですね。あとの方は、一応現状が望ましいけれど新市において病院評価委員会でその経営形態を検討するという意見で集約、多少その具体的方法に関しては、皆さん付属施設がいいとか、公設民営であるとかいう意見は、それは書き方でしょうけど、ありますけれど。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

委員長さん。この5番目はですね、事務局の参考の資料です。清川村国民健康保険直営診療所についての5番目ですね。住民サービスの低下を招かないことを条件に将来の民営化の可能性あるいはここを含めて診療経営形態を検討するというのは、そういうことでしょ。評議委員会であろうとなかろうと、そういうことは検討していくということですよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

みんなの意見は、諸般の事情を考えて評価委員会で、具体的指名はしませんけど評価委員会、それは個々の意見がバラバラですから、全体を占める意見はありませんけど、経営形態は評価委員会の中で検討をしていくということではそれが約3分の2です。だから、おがた病院の中で評価委員会というものが成立しないとこの結論は通用しませんので、おがた病院の中で評価委員会をつくるということは規定事項で一応コンセンサスをくださいということです。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ちょっと、今、清川村診療所のことなんですけれども。これ、突然おがた病院の評価委員会になるのですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それを言わないと、どこで評価をするかちょっと決まりませんので。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

じゃあ、おがた病院の評価委員会をつくる、つくらないというのをまず検討をしていないと思うのですよね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、今みんなの意見を聞いてそれでよろしいですかという。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

いやいや、清川村のお話でおがた病院の評価委員会というのは、じゃあなしくずし的にその清川村うんぬんの話でおがた病院の評価委員会をつくるということになるのですか。清川村の話で。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

そうなったですね。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

そういうのははっきりしてくださいよ。今話しているのは清川村国民健康保険診療所の。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、この清川村の答申をまとめようとしているわけですけど、評価委員会で判断・検討をする。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

決まっていないことを。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、評価委員会をつくるという内容はともかくも、評価委員会をつくるということを前提にしないと結論になりませんから、皆さんに今聞きましたら評価委員会をつくるということに関しては、

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

それはちょっとおかしいと思いますよ。評価委員会をつくるかつくらないかおがた病院ではまだ検討してないですよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

おがた病院が検討をすることではなくて、この委員会で検討をするということ。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

おがた病院について、検討評価委員会をつくるということを検討するのがこの専門委員会でしょ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

前回、その一応論旨が出て、まだ決定はしていませんけど意見は出ています。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

意見は出ましたよ。それとは決まっていますよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だけど、評価委員会をつくってそこで検討をするという結論が出る以上、評価委員会は存在しなければ結論が出ないということになりますから。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから、はっきり決まっていないことを、それをこう。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、今確認を取ったわけです。それでよろしいですかという。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

それは、おがた病院の評価委員会をつくるという確認をお取りになったのですか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

いいですか。私はできればこの決議は全会一致で決議をするのが一番ベターだと思います。それでですね、これはもうちょっとここで、おがた病院にそれができた時にということで、それが否決された時には再度これをやり直しましょう。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

また元に戻る話ですか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

しょうがないじゃないですか。元に戻っても仕方がないと思います。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

すべて振り出しに戻るんですね、清川に関しては、

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから、おがた病院についての評価委員会をつくるかつくらないかということはまだ私は決まっていと認識しております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、これを決めるには評価委員会をつくるという、内容はまだ検討はしていませんけれども。前提はよろしいですかと聞いて、よろしいということになったので、じゃあそれはそれでいいでしょうと。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

いやいや、それは途中からそういう話が出ているみたいですけど、最初の方にはそういう話はありませんでしたからね。それでもっておがた病院の評価委員会をつくらせてもらっては困るのですがね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

それはいわゆる新市に移行した時に、新市の中に、ちょっと分かりませんが、新市の市長の直属機関等々という形でつくるのですか。おがた病院の中につくるわけですか。新市の中に直属の機関としてつくるわけでしょ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それはそうですよ。だから、どこの所属に入るかは別として、おがた病院の中に評価委員会をつくって決定するわけではなくて、新市の中の管理室とどういう関係になるかは別にして評価委員会をつくるというところまでしかまだ話をしていない。どうつくるまで具体的な話はしてないですよ。ただ、つくるということを前提にしないと検討をする場所が確定しないから、評価委員会をつくるということを言っているだけです。森委員さん。

**森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

これはあの、今の評価委員会はもちろん仮称ですけど、これは委員長がおっしゃるようにおがた病院が評価委員会というところとおかしくなるのではないですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

問題の中で出てきたのはおがた病院の評価委員会ですけど、これはおがた病院所属ということに、おそらく定義上はならないと思うのですね。

**森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

ちょっと言わせてください。それで、私が申し上げたのは、新市においてまずこの専門委員会みたいな、公立医療施設の検討の評議委員会というような意味で私は申し上げたので、おがた病院の中というわけではございません。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、今言ったようにですね、この専門委員会の概念は今おがた病院のところで出ていますけれど、おがた病院という限定はまだ現実にはしていません。ただ、評価委員会という概念が今意見として出ているわけです。だから、これをまだ評価委員会をつくるということが確定していないとこの清川診療所を検討する場所を確定できないので、評価委員会をつくるということに関していいですかということをお願いしたいのです。だから、おがた病院の中につくるわけではないし、おがた病院専属でつくるわけではありません。だから、もしかしたらおがた病院だけがそれに所属するかもしれないという可能性もあったわけですけど、清川診療所がそこで検討するということが決まれば、当然おがた病院と一緒にそこで検討をするということになると思うのですね。そういう意味で、はい、藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

話をちょっと変えていいですか。いいですか。竹下先生にひとつお聞きしたいのですがよろしいですか。先生の先ほどのご意見の中で当分の間は現状維持で経営収支の改善に努力すると。改革は新市長にお任せするということがあったのですが、先生は昭和19年生まれですよ、大変失礼ですけど。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

私は17年。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

17年生まれです。あと定年が70ですから7年頑張っていただけなのですよね、清川診療所で。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、竹下先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

今おっしゃったことを実現するということですね。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

私は今現在診療所長ですからその気持ちですが、それは、私明日病気になるかもしれませんし、診療所として誰か答えないといけないからやはり診療所長として発言をしているわけで、私自身ですね、ずっとできるかどうかは分かりません。私としては一番望んでいるのは、後任の方がいらっちゃって、じゃなければ後任の方がいないわけですから、委員としては私自身しかいないわけで、清川診療所として発言する方がいないわけですからね。ですから、一応私としては清川診療所のために発言しているわけで、私としてはやはり清川診療所に住民の方のために残していただきたいし、清川診療所をですね。現状のままではないと民営化というのは、かなり来られた先生がもし民営化されたとします。相当な努力をなさらないと廃業ということになりかねないです。相当難しいと私は肌で感じている。ですから、ただ、ここで診療所の在り方を検討するというで一応私の考えを申しているわけで、それは民営化というのは、私は民営化になったらなくなると思います。ですから、現状でいって新市長さんが、あるいは新市長さんの付属機関、この方たちがどう判断されるかは私も分かりません。ただし、それは世の中が、例えば国でも合併しろという話になっているじゃないですか、財政難のため。非常に同情しているのですが、まあ佐賀関病院さんもなくなった。これは世の中の流れですから、そうならないことは非常に念じているわけですが、現実には非常に厳しいですからそういう意味で申し上げているので、私は今の診療所をここで時間として発言しているわけで、将来民営化しろといわれて私自身が開業するつもりはもうとうございませぬ。はい。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、もう一度藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

僕がちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんが。民営化ということをお聞きしたのではなくて、先生が現状維持ということであればですね、先生がずっとあと定年まで残っていただいて、経営改善等に先生のお力でご努力いただけるのかなとお聞きしたかったです。先生に民営化させるとかそういうことをいっているのではなくて、あと7年定年までありますからその7年間にご努力いただけるかなという。先生の先ほどお人柄のこともありましたし、そういったことでお聞きしたわけで、さっきちょっと聞いたら後任がいたらいつでもやめるみたいになんかちょっと聞こえるところもあったので、どうなんですか。その辺のところをちょっと。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

本当は直接質問をしたらいけないんですけど、私が全部質問したのも悪いのだけど、ちょっと容赦いただいて、先生手短かに。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

私としては、本当は辞退したい気持ちがいっぱいです。なぜかという、私はそんなつもりで地域医療といいますが、そういう経営努力とかもちろんするつもりですけどね。そういうことはまるっきり考えておりませぬし、非常に経営努力も難しい地域で、そういうことは心情的にちょっとそぐわない。私としては今の体制にも村民の方にもあまり十分ご満足いただけてないのではないかと危くしているわけで、そういうことでも赤字とかになりますと非常に責任を感じますし、患者さんが現に減っている統計がございませぬ。私も拝見させていただきまして、ちょっと何とかなのか、痛みを感じているわけですよ。誰か本当はいい人が来れば藤島先生がおっしゃいましたように、本当にいい先生がいらっちゃればバトンタッチしたいというのは本当の気持ち。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生のお年でね、24 時間拘束で医療を続けられるというのは、仮に先生が「私は体力の限界だ」と言われても、それはもう私は同じ医者としてそれは十分に分かりますので、一応そこら辺で話はあれしましょう。話は戻りますが、もし今言われたようにその病院評価委員会というものを前提にしなければ決が取れないわけですが、病院評価委員会というのがあるという前提であれば、清川診療所に関しては現状と。新市において病院評価委員会の中で、ここら辺は一部おがた病院とセットでという意見と、別個にというニュアンスの2つのニュアンスがありますけど、病院の付属施設として、ないしは公設民営として等々の具体的には限定しませんが、さっき佐伯町長さんが言われたように、より効率のよい経営形態をと。ただし、ちょっと僕も思いますけど。新市において検討をしたら必ず場合によっては、香りの森ではないですけど、なくなるということも当然、市長の人格によっては当然あり得ることですよ。新市にもっていけば必ずしも存続できるという保障は、存続できる可能性ははるかに高いと思いますけど、場合によってはそのまま検討して廃止ということも選択肢の中にあるということですよ、先生。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

それは分かっています。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

必ず新市に持ち越せば存続できるかどうかということは、新市の市長になられた方の決断だと思いますね。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

それは運命といいますか、仕方がないのではないかと覚悟しています。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、一応清川村診療所の件に関しましては、一応病院、仮称ですけども病院評価委員会に新市移行後検討を委ねると。付記として、その中に具体的には、おがた病院とセットで付属施設、それから公設民営化、単独であっても同じ管理室の中の所属としてやるという等々のそういう具体的意見もあったけど、これは付記という形で収めると。そういう結論でよろしいですか。反対意見の方いせんね。では、一応清川診療所に関してはそういう結論にしたいと思います。ちょっと時間がたっておりますが、公立おがた病院の方に戻りたいと思います。前回、全適ということでは一致しております。今確認ですが、おがた病院の所属ということになって新市の中に病院評価委員会、仮称ですけど、これはまずつくるといふ、そこまでは一致。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

おがた病院の中に。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

いえ、新市の中で、新市の中でつくるといふことに関しては一応OKですので。その他いろんな意見が出ていたが、この意見に関してはかなり藤島先生が言われていたので。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

これは平岡さんがこの間おっしゃったのですが、僕もちょっと言わせてもらったのは、これは僕たちの意見であって、もとは自民党の医療基本問題調査会、公的病院の在り方等小委員会の中間報告の中にある病院評議会。これは自治体病院の改革に対してそういったものを設置して、いわゆる調査研究またはチェック機能として働かせようということを出ているそういった報告書がありますので、それを基本に僕は考えたわけですけども。いわゆるチェック機能だと思っていただいたらいいですね。あとは、いわゆる委員の選任だとか運営ですね。どういった運営をするのか。またはどういった内容を審議するのかということは、できればこの専門委員会で細かく決めていただいた方が僕は答申書としてきちとした形になるのではないかというふうに思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、三角先生。



**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

私はですね、今の藤島先生のご意見、つくるといふことに関しては異論がないのですけれど、この委員会でこれ以上詳細な議論を続けることについては反対です。といいますのが、そこまでの役割を付託されていないというふうに認識しています。ましてやですね、新しい新市ができたなら新市の市長さんがやはり意思のもとにもっとも好ましい形のシステムをつくって、より何というのでしょうか。自らの意に沿った形でやるということではないですね、ここでこれをさらにやっておりますと、昨日の生野さんのご意見を伺いましたけども、やはり一日でも早く結論を出してほしいというふうなご要望が相当おありで、たぶん昨日の情熱が表れたということだろうと思いますので、これ以上具体的なあれをやりますとですね、全国のいろんな資料も取り寄せなくてははいけませんし随分時間がかかりますね。ですから、私はこの件を具体的に検討するということに関しては反対を致します。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

これはひとつ確認事項なのですが、いろんな問題の中で非常に問題はあるのですが、ちょっと聞きたかったのですが、これ、例えばこの会で結論を出したとする。この結論が本当に実施されるのかどうかということは、さっき野田先生が言われていたけど、やはり法的なものは別として、チェック機能ということはある程度言わなければいけないのではないかと僕は思っています。要するにこれがはっきり言えば簡単なことですが、これでここでいくら決めても新市の市長が誰になるか分かりませんが、議会に提案をしてしないとこの議論は何だったのかということになります。だから、ものによってはやはり僕は今日ここまでこんなに時間をかけてみんなが労力を割いてやったことに関しては、私はすべてチェック機構が法的とまでは思わないですけど、さっき言った病院評価機能みたいなものぐらいまではやはり議論すべきだと思います。例えばそれは非常に難しいかといいますと、私はここに確かに集まった方が大半の方は最初は素人だとか、言われたように素人同然だったと思うんですね。あれだけの膨大な資料をこなして、ここにいる方々といったら、今この分野に関してははるかにかなり知っているわけですね。確かに最初は素人集団だったかもしれないのですが、だから、これだけみんなが一生涯懸命やったことをやはりちゃんと約束を守るといふ意味で、さっき皆さんも言われたように、せめて新市の病院機能評価委員会はやはりちゃんと規定すべきではないかと。結局、今日ここで清川診療所の方は病院機能評価委員会です。病院機能評価委員会は新市に授受権を与えたら既決しませんと。結局は、それは保障しないということですよ。

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

ですから、先生のチェック機能という言葉がいかどうか分かりませんが、評価機構を新市に移行してつくてそこであるべき姿の医療を推進してもらうことを確認するとか、確約するとか、そういった形でね。やはり、チェック機構をつくとすれば、私はもっといろんなこういって失礼になるかもしれませんが、もっと違った県病の院長とか、いろんな違うですね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

そうとったら。

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

いやいや、それは先生違いますよ。やはり医療の中身というのは先生もおられますけど、医療人でなければ分からない部分が多いわけですから。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

官尊民卑だな。

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

違います、それは。絶対違います。そういう意味で言っているのではないですよ。だから、きっちとした形で改めてつくるといふことで趣旨は同じだと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ちょっと待ってください。確かに今先生が言われたように、諮問事項に入っておりません。私は、でも非常にこの論理にちょっとかかるのを心配するのですが。保障に関して私は自分は責任はあると思っています。少なくとも、それが将来市長が実行をするかどうかは別ですけど。私はこれが実行されなかったら市長はその責めを負うべきだと思います。

います。だから、私は評価委員会のことは絶対議論すべきでとここに書いてあります。各号にかける事項のほか、会長が必要と認める事項、審議事項です。はい、平岡委員。

#### **平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

現実を見ますとね、合併協が71項目のうち70項目が決まったということは、もう皆さん打ち出しておりますね。だけどその内容をみるとですね、ほとんど今現実に作業班が作業をしてどういうことをしようかどうするのがベターかということ審議している段階なんですよ。これで新市がスタートして現実に、それじゃあ20億の企業をですよ、見て指図してするほどの時間的余裕があるのでしょうか。私はその現実論者でありますのでね、まずその辺のところを非常に重視したいと考えます。だから、せめてわれわれはこれだけの時間を費やしてこれだけ一生懸命勉強をして、それで経営形態について何がいいのかということ自分で蓄積してきたつもりであります。だから、混乱する新市長のために経営については全適であるけれども、全適を適用するにあたってはどういうことをされた方がいいですよという付帯条件としてですよ、それを明示する義務があるのではないかと、そういうふうに考えるものであります。以上です。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、藤島先生。

#### **藤島委員（大野郡医師会理事）**

三角先生は時間がないからおっしゃいましたけれども、ここは非常に大事なところだと思うのですよ。僕は、ここはぜひ時間を割いていわゆるどういった形で、答申としてある程度全適というような形が今出ているわけですね。ただ、それではどういった形で担保するのか。または今後進めていくのをチェックするのかというのは、これは非常に大事なところだと思うのですよ。僕はやはりこの専門委員会は僕自身は課せられていると思いますし、その委員の選考どうこうについては僕も今分かりませんが、基本的には、先生は先ほど県立病院の院長等どうこうと言っていたけれど、そうなるちょっとそこまで話が出てしまえばもっといろんなことでもっと具体的に話を進めてやるべきで、当然民間の委員も入るべきでしょうし、新市の市長や管理者や院長も入るべきでしょうし、そういったことは僕は具体的に決めるべきだと思うのです。ここを決めるということは、ある意味これから行わなければいけないだろう収入増、または経費削減の改革うんぬんの一番大事なところだと思いますから。そこをおざなりにして答申を出してもあまり意味がないと思います。現実的にどういった形で改革をするのかということは僕はすごく大事だと思います。

#### **三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

その権限はありません。

#### **藤島委員（大野郡医師会理事）**

いえ、あるかないかは今ここで議論を。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

ほかのことで言いましたけれど、私はこの事項に関してはこれがせめて非常に評価機能委員会が規定しなければ、この議論に向けての答申は骨抜きだと思います。私はそれが分かっているのに皆さんが反対、あえて後で指名しますけれど、この人たちが名前を残して全部あえて反対するならば私は委員長ですから、それは皆さんの意見を尊重しますが、皆さんちゃんとそれだけの骨抜きになることをちゃんと分かって反対されたのなら、それはそれで私はそれ以上ということはありませんが。私はここで一応委員長としてまとめる立場があるのだったら、ほかのいろんな問題を含んでいるということもあります。昨日もこの前もした公募の問題とか非常に難しい問題で、これは非常に難しいですけど。せめてこの委員会で答申したことが担保されて監視するチェックできる委員会に関しては、審議事項ではないと言いますけど私は必要で考えます。ここに書いてあります。

#### **佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））**

今、三角先生の言われた通りだと思いますが、ただ入れるとすれば専門家を含めたという程度でこの委員会としてはですね。なければ、どの部門とどの部門を入れなさいとかというのは、これはまた新市で決定することです。ある意味では条例、議会、規則、こういうのがありますよね。ですから、この委員会として出すのであれば、専門家を含め

たという程度で、この機能評価委員会というのならそれは私も。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

人選の話はね、これはやはり僕も具体的にどういうふうにするというのは難しいと思うんですけど、どういう機能を評価委員会に与えるかという指針は出した方がいい。これに関しては、例えば月にどれくらい開いて、それを本当に推計通りにおがた病院の推計が動いているのか。そういうことをちゃんとリアルタイムに反応して行って、本当に必要な人件費の対象をどう出すのかというそういうデータをちゃんと分析したりとか、そういう機能を持たせないで、ただ新市の評価委員会で何を評価、人選はそうだと思いますよ。町長さんが言われる通りに、例えば誰を出せ、これを出せと、今のこの時点で、市長も決まらない新市の体制も決まらない中に、それをやれということは確かに僕の越権行為だと思います。それは僕の越権行為だと思います。ただし、その病院評価機能が例えばおがた病院とどういうところをチェックしてほしいのか。また全適2年、まだ決まっていませんけど、年数に移行するとなった場合、移行するときに具体的にどう進めていく位置付けを与えるのか。それから、その形態に伴って変化にどういう評価を与えるのかと。ある程度の指針はやはりまだ規模も決まっていませんからね。あまり具体的なことまでいえないと思うのですけれど。やはり、どういうチェック機能をこれに持たせると。確かにおっしゃる通りにあまり細かいことまで人選まで規定すると、新市長さんが身動きがとれないということになりますけど。少なくとも、この評価委員会の機能の概念をやはり提示しないと。それこそ画竜点睛を欠いて、せっかく今まで審議していたことが何の担保もないという。それは、私個人はそう考えますので、私は委員長として評価委員会の機能はやはりちゃんと提言すべきだと思います。はい、佐伯委員。

#### **佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））**

それはまさしく中間報告の結論にありますようにですね、病院診療所の機能・役割を果たしながら民間医療機関の経営理念を踏まえ、今後さらに経営の独立性を高めるということについて検討するという程度なら結構だというふうに思います。それと、また今ですね、論じられた中から今出たこの評価委員会はどうかというの、もうおのずからそういうふうなことも含まれておるといことで。もし明示するのであれば、こういうことを入れると。その程度でいいと思います。

#### **土生委員長（大野郡医師会長）**

私は今回の審議の中においてですね、あまり細かいことをこれに補足することは非常に問題があると思いますが、漠然とした抽象表現は避けたいというのを一貫してやってまいりました。だから、この今までの公文書において、かわりにみんな触れているのですよね。公営企業法だって企業性を高めると書いてあるけど、どこが企業性が高まっているのか、もう少しやはり、ここまで時間をかけてやったのだから、具体的な提言というのをしないと僕らは何ですかね、ただ単にきれいな文書を提出するだけという役目ではないと思いますよ。例えば月に何回開くということまでは決められないと思いますけれど、例えば定期的に委員会を開いてその収支状態を細かく検討するとか。そういうぐらいのところまではちゃんとと言わないと。ただ単に検討をするといっても、それは無責任だと僕は思いますよ。僕はやはりそこら辺は良識の範囲だと思いますけれど、具体的な人選までは無理だけど、やはりちゃんと普通の人聞いて評価委員会というのは何をしているんだという概念が分かるぐらいのことは、分かりますか。その今、町長さんが言った中間報告のところで、経営の在り方について民間の経営理念を踏まえ、独立採算でそんなことを書いたって具体的に何をしているのだということとは誰も分からない。もう少し具体的に見える範囲のところまではいいのではありませんか。

#### **佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））**

それを評議にかけるとですね、今委員長の思い描いているこの項目だということがあるかもしれませんが、逆にですね、ほかにまだほかの方面から違う視角から検討をしないとイケないこともある。そうすると、あまり規定をしておくで「ほんならこれは検討せんでいいんか」ということになりますよ。ですから、やはり包括的にですね、この経営の独自性を高めるといって経営の内容について含まれているわけですから、そういうものについてということにくっておくと。くくるとすればですよ。その程度が適切だというふうに私は思いますよ。

#### **三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

先生のおっしゃることはよく分かるんですよ。それでね、事実そういうことを最終的にはやらなきゃいけないだろうと思うんですけどね。ただ、この委員会でそれをやろうとしたらたぶん私は5回で終わらないだろうと思いますよ。

それはね、現在いろんな評価機構の中の前案なりがあるでしょうけど。やはり、この地域にはこの地域に適した機関、評価機構をつくらなくてはいけないでしょ。だから、これはおそらくやり始めたらやはり3回、5回、あるいはもっとかかる可能性がある。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

やってみないと分からないでしょ。

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

やってみないともちろん分かりませんが。1回や2回では終わらないことは目に見えていますね。ですから、こちら辺、もちろん私の個人的な意見なんですけど。坪山先生、あるいは生野さんのその期限との関係を含めてですね、総合的にご判断いただければよろしいかと思います。私はもうこれ以上は申し上げません。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは先生のおっしゃる通り、細目まで決めていたら3回でも5回でも終わりませんね。もうそれは専門家委員を特化してですね、もう本当にそれに従事する人を特化しないと細目は決まらないと思いますよ。ただね、この中で評価委員会をつくると。その中にここに書いてある中間報告に書いてある一部を入れて、これで普通の人は納得しますかね。私は何も細かい細目までを決めるというのではなくて、大体の概念を示しなさいということを行っている。こんな議論をしている方が時間がなくなってしまうような気がするけど。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

その点に賛成です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

もう少し見える形にして残してあげるのが僕らの責任じゃないですか。確かにおっしゃる通りあまり具体的なことを決めたら、これは決まらないですよ。だけど、ただ評価委員会をつくると。そこで検討をすると。じゃあ評価委員会の実態は何なのですか。私はね、別にそれは皆さんがそういうのだったらそれでも構わないけど、それが分かっている私はこの場でそれを引っ込めない。私は皆さんが僕の意見に反対でそう決めたいと。自分の名前の責任においてそう決めたいというのでしたらそれでも結構です。だけど私は自分がそれが気付いている以上、それは自分の意見としてはもちろんいいというのですから、私はそれはおかしいと。もう少し具体的に案を出してもいいのではないかと。それもちゃんと効率的にやれば今日中に出てもおかしくないぐらいの内容だと僕は思いますよ。する、しないと言っている方がよっぽど時間を食うと思います。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

あと平岡さんから出たと思うのですが、いわゆる僕は外部監査制度の導入、これもぜひ検討すべきだと思います。これについてはですね、もう法律で地方自治法でできっちり決まっているわけですから、それにのっとってですね、現に大分県もそういうのをやっていますよね。三重病院なども佐竹さんに監査されていますので、こういった形で、いわゆるその今までいろんな資料が出てきたのですが、それに対する僕はこの委員会等では監査能力もないでしょうし、当然その病院評議会、または病院協議会、名前は分かりませんが、そこには監査能力はないわけですよね。僕はある意味その監査能力があって初めてチェック機能というのは働くのだと思いますので、できれば僕はそういった意味で外部監査制度導入ということも再度また提案したいと思いますし、これに合わせてご協議いただきたいと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、野田先生。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

外部監査、これはやらなくてはならない。義務付けられていますよね。ですから、当然やっております。それと、何も決めてないとおっしゃいますけども、私から言わせていただきますと、公営企業法全適でいくよと。あるいは公設民営もあるかもしれない。独法もあるかもしれないという方向付けを決めていただいたというのは、これは相当なことをお決めになっていると私は思いますよ。それから、さらに新市になって病院機能評価の会をつくる。これも相

当なことをこの会はお決めになっているのです。先生がさっきおっしゃったように、新市長が、清川村は、診療所は民間ですといったらそうなるよと。先生がおっしゃった通りだと思います。新市長の意向によってはどうにでもなるのです。小さいところはそうでしょうし、人事もそうでしょうし、そういうのはやっぱりちゃんとした新市長ができて、開設者というのはこれは最終的な責任者ですから、そういう責任を持った方ができていただいて、それから決めるべきものであろうし、三角先生、あるいは佐伯町長さんの意見に私は賛成致します。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、藤島委員さん。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

今、野田先生がおっしゃっているのは、現実には外部監査制度を行っているということですから、これについては何ら問題ないということですね。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

そういうことですね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

ですね、分かりました。僕がひとつ提案したいのは、外部監査制度とリンクしてですね、この委員会、または協議会を運営してほしいと思います。いわゆる監査だけで独立するのではなくて、ものによっては全権もってチェック機能して、僕は効果を図るとしたら。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

もう外部監査制度はすでに導入されているし、今後も導入されるということですね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

やっているとおっしゃいました。何ら問題はない。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

では、外部監査制度のことに關してはそういうことで、現在導入されているし、新しい病院に導入することは何ら問題はないとことでよろしいですね。

**後藤委員（公認会計士）**

外部監査制度というのは、今、県と中核都市で2つ、大分県でやっているのですよね。病院のやっている監査というのは意味が違いますけどね。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

そうですか。

**後藤委員（公認会計士）**

外部監査というのは、それは何千万もかかりますからそれはちょっと無理です。経済的にそれは無理なことであって、要するにさっき言ったことの土生先生が言っているのを具体的にチェック機能というのか、運営をチェックする、それから収支をチェックするという具体的なことを出していくというのは、これはいいことだと思います。それでいいのではないかと思うのですが。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

私が言ったのはちょっと勘違い致しておりました。ちょっと外部監査制度をやっているということについては取り消してください。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、やはりそんな難しい細かいことを決めるということは、やはりもう少し皆で小委員会、評価委員会、仮称

ですけど、機能というのはやはり決めないと僕は骨抜きと思います。どうですか、平岡さんこの前出していましたね。

#### 平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私はですね、今までこう議論を重ねてきたことの成果として、まず、病院管理者をそうするのか、新形態の移行の時期はいつなのか。経営委員会は設置してもらいたい。外部監査制度をきちんと導入してチェック機能を働かせてもらいたい。人権は削減をただするというだけではなくて、具体的にどうした方がいいと。新しい病院関係の基準を導入する。留保権の活用を明確にする。交付金の使途は医療費関係の分野に制限できないかとか。そういうことをですね、先ほど言いましたように新市長が多忙でこれに取り組む暇もないので、まず第一に新形態への移行をどれだけ早くするのかということをまず示して、それに基づいて新市長が動きやすいように指針を示すことの方が重要であると。このまま何もしないでいたら、新市長が忙しくて仮に放任したらどうなるのですか。そして20億の企業ですよ。今の計画に基づく1億5000万の赤字よりも、一日も早く何千万でも減少するためには、一日も早く全適ということを採用してそれに向かって前進をしなければならないと。そういう意味で、私は地方独立法人法が一番現在の会社法でいう株式会社の経営に近いから、それが一番いいと思いますよと言いつけた理由はそこです。だから、三角先生に反抗をするような言葉になりますけれども、ここのおがた病院さんの現状をみたときに非常に厳しいのです。だから、それを一日も早く解決をするためにどうすべきかということ、少し権限がオーバーするかもしれませんが、ここではっきりすることによってやはり三重町民の一部の方、どうしてもこれは合併すべきではないのかという人々に対する説得にもなるのではないかなというふうに私は感じております。現に、三重町ではそういう方々の活動が日増しに活発になっておりますし、そういう方々の意向も私は三重町の住民、三重町の町長、議長は無視できないのではないかなというふうに判断をしております。だから三角先生、大野郡5町2村はですね、他町村と全然根本的な構造が違うのだということをご理解願いたいと思います。以上です。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっとすみません、戻ります。後藤先生ね、ちょっと確認をしておきたいんですけど、今言った外部監査制度はすごい予算がかかると今おっしゃっていましたね。先生、ちょっと簡単に説明お願いできませんか。

#### 後藤委員（公認会計士）

外部監査制度というのは、今、県とそれから中核都市を対象にしてやっています。それで、公認会計士と弁護士、または税理士、または経験がある人達が選ばれて、相当な問題がないかやっていますからすごくお金がかかります。その大分県について、病院がひとつテーマで挙がりますと、ほかのテーマがあったらそのテーマをやるということで、それについて監査結果を出すと同時に意見を出すということですから、外部分析したら、今思っているのは、要するに経営の数字ですよ、それをどうだったかというので監査と思ったのではないかと。

#### 野田委員（公立おがた総合病院長）

そうですね。

#### 後藤委員（公認会計士）

外部監査と今いっている一般的な外部監査はそういう監査ですから、かなりきちんと分かります。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

費用的にかなりかかると。

#### 後藤委員（後任会計士）

そうですね。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

今、先生がおっしゃったのは包括外部監査のことですよ。都道府県は政令指定都市や中核都市がやっているやつ。そこら辺はやっぱり自治体として大きいわけですね。職員が何万人もいるところでしょ、大きいところは。そういったところで何千万もかかると。ある意味これは契約ですから、普通大分の公認会計士4人ぐらいで調査してやっているんですけども。あとちょっと個別財務監査というのもありますし、これによっては議会とか町が求める時にこういった形でできるわけですから、その辺のところを柔軟にですね、議論を含めて、あなたが何千万だからできないと

いう政令指定都市や県をほかの相手にするのではなくて、20億円の病院としての僕は監査ということでそういったことを申し上げているわけだから、その辺の制度の問題ですよね。またそのキャパの問題というのは大きさの問題もあると思うのです。それによってデータも変わるわけですから。その辺が県や政令指定都市と一緒にすると何千万と先生は今、おそらくそういうことで外部監査の包括的なことと言ったと思うのですが、ちょっとその辺は若干検討の余地が僕個人はあると思います。もちろん、専門外なので先生にそういうことをいうのはおかしいんですけど。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生仮にね、おがた病院でそういう監査を実施するとしたらやはり数千万かかると。

**後藤委員（公認会計士）**

だからその意味が、何を監査するのか。要するに監査のね、監査の外部監査というのは合義性という法律に合っているかどうかとか。それから、経済性はどうか、効率性はどうか。だからそういうのを監査していくわけでしょ。だから、意味がちょっと違うのですよね。要するに決算数字を監査するとか、そういうことだったらそれはちょっと意味合いが違いますけど。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生、決算数字を監査するというのを限定すればどのぐらいの費用ですか。

**後藤委員（公認会計士）**

それは分かりませんが、それはさっき言ったこういう委員会が出したものを検討するというで、十分に機能させて費用がいくらとか、今は減価償却収支はうまくいっているにしても赤字なのは赤字ですからね。その辺からみて経費を抑える。それとこの中でも集まってすればできる問題ではないかと思えますから、今、土生委員長がおっしゃったような委員会を設けてきちんとすればいい問題だと思いますが。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生の意見としては、外部監査は状況によりですけど、そういう費用を出すよりはこのいわゆる病院評価機能委員会の中でかなりの部分をカバーできると。ということは、その監査権ということですよ。

**後藤委員（公認会計士）**

監査は、また監査委員がおると思いますがね。それ以外に、その監査した内容を聞いたり、それから委員会からそういうのをチェックしていければいいのではないですかね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、先に平岡さん。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

念のために伺いますが、おがた病院の事務長さん、事務局長さん。今のおがた病院のチェックといいますが、そういう監査というのはどういう人々によってなされておるのですか、ちょっと教えてください。

**三代氏（公立おがた総合病院事務長）**

それではお答えします。監査員は今どこの自治体でもしてあると思えますけど、議会代表と学識経験者、この選出方法によって構成されております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、平岡委員さん。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

ということは、現在は緒方町の監査員2名によって監査されておるといふふうに理解してよろしいですね。

**三代氏（公立おがた総合病院事務長）**

通常ですね、会計はいわゆる議会代表と学識経験、それと、あと会計の指導は専門のところの一部お願いしている事項がございます。ただ、この外部監査になりますと条例的に制定というのが出てきますから、その辺はまた議会とも議決条項となってきます。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

すみません、坪山先生に伺ってよろしゅうございますかね。ちょっと簡単なそのことを。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

手短に。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

坪山先生、ちょっと失礼ですが、全適になったときには県の医務局はどういう監査を考えておられるかご存じでしょうか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

坪山先生。

**坪山委員（大分県立三重病院長）**

具体的な監査のそういったものが全適になったときに代わるかどうか分かりません。そういう話まで具体的にまだしていないから、僕が今持っている知識では分かりません。今は県の議員と、それから経営のプロ、または専門家から出ていて、別にその今外部監査が入り込んで、この監査というのは単なる数字ではなくて、病院の運営の仕方とかそういうところまで細かく院長のヒヤリングからすべて受けて、そういうのが外部監査としてわれわれは受けました。今後その全適になったときにどうなのかまだ僕は分かりません。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、平岡委員。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

後藤先生にちょっと伺っていいですかね。委員長よろしいですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

結構です。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

先生、その20億に決算をするときにですね、先生の判断ではどの程度の監査が妥当であるとお考えでしょうか。例えば公認会計士のおれに任せるとか。

**後藤委員（公認会計士）**

監査というのはこれからの問題ですけどね。要するに政治の世界というのですかね。どちらかという、予算が決まってそれを執行するというので、予算が決まったら即監査というのはないわけなんですよ。監査委員にとってもですね。それから、これからは結果数字を重要にしるという方向になってきていると思うのです。三角先生のところもそうですけど。今までは予算が決まって、予算が決まってそれさえ執行をきちんとやっていたらいいという体制だったと思うのです。それから、その結果をどうするかというのはこれからの今からの体制だと思いますけど。さっき言ったようにお金をとくというのはちょっと分かりませんが。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

私の個人的経験ですと、数千ぐらいの規模、20億にはるかに及びませんが。現実的には今の法人の中では日本中の中から監査員を出すことになっていきますけど。最近、1名会計士を置いてもいいということにはなってきていますけど。はるかにおがた病院の何分の1かの会社においても、もう僕らシロウトは、会計士さんのいうところを見て、



「はい、そうですね。はい、そうですね」というが現実のもので、本当の意味での監査能力というのは非常にかなり厳しい状況になっていると思うので、これが20億の病院の監査を本当にやるということになるとちょっと厳しい部分もあるような気もするのですが、先生、そこら辺はどうですかね。

**後藤委員（公認会計士）**

まず初めに行政の方に、今の監査のあれがどれぐらいの意味があっているかどうかというのを聞いてもらえば分かると思うのですが。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

答弁については今用意していますが、その前に、今まず公立病院の評価委員会の中に監査という機能はあった方がいいということになりますね。

**後藤委員（公認会計士）**

チェック機能。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

監査のチェック機能というのは必要ですね。それから、先ほど言われたように清川診療所の問題、それから、おがた病院の全適を含めた実施に関する具体的な病院経営形態に関する委員会というか、意見を答申する委員会、検討する委員会、検討というのはここら辺ちょっと誤解したら、決定権はもちろん市長、議会ですから、そこまでありませんけど、それに対して具体的検討をする。そこら辺は後で言葉を訂正しないといけませんけど、そういうのを検討すると。機能というのはやっぱりいるということになりますかね。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

そう思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

坪山先生。

**坪山委員（大分県立三重病院長）**

今、この評価委員会となっていますけども、僕は今までずっとこの会に出ていて、何らかの、われわれが決めたことがきちんとわれわれが解散しても新しい新市においてわれわれの提案に沿ってうまくいっているということは、検討する委員会がひとつありますけど。この中でやらなければいけない仕事は、われわれが今まで言ってきたおがた病院の形態の今後の在り方。それから、清川診療所の在り方。それから、経営改善ということがありますけども、そういう、今後われわれが一番問題は形態の在り方をきちんとやるためには何らかの準備室ができなければいけないですね。その程度のことをきちんとつくるといことぐらいと、それから、経営の状態はどうかということはチェックする。この2つぐらいが仕事ではないかと。そして、今担保がどうかということが非常になっていますけど、僕は冷静に考えて、それ担保というのは、新市長がどういう考えを持っているかですね。もっと突き詰めていくと、新市長がわれわれの例えば答申を無視し、さらに病院の形態の在り方とか、そういうことを無視したらこれは住民自治の問題で選挙ということがあると思うのでね。選挙ということで、その市長は代わるということもあるわけですね。だから、市長が代わってしまったら一挙にいろんなものが代わることもあるわけですね。だから、基本は住民自治ということで、住民の皆様方が決めるということが基本ですね。だから、われわれが今ここでいえることは、僕は評議委員会をつくり、その中にわれわれがやっている今後の形態の在り方はどういう形がということぐらいはひとつやる。こういうものをつくりなさいということがひとつ。それからもうひとつは、両医療機関の経営、あるいは運営の仕方、そういうのをチェックする。今、外部監査とありましたけど、そういう監査とか、せいぜいその2つぐらいを機能として付与した評議委員会をつくるというぐらいがせいぜいではないかと。それが守れなかったということになったら、これは住民自治の問題で、市長がそれをしなかったら住民の権限のもとに代わっていくと。あるいはそれが実行されるということを書いていかないと、なかなか担保といっても僕は今難しいのではないかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

### 土生委員長（大野郡医師会長）

それは、私の個人的意見ですが、この問題も最終的には本当にそうだと思います。これはやはり、新市長がどれだけ私たちの討議に対して前向きに取り組んでくれることは、それは保障がやっぱり、だってまだ決まってないですからね。決まった人がいればそれに対して要望をしてOKという話になりますけど。まだ誰がなるか分からないわけで、そういう意味では、本当の意味での完全担保というのは、それはもう先生のおっしゃる通り難しいと思います。ただし、議論の中で僕らがそこまでは無理だということを前提にしながらも評価委員会というものをちゃんと概念だけを突き付けておいて、この中で委員会として、たぶんこの委員会の機能も今言われたようにこれは永続する委員会ではありませんから、最終的に解散したのでこのまま委員会を誰が担保するかという問題は、もちろん会長が答申を受けるわけですけどね。だから、そこら辺のところをやはり、あまり具体的に決めることは僕も越権行為だと思いますが、やはり、ある程度こういうものを使って誰が聞いても、まあ一応制度上は整わないといけません。だから、仮にある程度の大項目を評価委員会、協議委員会の中で決めておいても、詳細な具体的案は新市において早急に検討して成立させるとか、そういう形のものにしないとやっぱりそれは無理だと僕も思います。そんなに、さっき言ったように委員の選出、人数、開催期間ということは、これは新市の中で検討すべきことだと思います。ただ、ひとつの委員会を決め、これだけ議論して決めたことが担保される機能として委員会ができることはまでは、やっぱりやるべきだと思います。ただし今言われたように、これは新市の市長に対して強制権は確かにありません。ないですけど、僕らがないからといっても、任せて丸投げするのは最後の締めを忘れたという意味で、僕はもう少し概念だけということをやったわけです。

### 坪山委員（大分県立三重病院長）

強制というのは全くないのであって、尊重をしてほしいということはこれはお互いの信義の問題だから、これは民主主義の中でやっぱり審議というのはあると思うのです。だから、最後は民主主義なんだから、われわれがこうしていたということは公開されているわけですから。取りあえずそれを移行するかどうかは住民が見ているわけですね。住民が見ていて新しい市長が代わる時に、それを公約として出すかどうか。公約として出さなかったらこれは選挙でどういう反対を受けるか分からないですね。それが民主主義の僕は原則ではないかというふうに思う。これはだから、これをわれわれが答申したことが公表されないのであればですけど、公表されるわけですから。その公表されたことが、やっぱり新しい自治体になって一番大きな目玉は健康と福祉ということになると思うのです。ただ、その情報として公約に入るかどうかということをやれわれがチェックしておけばいいのではないかというふうに思いますけど。

### 土生委員長（大野郡医師会長）

具体的、そこではおそらくかなり近い意見にしていると思うのですけど。どの程度までその評価委員会というものに対してこちらで希望するかということは、これは皆さんの意見ですね。ただ、私はあまり抽象的過ぎることもいけないし、あまり具体的過ぎることも新市の市長さんに規制をかけすぎることによって私は反対ですけど。ここの概念、コンセプトが分かるぐらいのことはまとめておかないといけないと思いますので、そこまではもう委員会としては、その理論的な不備というのはない。あとはそれを市長さんがやってくれるかどうかという問題に結論が。だから、外部監査制度も本当に意味でいえば望ましいのですけど、それは仮に付けてもそういう意見があったという付記ぐらいにしないと、予算の問題とかいろんな問題が出てきますから、それをここでやれというまではいかないですけど、そういう希望事項を一応答申の中に入れるべきだと僕は思いますね。ただし、完全な答申をするとそれはお金が絡む問題ですから、そこまで新市の市長に対して要求をするかどうかということは、これは私もちょっとなかなか難しい問題だと思います。ただ、そういう案は非常にひとつの検討事項として意味があるということに入れてもいいと。先ほど後藤先生も言われたのは、監査の件と、それから病院の、先生が言われていたのですが本当はその病院評価委員会と聞いていますけど、本当は全適になるまでは一種の準備委員会、準備室はそれは新市の中でたぶんできると思うのです。

### 後藤委員（公認会計士）

制度としては、一部適用も全部適用も自己評価というのはないですよ。独立行政法人の場合は、地方独立行政法評価委員会というのが。

### 土生委員長（大野郡医師会長）

ありますね。

#### 後藤委員（公認会計士）

それで、あと公営民設というのは、委託契約による検証という形で実施する。だから、評価委員というのを別にしないと。名前が評価委員というのも。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

それはそうです。誤解を招くのですが、最初は確か協議委員会となったと思うのですがね。やはり、そういう病院の経営経理の改革の中に民意を反映するという意味でそういうのが出てきたのだと思うのですが。

#### 三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

もしこれ以上に評価なり監査なりをやるのであれば、私は作業部会にワーキンググループをつくってそこで詰めていただくと。それはこの中で非常に専門的はメンバーでやるのか、あるいは若干の人をまたさらに入れるのかと。そうしませんと、この委員の方々の役割は、一応私はほぼ終えているのではないかというふうに思いますけどね。だから、もし時間があるのでしたら、そういう作業部会をつくってそこで少し詰めていただいて、それをここで確認をするという作業なら、それは、私はあり得ることはあり得るとは思いますけど。その評価の中身は財政問題があるでしょうし、それから業績があるでしょうし、モラルの問題があるでしょうし、いろんな問題が評価にしてみてもあるわけですから、それを全部やっていたらこれは時間がいくらあっても足りませんね。もしどうしてもつくらなければいけないということであれば作業部会をつくって、そこでたたき台をつくっていただいてここで確認をするとか。そういうことをやらないと、せいぜい皆さん私も含めてですね、自分の本来の仕事があるわけで、相当それを犠牲にしなごらばはっきり言わせていただければやっているわけなのですね。これ以上3日も4日も3回も5回も続いたら、もうこれは本当に私もギブアップと言わざるを得ませんね。時間があるのでしたら作業部会ですね、先生。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

あれですけど、その作業部会というのも時間がないから作業部会は、これに関しては僕単純に思うんですけど、まず、このおがた病院の経営形態の何が問題になったかということが一番大事なわけですねよ。だから、稟議（りんぎ）の問題は確かにあるんですけど、これは永遠に答えは出ませんわ。だから、この委員会の中で具体的に検討をするということをやさきから皆で、本当はここで言うてはいけないのかもしれないけど、まず、経営収支が非常に問題になったわけですね。だから、これ経営収支に関すること。それから、それに引き続いて経営形態が非常に問題になったということ。これはある程度ここで委員会で結論が出ました。結論が出たけど、それを今からどれぐらいの期間かともかくも、実施していくわけですからこれに関すること。それから、その中で当然この中でいきますけど、経営改善のために人件費等アウトソーシングを含めていろんな意見が出ていますから、これに関する評価。そして、それ以外に付け加えればいいんですけど、最低限この委員会で話してきた項目の中で、おがた病院に関して皆が問題になったといったら、大まかには、もっと細かいことを言えばいろいろありますけど。その4つが問題になったわけですね。それ以上のことを、委員会はモラルのこととか、患者さんのニーズを分析することをこの評価委員会に求めることはそれは越権行為だと僕は思いますよ。だけど、ここで検討したこの4つのことに関する、その実現に関する機能チェックという意味では、僕は監査委員会というのはそれだけでもかなり具体的に皆分かるのではないですかね。協議委員会が何をやるのか。それ以外のことはもちろんできればやった方がいいですけど、それは僕らがここでどうこうするというのを言うべき問題ではなくて、ここで検討した内容のもとをチェックして評議する委員会。もちろん余力があつて皆さん労力があればそれ以上のことを検討する分には、それは私が言及することではない。

#### 三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

先ほど坪山先生がおっしゃいましたようにですね、これは公開の場でやられているわけですよ。マスコミも入っているしね。ですからね、この中身は、諮問されているのでわれわれはそれに対して。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

先生、諮問ではありません。これは答申ですから、諮問ではありません。

#### 三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

失礼しました。答申をしますと、これは公開の場でやられていることですからね。これを無視されるということはまずあり得ないと考えてもいいのではないのでしょうか。もし、無視されるのであれば、これは民主主義の崩壊ですね。

ですから、やっぱり新市長さんを先生信じましょうよ。それでいいのではないかと思いますね。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

誰か分からない人を信用というのは、それは無理ですわ。やっぱり、人柄とか人格をみてから信じるのであって、誰がなるか分からない人を今から信じて託そうと。それは、そこに競馬に行つて訳の分からない馬に金を賭けるのと一緒のことですわ。

#### 三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

住民の皆さんが選ぶわけですからね。住民の皆さんが選ばれた市長さんですから、それはやっぱりたぶん立派な方だと思いますよ。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

ここで評価委員会をつくるとかつくらないとか、やめろとかいう話よりも、私がそこまで皆さんに提言をしたのですから、今言った4項目の機能を入れていいのではないですかね。だから、そんなに常識を外れて市長の足を縛るような内容ではないと思います。言葉はちょっと僕も言いましたけど。一応、監査権と、それから提示された経営に関するチェック、実際に全適とか、大まかな清川診療所とおがた病院に関する答申事項の実行のチェック。それから、病院の今言った監査ですよね。それから、それに関して経営努力に関する意見。最低限の評価。それは入れてもこれは困るという人はそもそもそういう市長さんは、そういうことの答申を実行する気がない市長さんということになりますから、これを入れて困るという人はやっぱりちょっとね。それ以外に、別のもう少し具体的なことを言うとそれは相当足を縛って困ると思いますし、それは非常識だと僕も思いますから、せめて譲ってもその3項目ぐらい。その等はこの前僕も失敗をしましたから、あまり等という微妙な表現はですね、私ははっきり言っておきます。あれは、私は本当に等とか付けていません。だけど僕も確認したのですね。事務の方も等を付けたのを、これは全くのケアレスミスだと、私も善意にとって怒りませんでしたけれども。等は非常にあの、厳しいかもしれない部分もあるけど、やはり僕らというのは今までなあなあでやってきたので、ちゃんと言ってそれをちゃんとイエスカノーかと新しい新市長さんにやはり問うことが必要だと思います。イエスカノーかというのは、それは政治判断ですから。必ずしもすぐイエスと言ってくれないかもしれないけれど、やはり、あまりこう合併とかこういう協議をするということが何とかなあなあでやってもみんな何とかなった時代から変わってきたということですから、僕らももう少し希望というものをはっきり出してもいいのではないかと思います。だから、言葉で逃げようとかばかりするのはまずいので。3項目ぐらいの概念を付けてそれは常識の範囲だと。監査でしょ。それから、病院答申による経営機能の実行とチェック。それから、経営改善に対するチェックと評価。はい、藤島委員。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

あと、さっきからちょっと出ていて話が止まっている、いわゆる期限の問題ですよね。タイムスケジュールを区切るか区切らないか、そこだと思うんですけど。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

これはやっぱり常識的にいえば出た以上は区切らないというのは未来永劫でもいいということですかね。そのところは、ある程度は正確にというかめどはやはり少し提示した方がいいかもしれないですね。このめども難しいですね。というのは、ただ、この前の意見ではやはり決定ではありませんけど、全適はやはり2年ぐらい、まあ1年という意見もありましたけど。やはり常識でいえば1年では短過ぎる。3年ではちょっと長過ぎて、やはり2年ぐらいがめどというのがひとつの線だろうと。それから、経営改善ということを考えれば、決めるという意味ではありませんけど独立行政法人、公設公営型の検討を含めて、それは4年ぐらいがめどというのは、やっぱり線ではないかという意見はありましたね。

#### 藤島委員（大野郡医師会理事）

三重病院は移行まで2年ですよね。移行した後の評価は2年と僕は聞いているので、2年、2年で4年なんですよ。割とそういうかなり厳しいのが事実としてあるわけですから、それにおがた病院もそうかどうかはまた別ですけど、またそういった議論をここで大事だというふうに、タイムスケジュールですね。清川診療所に関して僕はさっき民営化と言ったけど、それはある意味探さないと出てこないわけですから、ただ、探してもいなくたって今のままでいくわけですよ。その部分があると思うので、タイムスケジュールは、僕はぜひ入れられるものなら入れるべき

だと思えます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

おがた病院に関してですね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

清川診療所は、僕自身は民営化も新市に移行後、直ちに民営化に向けて調整をする方向で、そういった文書でいいと思うのですね。僕はぜひ入れていただければと思います。調整するということですね。相手がいなかったら永遠に調整している形ですが、おがた病院に関しては全適に移るのであれば、やはりきちっと期限を区切るべきだと思います。2年なら2年。1年半なら1年半。僕はそう思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

清川診療所に関しては、新市において評価委員会、または協議委員会で検討をするということをしましたから、現実的にその選択ということはかなり表現としては新市の協議会ないしは市長に委ねる色彩が強いので、期限を区切るということになると、もう一回話を議論し直すしかありません。だからこの分に関しては、私は清川診療所に関しては入れても何年という単位では難しいのではないかと思う。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

僕が言った意味は、何年とかではなくて直ちに調整を開始するとかですね。新市に移行後。そういった文書でいいと思います。はっきり言ってしまえばあいまいな言葉ですよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

新市に移行すると同時に直ちに検討を開始すると。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

開始をするだけ、相手があることですからね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

検討を開始する。

**生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長）**

私としてはですね、やはり全適に移行する年数をやはり期限を切った方がいいと思います。大変条例もみればもともで、それでまた、組織の規定とかさらにまた財務規定とか、そういう管理規定がまた2点ほどあります。特に私は難しいのは、やはり全事業の職員の定数条例、さらにまた企業職員としての給与に関するものが非常にやはり難しいであろう。かなりの協議の時間がかかるであろうと思われるわけでございます。県病等、こういった形の中で協議をしていったか分かりませんが、やはり年数については3年ないし5年というような年数が必要でなかろうかと思っております。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

これはおととも僕が言ったように、平成20年までが非常に厳しいわけですから、やはりそれまでに当然これは全適に移行し、なおかつこの中で結果を出すべきだということで、僕の考えなので、どんなに短くても2年。早ければ1年半ということだと。先ほど三重病院の例を出して2年、2年と僕は言いましたけれども、20年までにやはりきちっとした形の成果がみえた方が、僕は住民に方々にとっていいのかなと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

常識的にいって5年というのは、やらないのと一緒のことですよ。

**後藤委員（公認会計士）**

前にも野田先生が言ったと思うのですが、全適がうまくいくためには、病院長またはマネージャーというのが相当な権限をもって、それができるかどうか成功にかかっているわけですので、それが今までできなかった例という

のは、そういうマネージャー、または病院長の権限が、職員の抵抗もあるでしょう。それも抑えていかななくてはいいけないということで、かなりの力とそれが必要になってくるわけですね。そういう人材を選ぶということ。それと、その選ばれた人にやってもらうということですから、その責任者というのですかね、そういうことが維持できるかということが非常に問題だと思いますね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

やはり、結局そこらは表現ですけど、やるというって10年たってやったらどうかと。30年でもやるといえばやるだから、確かに暫定的なあれでしたら難しいと思うけど、やはりめどというのは明示すべきではないか。もちろん、一生懸命努力をしても明示した期間にできないということもそれはありますけど。やはり、常識的にめどというのは、確定はできないですね。だけど、めどはやっぱり明示すべきでしょう。だけど3年はともかくも、5年というところとやはりかなりやらないとまではいわないけど、やらないに近い。はい、竹下先生。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

ちょっと質問してよろしいですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

誰にですか。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

委員長さんに。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

私にですか、はい。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

今も論議の趣旨は分かりますけど、そういう改革をですね、どなたがおやりになるのですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは、最終責任者はやっぱり新市の市長でしょうね。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

新市の市長さんですか。そしたら、ここでそういう答申を出すというのは、ちょっと何か奇妙な感じも致しますけど。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

どうしてですか。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

どうしてかといいますと、それは新市の市長さんにそれなりのことを強要したわけで、新市になっても公務員というのは地方公務員のままでしょ。それを強行するということは非常に困難なことだと私は思いますが。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

あのですね、この委員会は成り立ちからいくと、これはただ単に病院問題を前向きに検討をしようということできた会ではなくて、合併を離脱という事件が起こったわけですね。その中で、もう一回合併再開をするという中で、病院問題は非常に大きい問題だからこれを別個にしてほかのことは粛々と議論を進めて病院問題を検討しようという経緯でできたわけですね。だからですね、この問題は新市の市長に意見を答申するというのはかなりの機能ではありますが、合併離脱を起こした問題に関しては、ある程度皆が納得いく基準を提示するというのも機能のひとつだと思いますから、私はただ単にいろんな人の気持ちを考えた時に、全適に移行しますと。言葉のうちで、僕は非常にあいまいな言葉を避けたいと言ったのはですね、これもやるかやらないかは市長さんの問題なのですよ。だけど、例えばこれをやります。それで10年後にやったらうそじゃないかと。だけど、やっぱりそこに常識的なめどでこのぐら

いのめどというのがひとつの案ですよ。はっきり、じゃあ2年1カ月たつてやらなかったから、それは公約違反だという判断を、そういう非常に非識的な判断をするかしないかは市民の方々の問題だと思います。頑張っても2年でできなくて3年でできても、やり遂げた時に、みんながちゃんと市長はやってくれたのか。それとも早く1年半でやったからそれは約束違反だということと同じだと思いますから、私はめどとしてはやはりしないと、聞いた時に結局骨抜きという印象を与えますよ。私は、拘束力はないとは思いますが、一応、常識の線として答申には具体的にいった方がいいと思いますよ。

#### 竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

さらにちょっとすみませんがお尋ねしますけど。じゃあ、各市町村は今までも経営努力を重ねてきたと私は思っているんですけど。新市でも、それは理想論はわかりますけど。果たして今まで困難だったことがそう簡単にいくのでしょうか、可能性として。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

あのですね、私たちは非常にこの厳しい環境の中ですね、医療に限らずすべての産業がそうですけど。厳しい環境の中で経営努力をして赤字になったら、それはイコールないということなのです。倒産ということなのです。民間は、ですね。ちょっと待ってね。先生たちはそう簡単に言いますが普通の人たちというのは、イコール経営努力をして改善しなかったら明日がないということなのです。でもね、こういう病院というのは、そういう公益性とか政策医療というのを含めても、赤字になってもすぐに明日はなくなるわけです。だから、そこら辺のところは十分勘案していますけれど。果たして経営改善してうまくいくのか。それは今のままでいけば今までの過去の例が語っているように、そのままいけば経営改善は当然ないですからそれはいきませんわ。だけど、さっき言った項目の中に、おがた病院をみんなの病院として受け入れるためには経営努力、企業性、収益性を上げるという項目が入っているわけですから、それに関して僕は、私はあまりそれは言いたくないけど、経費の節減。それは理屈の上ですけど経費の節減といえは病院の場合は、労働集約型ですから人数を削るわけにはいかないから、やはり人件費を削るということは単価を削るという結論になるかもしれないけど。これは医療費自体が年々下がってきているわけで、インカム（income）が減っているわけですから。いつかどこかで行き着くわけですね。民間だとその場合倒産なのです。でも、公立病院はその公益性補助金がありますから少しマイナスになっても一応は動いていける。だから、そこら辺のところをやはり今回の中では、やはり議論の中で自立性を高めて、しかも1年間に、仮に、失礼ですがこれは間違っているかもしれませんが、例えば仮に1億の赤字が出たら5年たてば5億の赤字が出るわけでしょう。それを僕らが評価をする時に10年たったら、これは1億というのは全くのでたらめの数字ですよ。仮に1億だと10年たったら10億の赤字を出すわけですよ。これはもう全く根拠のない数字ですけど。だから、やはりある程度実行をするには、明日からできませんけれど、ある程度のめどというものはちゃんと言っておいて、それを実行できるかできないかは新市の市長さんの実力と努力の賜物だと僕は思います。

#### 竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

私は私なりに考えていることがあるのですけど。それなりに各市町村さんも努力をしていると思うのです。現に清川村でも電気代節約とか、掃除品の節約とかいろいろやっていますけど。新市になりますよね。法律は新市に変わったからといって法律が全部変わるわけではないですよ。そういう場合、改革を行うのは新市長さんでしょうね。じゃあ、皆さん同じ地方公務員で、どういう面を選ぶかという実施者、新市長さんが1人でやるわけにはいかないですよ。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

そのためにも病院評議会に民間をその半分含めた会員を入れていいのではないですか。

#### 竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

その評議会員さんが実行なさる。

#### 土生委員長（大野郡医師会長）

実行するのは市長さんですけど、まあバックアップですわね。コンセンサスを得るための意見の集約ですわね。市長さんがワンマンで決めたのではなくて委員会が皆で話し合って意見を答申したりするのは、市長さんだっただけ使い方によってはプラスになりますわね。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

いわゆる評議委員さんも、これまた公務員になるわけですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは、決めるのは市長さんでしょ。どういう待遇ですかね。これは非常に難しい問題ですけど、私たちが予防注射をする時は、現状の保障の問題があって臨時的公務員ということになりますけど。それは与えられた条例の中で新市の市長さんが決めればよいことですし、例えばこの委員会は合併協のあれですけど、身分的な保障はないしね。だけど、いわゆる答申という意味においてはある程度認められていますわね。だから、それをどういう形態でどういう起用でやるかということは新市の市長さんが具体的にかかわることで、それは僕らがそうしろとかあししろとかいう問題ではないと思います。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

結構、私としてはですね、委員長さんをはじめ、各委員さんの皆さん方が相当詳しいところまで具体的にですね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生ね、電気代を削られてとか水道代を削られてというのですけどね。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

削られて文句を言っているわけではないのですよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

削る努力をされているのですけどね。

**竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）**

いろいろ努力をしているということを言っている。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

インカムが増えないといくら経費を削っても限界があるのですわ。それは先生の立場と野田先生の立場はちょっと病院の会計を見ると少し差があるのですわ。先生のところは額は少ないですけどなかなか節減するところはかなりやられているし努力をされているから圧縮しようがない。ところが、それだけ増すメリットがある。おがた病院の方は、まだ専門家の人に検討をさせていただければまだまだ改善の余地があるというのは、これは私の私見です。だから、それは先生のお立場と野田先生の立場はたぶんおそらく同じ土俵に上っていますが、僕は微妙に少し違うのではないかと思います。そこまであまり議論として突っ込まない方が僕はいいと思ってあまり言っていないんですが。はい、今ちょっと長くなりましたけど竹下先生いいですか。はい、平岡委員。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長）**

大野郡5町2村合併協議における協議再開のための申し合わせ事項の第4項でですね、おがた病院については合併協議再開後、法定協議会に専門委員会等を設置し、地域医療の在り方や経営効率化の観点から総合的な検討を行うことにすると。なお、総合的な検討には将来のおがた病院の経営形態についての検討も含めることとすると。この文面からみますとですね、おがた病院さんの経営形態の検討の方が付属でありましてね。主に地域医療の在り方や経営効率化の観点からということでありましてね。私たちはこの文言によって動かなければいけないわけでありましてから、検討して結果をですよ、まとめてそれでこういうことの提言ということは許される範囲以内と私はこの文言から考えるわけでありまして。決してそれが拡大解釈につながるとは思わないです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

前から言いますが、私は本当にこの結果というのは、おそらく私たちの中の結果であると同時に、やはり今回の場合は住民の方たちに対するひとつの回答であるというような、そういう視点はあります。だから、ある程度ちゃんと具体的なことは言ってあげないと、ただ、美文に飾られたように考えると全然具体的な指示でないような文書は本当は避けたほうがいいと思います。もちろん、いろんな現実があるわけですからすべてがうまくいくわけではありませんけれど、やはり、譲れるところは譲って、ちゃんとキープするところはキープしたというひとつの結論ですね。私



たちが決めたことが絶対に正しいとは、これは確かに限りません。それはいうのはあれですけど、一応ひとつの結果としてちゃんと答申をすべきだと思います。それから先は政治に携わる人たちの判断だと。私たちはそれに関しては、ちゃんと自分たちの今考える能力の中で一番、ベストといいませんけど、ベターな答申をちゃんと正確な文書を。あいまいではなくてきちっとした。

**森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

ちょっと議題が行ったり来たりしているようですけど。先ほど病院評議委員会の、仮称ですけど。新市に設置を要求するという点では大体のコンセンサスを得られたと思うのですけどね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

要求というところがちょっと強いので。

**森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））**

まあ、大体そういう。そしてその中にどういう文言をいれるかということで議論をしていたわけで、先ほど委員長がおっしゃった会議機能をチェックとか、3項目ですか。それは、私はもう大体常識的な線でそれは入れて結構だというふうには思っておりますから。それからひとつだんだん決定をしていっていただきたいというふうには思っております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ちょっと議員が質問がございましたが、めどの年限を計りたいと思います。どうですかね。めどの年限具体的に、生野さんは3年～5年。平岡さんが1年。それから、藤島先生が今のところ1年半～2年。それから、藤島先生の場合は、さらに4年目にもう一回経営状態をみて独立行政法人公設民営型も含めて検討をしていくと。このみてというところがちょっと微妙ですけど。これ確認しますけど、経営状態が全適でよければそのまま全適でもいいという意味ですか。それとも、もういづれ。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

よければいいのでは。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、分かりました。あのですね、独立行政法人に2年、3年かかるというのは僕も分かるのですけど。基本的に、交渉とかいうことを除けばですね、そう簡単にいきませんが、条例の改定なので、全適移行というのはね。混乱もありといいますが全適になりますと争議権がなくなるんですよ。つまりスト権がない。だから、それで3年というのは、3年が長いかどうか非常に微妙な線ですけど。じゃあ3年間した場合、3年分のその1年分の赤字は誰が補てんをするのですか。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

だから、その全適に移行するまでの期間もこの病院協議会または評価委員会で、僕は改革をチェックすべきだと思っていますから。誰が責任を取りかという市長の責任になるのですが。できればそれは短い方が僕はいいと思うのですよ。2年以内なら2年以内にしてもできないことだってあるわけです。できなかったらどうなるかと、それは法的責任も何もないわけで、ここで2年としたとしてもそれが意味絶対ではなしの努力目標ということですよ。これを出すとしたら。やっぱりそれだったら僕は2年で十分だと思いますよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

平岡委員さん。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

私の名指しがあって1年ということですが、全体的状況をみましてですね、県立病院さんも2年かかってということですので、1年を撤回して2年案に改めて賛成を致します。以上です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

今いったように、これはいろいろあることですからね。2年でしろとまでは言えないですね。でも、2年というのをひとつのめどを上げることはいいのではないですか。でも、本当に1年半でできることもあるかもしれませんが、努力しても3年かかることもあるかもしれませんが。それは拘束力という意味でいえば確かに2年まで絶対にしなさいというのは現実に非常識な発言ですけど。2年をめど、4年をめどというのはひとつの線としてちゃんと指針を出すということではないですかね。5年というところちょっと考える。3年というところちょっと長いかなという気がするのが一般の感覚ではないですかね。ただ、はっきりいってじゃあ3年にしたからその分経営努力があったということはあまり期待はしていませんから。本当に経営的に問題があるのなら早い方がいいに決まっているので。今までもしてきたでしょ。だって、その前から野田先生は今までも努力をしてきたと。努力したということは僕も素直に受け取って努力をしたと思いますけど。少なくともそれに伴って病院の収益というのもだんだん年々落ちている。保険の改定と同じことをやったら落ちているわけですからね。同じ業務内容をやっても保険収入は落ちているわけですから、インカムも減っていくということ。それを防ぐには増やさないとけないわけです。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

名前が出ましたので一言。経営努力は相当やっていますよ。ですから、今まで数字を出して何回も言いましたし、こういうことをやっているよと示してきたではないですか。あるいは、各月のこういう収支決算を出してこうなっていますと。そういうことを見越してお話でしょうか。それとも、厳しい厳しいとおっしゃるんだけど、そのために監査を入れるのでしょ。評議委員会というのをつくってちゃんと選ぶわけですよ、チェックを。そしたら、その結果によってその委員会がいろいろやはり提言をするわけですから、それにお任せになったらいいのではないですかね。それで、その2年とか3年とかではなくて、ある程度それは1年でしなければならんときもあるかもしれないのではないですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

そしたらもう別に、1年3年ともめてないで時間がないのだったら2年で決めてしまってもいいですか。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

いやいや、ですから2年でできるかどうか分かりませんよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

そういうふうにいえば3年でできるかも分かりませんよ。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから、いいですか。収支決算が毎年出ますよ。それで、それでいけるんだという話はわれわれはやっているわけですから。私が言っているのは、またお金の話に戻ってしまったのだけど。だから、お金の話だけで今言っているんですけど、公営企業全適というのは、それは皆さんの気持ちをおもんぱかってそういうところはやはりわれわれもアクセプトしなければならないということで受けているのでしょ。それで、更に2年とか3年とかに決めようとしている。その代わりに病院機能評価といいますが、評議委員会をつくったと。あるいは外部監査を入れますよ。あるいは毎年われわれが検討しますよという項目に入れますか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

外部監査はまだ入れるとは。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

まあ入れるかもしれない。そういうことをやりますよと言っているわけですよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

ある意味、その野田先生はどちらかということ、そういう形で評価を受ける側でそうおっしゃるのは当然かなと逆に

思うのですけども。やはり、今までの経過として僕がおとと言った通り、当初の予定のマスタープランとかですね。ヘルスケアコンサルタントの評価等は、何度も言うように、右肩上がりの推計でこれは実行されたわけですね、新築移転ということが。やはり、それはどうも違うだろうというのはここで、資料等で皆さんも感じていらっしゃるわけですから、やはりもちょっとその辺、厳しく、厳しくチェックしていこう、または改革していただきたいというのが僕らの思いですから、やはりそういった意味でいうと、僕は2年というのは決してむちゃくちゃなことを言っているわけではないと思うのですよ、現実には県病は2年に全適に移行しようと現実的にやっているわけですからね。そういった意味でタイムスケジュールを切ることは何ら問題ないことだと。おかしいことだと僕は決して思いません。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

右肩上がりのデータというのは、これはちょっとおかしいということで、われわれの現実の数字を合併協議会の事務局に出したわけですから。それによっての償還計画というのがまた参考として出されているわけですから、それに沿ってこのことを考えたいのではないかというふうに私は思いますけどね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

非常にやはり難しい問題ですよ。私人間の性としてね、それはする側としては確かに長い方がいいでしょうけど、2年と10年とっているわけではないのですけどね。だけど、確かに2年でタイムスケジュール的に余裕があるとは僕も確かに思いませんよね。たぶんおそらく県病の方も中には非常に大変なのだろうと思います。しかし、やはりそれはこの合併にあたったおがた病院が、この新市に病院になるにあたって、自分たちのできるかどうか分からないけど2年をめでに一生懸命頑張って全適に移行して黒字を上げて収益を上げるんだという意味では、あまり反対しなくても別に2年で、それはやろうと思ってもできないことはありますよ。やはりそこら辺は心意気で、2年でできなかったら絶対駄目だということはないので、そこまでしなくてもいいのではないですか。単なる引き延ばしに聞こえる。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

いえいえ、病院事業管理室をどうするかというのは分かりません。それで、誰がおやりになるかも分かっていません。そういうことがあったときに、やっぱり2年というのは、私誰がなるか分かりませんが短いと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

合併の理念ということで、この答申が出されたら、この答申の答えは合併までに調整するというふうになっていきますから、もうすでにそこに今日は10月ですから、11、12、1、2、3と実質的に2年といっても2年半もあるということですよ、先生。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

それは分かります。ですから、2年と区切らずに2年をめでにとか、そういうある程度幅を持たせた言葉ならばそれはそれでいいと思います。ただ2年というのは、これは分かりませんね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

表現の解釈なのでしょうけど。じゃあ、さっきもいったように2年2カ月でやったから駄目だとか、1年9カ月は駄目だという問題ではないと思うのですがね。だから、それは2年をめでにといい、そのことはどうですかね。はい、生野委員。

**生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））**

年数についてはですね、公営企業法の全適、そしてまた審議会をつくる。そしてまたこの年数はやはりちょっと何年ということを入れた方がいいと。今までの全ての項目について玉虫色の表現がされてきた。それにやはり非常にいい思いをしていないということがあります。ですから、郡民も最大の関心事であるこのおがた病院についてはきちっと何年ということを入れた方が、私は郡民の理解を得ると思っております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

藤島委員。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

先ほどから出ている委員長のような、等と一緒に話ですね。2年をめどにといったら等と同じでしょ。どちらとも受け取れるわけでしょ。僕は、ある意味生野さんと一緒にやっぱり2年以内とか、はっきり言明すべきだと僕個人は思います。そういった言い方をすれば、僕に言わせれば2年以内です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

2年をめどにとすると今の等、2年以内といふとかなりやっぱり厳しい。もう2年でいいのではないですか。2年。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

3年にしてしまうと平成20年になってしまうのですよね。一番厳しいのは、僕は何度もいった平成20年なんですよ。償還のピークがですね。収入も減って。20年過ぎるとこの推計では人件費も減ってくるという形になっているから、少し一般会計に残るお金もまた増えてくるわけですよね。20年が一番2000万ぐらいしかないですね。一般会計に残るお金が、一番厳しい時なのです。あと3年にしてしまうと20年にかかってしまうわけですよね。僕はやっぱり2年にして、あと1年しかないけどもそこで大きな成果を出してですね。20年を乗り切ってほしいというのが僕に考え。僕は2年以内。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

僕も思うのですが、経営というのは、例えば制度を変えて儉約をしたからって、すぐその効果というのはすぐ出るわけではないですよ。始めてから1年2年かかってやっとその効果が出てくるので、2年で区切るということはですね、4年後に初めてその成果が現実の現金として出てくるという考え方をした方がいいと思うのです。それを3年にすると5年になるわけですよ。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

はっきり2年とって理由を述べているのは僕だけです。ほかの委員の方は理由を述べていません。それを聞いてください。3年なら3年でいいというその理由は何ですか。僕ははっきりと推計上で2年ということを知っているわけです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

無理だという意見ではなくて、実際に今2年の意見の方、3年の意見の方、はい。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから、現場を預かっている身としてですね、今悪ければそれは早くした方がいいと思います、現時点で。今やっている。ですから、3年といいますが、ですから、その理由を述べているのですけど。まず一番責任者である市長さんがどなたか分かりません。それから、経営管理者といいますが、その方もどなたがなられるか分かりません。ですから、県病が2年やったというのは2つとも分かっているわけです。トップといふかそういう方は、そういう点で、われわれはまるで五里霧中の中で、2年間の作業を2年間でやっていくというのは、これ自体無理だと私は思います。ですから、県病とか2年だからわれわれも2年だという理論は、これはあたらなないと思います。両方とも不明です。それと、今悪ければそれは急ぐ必要があるでしょう。今じゃあ現実に悪いかといふと、私は9月までは上半期ですね。×2にすれば、今年のあれが出るわけですが。そういうのを考えたときに、あるいは院内余剰金というのが6億あります。留保金といいますが、余剰金ではないですね、留保金。そういうのを考え合わせたときに、同じ立場で坪山先生がここにいらっしゃるのですけども、県病と一緒に考えるというのは、私は間違いではないかというふうに思いますよ。最低3年は必要であると。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

そこが野田先生は僕らとちょっと認識が違うところで、僕らはやっぱり毎年、16年で約1億5000万に赤字が出るということは非常に悪いと思っているわけですね。野田先生はいいというふうに考えているわけですね。さっき留保金、実際は5億4000万ですね。16年の年は。だから、どっちにしてもそこがいいと思うか悪いと思うか、そこから

その大きな壁があるものだから、ちょっとなかなか議論も平行線のところがあるのですが。僕はやっぱり今の経営状況1億5000万出るのは悪い。いいとは決して思いません。僕は悪いと思う。やはり、早急なる改善ということが僕は必要だと思いますので。3年と2年、1年しか変わらないというけど、この1年は非常に大きいと思います。やはり、この1年というのはできるだけ早く、何度も言うように全適にするということは経営責任の明確化ということです。ある意味、その病院を運営するにあたっての住民の方々に逆に僕は安心を与えるのではないかなと思うのですよ。経営の責任の明確化になるわけですからね。そういった意味で僕はいいのではないかなと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、野田先生。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

やっぱり一番大事なのは開設者の方です。その方が決まっていられればまだいいです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それはもう先生、議論の対象になりませんから。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ええ、ですからここは。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

要は、開設者がいないことを前提に話をしているのだから。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから言っております。開設者が決まってない。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

開設者が決まってないことを前提に、委員会は年数を決めるわけですから。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから、そうでしたら3年間は最低必要であると。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは先生の意見です。はい。ただ私は、これは立場によってみんな意見が違ふと思いますけど。一番普通の人たちが聞いて、これは長過ぎるとか、これは短過ぎるといふのではない線がやはり一番いいと思います。それとやはり、ここでもし仮に万が一先生の予想を裏切ってですね、非常にさっき先生は何か、清川診療所の不採算の部分を引き受けるのは赤字を増長するから私はのめないと。本当はそんなに収入に関しては700万ぐらいの収入で僕はいいと思う、赤字はいいと思うのですが。結局、経営が1年延びたら効果が出るのは1年延びるということですから、1年延びたらタイムアウトになったときに、これを結局最後に負担するのは一般の。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

それをチェックする機能があるわけでしょ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

でも先生、そんなに簡単にあれだけの世帯になったときにね。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

半年になったら入れるんですよ。半年に。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

今でも2年半あるわけですよ。すでに2年といいながら実質は2年半あるわけです。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

委員長、チェックするのはあくまで評価委員会で、やるのは病院ですからね。病院が執行するわけでしょ、改革を。病院評価委員会はただチェックするのですよ。それを評価するだけでしょ、やるのは病院ですからね。病院協議会、または評価委員会があるからいいというには僕は何らならないと思いますから。僕はちょっとそういう話の基準が違ふと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、野田先生。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

ですから、病院の機能をチェックして、何らかの提言があるわけでしょ、病院に。当然それを受けて病院は機能をするわけですよ。当たり前のことですよ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ただ、今言ったように先生、評価委員会、評価委員会というけど、評価委員会に関してはさっきの3項目しか決めていないわけですから、評価委員会が具体的にどれだけの評価委員会になるかというのはここで決められないわけですから。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

その3項目から。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

あまり評価委員会、評価委員会て期待しないで、ちゃんと何年内にめどを立てるとというのは、僕は正論だと思います。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

その3項目さえあれば、あなたがいったように結論は出るとは思いますけど。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

さっき市長が決まらないから分からないというけど、まだ評価委員会のメンバーも決まっていないので何でそんなに。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

そういうのをきちっと決める評価委員会のメンバーをつくるのでしょ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

そういう意味でいえば、そういうきちっとやってくれる市長を選ぶというのと同じような気が。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

もちろんそうですよ。ですから、そういうあれにいろいろ検討したわれわれの。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

その議論はやめにして。だから、そういうと、それは非常に同じことを言っているわけですから。

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

そろそろまとめませんか。だから、先ほど言われた3つの機能を評価委員会に持たせて、それを進言する場合は。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

その評価委員会という話でなく、何年にするかです。

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

これは、だから分かっているわけですから多数決を採るのか、それとも。だから2年と3年というのがあるから2～3年以内ぐらいのところではいかなければ、でなければ多数決ですね。それしかないというか。議論をしたってこれは、同じことをさっきからずっとやっていたらいいのですよ、きっと。ですから、多数決か、もう。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

多数決はしません。やはりちゃんと議事録に意見を述べて、ちゃんと誰がどういう意見でどういうふうにしたということをやちゃんと形に残します。だから、もし決めるのなら多数決はしません。自分の身の責任と名前を指名しますから、それで自分で責任をもって議事録に自分の意見を残してください。多数決、誰が賛成したか、誰が反対したか、後で不問になります。はい、牧委員さん。

**牧委員（大野郡東部消防本部消防長）**

これは、県病の移行計画、プランを参考にさせていきたいと思うのですが、これはある新聞記事に載っておったところでございます。実は、県病は今年から具体的な移行期間ということで作業を進めておりますが、その前の01年4月にこの実施計画を策定しておるわけですね。2001年、それから2年後に具体的に動き出したということでございますので、計4年を要するというところでございます。ただ県病の場合は、ご承知のように2つ病院を抱えておりますし、また規模も全然違うわけでございます。従って、その辺りで考えますときに、私の意見でございますが、3年ぐらい。新市に移行後3年ぐらいを設定したらいいかなというふうに考えます。以上でございます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ちょっと牧さん、その資料を見せてもらいます。すみませんどうも。平成16年度、これは5月31日の新聞から牧さんがスクラップされたのですね。

**牧委員（大野郡東部消防本部消防長）**

そうです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、平岡委員。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

私はですね、今の新聞記事を読まれたのを聞いてですね、県病さんという、まず先をね、波を分けてくれる資料があるわけです。だから、私の頭はそういう資料を利用することを大いに取り入れなさいと今ささやいてくれているのですね。だから、習いにいってですよ、そしてそれを利用しながらすれば、2年といっても2年5カ月は十二分にあるわけですね。だから、要は改革というのはいかに早くいかに内容を充実してするかという意欲の問題ですからね。後ろ向きにできない、できないという議論よりも、できるために何をすべきかということ議論するのが当たり前で、私はできないのではなくて2年5カ月でやってみせるという野田先生の発言を大いに期待する次第であります。以上です。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

いえ、私は3年と。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

だから3年ですから、2年半で、5カ月でやるという前向きの議論を大いに期待するところであります。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、2年5カ月ありますから2年5カ月にしましょう。ちょうど真ん中を取って。2年と半年で全適。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

それは合併後ではなくて、今から。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

今からだと2年間だから、合併後2年と半年で。どうですか。さっきから3年と2年とこう着状態でしょ。そしてら中間を取ってちょうど半年ありますから。今から数えて3年後、つまり合併後2年半後というのを基準、だから、合併後といういろいろありますから、そうですね。今から2年半の年月日で表示したどうですか。これだって、時間つくれないでしょ。だからもうここだったら妥協点でしょう。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

2年半以内ね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい。2年半以内。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

2年半以内、早くやる分にはいいのですか。以内だから。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

藤島委員。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

めどにという言葉があいまいだとおっしゃったので、では2年半以内にだったら早くやる分にはいいのですか。早くできる分には。半年でも早くできた方がいいわけでしょ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

あのね、言葉にこだわっているけど、別にさっきから2年半以上ということはいえないので、2年半というと本当に2年半ぴったり。2年半以内という表現の方が一見聞こえはいいけど、早くできてもいいよという意味だから、そこまであまりこだわらなくてもいいのではないかな。もう2年半以内でもうOKということでもいいのではないですか。いいですか。これ以上2年3年と言いつても時間をくうだけだから2年半以内。はい、後藤委員さん。

**後藤委員（公認会計士）**

さっきいった外部監査は訂正しておきますが、条例で決めれば外部監査はできるということです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

費用のことは変わらない。

**後藤委員（公認会計士）**

それは分からない。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

規模によるとさっき言ったでしょ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

外部監査は検討ということですね。だから実際にできるかどうかというのは、本当は会計収支にお金がないのにやれやれというのなかなか難しいから、それは、そのもう委託にしたらどうですか、病院協議会の中に。

**後藤委員（公認会計士）**

条例で決めないといけない。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、委託して条例化をするかどうかを検討したら。



**藤島委員（大野郡医師会理事）**

これは、今言ったように条例のこともあるわけだから、その予算もあるわけだから。後藤先生がおっしゃったのは、僕はその政令指定都市とか都道府県の大きな規模で、いわゆる数千万とおっしゃったわけだから、僕はそんなにおがた病院は20億ですから、そんなにお金はかからないと僕個人は思いますから。どちらにしても外部監査制度の導入について検討をするという形。それはどうなのですかね、検討するとだけで、はっきり入れるというわけにいけない。いろんな諸要素があるわけだから。はっきり外部監査制度を導入するといえないわけでしょ。ただ検討するということしかこれはいえないのですかね。これに関しては、外部監査制度の検討については。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

どこで検討をする。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

だから、それは病院協議会の中でもいいし、別枠に全適にする2年半以内に、それに並行して外部監査制度の導入も検討をすると。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

新市で。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

うん。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

どうですか、新市で検討をする。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

検討するといえるかもしれないし、いけないかもしれない、これは議会もあるわけですからね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

条例は、だからどうせ議会は検討せざるを得ないわけだから。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

経営形態の変更と並列で僕はできたら、病院評価の中に入れるのでなくて僕はしてほしい。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

検討をすると。新市によって検討をするか。病院協議委員会において検討するかははっきりさせて。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

新市に。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

新市において検討をする。そうでしょうね。条例だから筋において、新市において検討をするでしょうね。はい、野田先生。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

全適に向けての仕事をしななければならないと思いますけど。相当膨大な仕事ではないかと。やったことないから想像するだけですけども。それを一体どなたが、あるいは管理局、あるいは別にそういうのをおつくりになるわけでしょうか。あるいは誰が、病院といってもはつきしない。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

新市においてどういう判断をされるかは私も分かりません。しかし常識的にはですね、準備室ができてそれが

管理室になるのが多いようです。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

病院室を新市に作る。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

準備室。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

準備室ね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

準備室ができて、それが実際具体的に全適の実行をしていきまして、全適が実施される時に管理室に移管する形が多いようです。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

そうですね。それは病院内ではなくて行政サイドの方で。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

原則的に管理室は確か行政サイドだと思います。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

そうですね。じゃあ、その話なんですけれども。その室がすぐできるかどうかというのはどこで分かりますか。準備室とかそういうのは。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

この答申を受けて新市長がつくるかどうか。議会が認めるかどうか。なぜかというんですね、管理室は人件費が予算がいりますから。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

当然そうでしょう。ですから、それができなとなかなかこの話は進まないのは確かだと思うんですけど。そこで2年半とか、あるいは3年とか5年とかいう年限を切るというのはいかがでしょうかね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは先生の責任ではなくて、新しく新市長になられる方の責任だと僕はと思いますが。藤島先生。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

それならばですね、新市に移行後直ちに病院管理局（案）設置するというような文書を付けたらいいのではないですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

今の話で、病院準備室も当然そうなのですが、それをつくるということはたぶん皆さんそんなに異論はないと思いますけどね。全適にするということは準備室をつくるということですからね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

今言ったのは、これを設置するというのは。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

先生はそう言われて決めるというのであれば、もう即。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

全適にする前の付帯事項にしたら。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

準備室というのは、本当いうと根拠がないのですよね。だから、今の先生の話にすると一般的はそうしますけど、管理室が。

**野田委員（公立おがた総合病院長）**

議決が必要でしょうし、予算化も必要でしょ。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

だから、そこまでは本来たち込んでいいかどうかという話は、疑問。もし先生がそれをどうしても心配だというのだったらそれを入れてもいいけど。本来的にはあまり法的根拠がないから、それはちょっと難しいかなと思うのですが。生野委員。

**生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））**

この中で、この専門委員会の中で答申がはっきり決まれば法的協議会の中に挙がって、そして各町村に持ち帰って協議して最終的に確認をされた場合は、やはり今それぞれの報告は確認され、作業部会で準備をしております。おそらくそういうような形で移行をしていくのではなからうかなと私は思っております、私は。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

確認しますけど、作業部会の中で準備室というその前提の話は当然行われるであろうという前提で話をしているということですね。そこはもう、事務局まで聞きにいて合併協に聞けということですが。作業部会の中で。

**倉原事務局次長**

どこまでつくれるかというのはちょっと別になると思いますよ。本格的な話になれば、当然先ほどから委員長はじめ皆さんがおっしゃっていますように、市長、市議会のそういった決定を受けてやるべきこと。というのが、これ相当量あります。ですから、それを今の合併準備作業の中でやってしまえということは、これは、私は無理だと思います。ですから、新市になってからそれを。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ただ、さっき2年半と言いましたけど、新市でいいですけど、前向きに考えれば、その条例等の検討等はですね、それは別に合併前から着手はできるのではないのかな。その準備したりとか。条例そのものは新市になりますけど。

**倉原事務局次長**

やっぱりですね、どれだけの膨大な作業量があるかというあたりの洗い出しから、行政現場としてはその辺からやっていきますので、やはりそれを合併前の作業として全部と。これはちょっと私できないと思っております。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

だとすると、合併してからこれをしているとかなりそこで遅れるわけでしょ。やはり、これに関しては最優先事項だと思っていただいて、必要ならば今いった文書、新市に移行後直ちに病院管理室（案）を設置するというような文書を入れた方がいいのではないですか。そういう今の現場がなかなかできないということであればですね。考え方だと思っておりますね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、平岡委員さん。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

具体的なことですが、佐伯町長さんと生野議長さんに伺いますが、合併協の事務局というのは、もう今度72案件が済めば大まかなことで仕事が終わりそうにあるので、皆さん方引き受けられません、駄目ですか。逃げないで前向きに検討して。

**赤嶺事務局長**

逃げる、逃げないではなくて、3月31日までの作業というのは膨大なものがあります。準備作業が。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

分かりました。それではですね、お二方にお願いですが、この緊急事態ですから、各行政区の作業団が総務担当でやっておりますが、どうかそのあたりから引っこ抜いて1人ずつで編成できませんか。私は緊急事態だと思っております。いかがでしょう、お二方に。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは、合併協の方に準備委員会をつくれという趣旨。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

そうそう。そういう要望であります。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

お二方に、ちょっと無理かどうか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、どちらか代表で。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

こっちのお二方です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

町長さんと生野議長さんだそうです。この合併協の中にですね、全適の準備委員会をつくと。

**佐伯委員（大野郡5町2村村長会代表（大野町長））**

それはまず越権行為でありまして、新市でやることでありまして、この病院をどこで取扱うのかという組織・機構については、今合併準備の中で位置付けてやられるべきものだというのが私の返答です。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

分かりました。もう生野議長さんは結構です。分かりました。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

ならば、僕が言ったように新市に移行後直ちにそういったものをつくるというような形を入れたら駄目ですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは、もしどうしても入れるとするのでしたら、準備室で限定をするのは非常に困難だと思います。それは法的根拠、予算の問題がありますから。この答申に関しては、合併後直ちに開始を希望するという表現の方がいいかと思えますけど。つまり、この準備室をつくるということだけだと非常に問題がありますから、この答申した内容に関しては、その新市成立後直ちに着手すると。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

着手するというか、病院管理室を。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

その中に病院管理室は入るわけですけど、ただ、病院管理室といってしまうと、すごくいろんな条例も含めて予算とかそういう問題もあるから。大変だと思うので、そういう表現だったら可能性があるかと。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

期限の遅れがあったからその中で。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、牧委員。

**牧委員（大野郡東消防本部消防長）**

牧でございます。実はこの委員会が答申をすれば、最終的にはこの委員会の内容を合併協議会でどうするかと取り扱いを決める。そして、この答申通りご承認をいただければ、その後はこれは合併協議会として行政と住民の皆さんとの約束ということでございますから、これはもう新市における憲法に近い位置付けになるうかと思えます。だから、新市の市長さんの裁量というのは、ごく本当に狭いものになってくるのではないかと思うのです。だから、これの答申に向けてその新市長さんは、いかに実現をするかという組織というか、そういう工夫を最大限にされると思うのです。それでいいのではないかなという気が致しますが。以上です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

藤島委員。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

平岡さんと僕言った病院管理者の全国公募ですね。これについてはちょっとご意見を、時間が許せばと思いますけど。つい今日の新聞ですが、県の観光協会の公募というのが新聞に載っていましたよね。僕がこの間から言っているように、決して公募というのは荒唐無稽（むげい）のことではなくて、非常に今現実的なことだと。先日もいったように、町村の助役さんとかも公募したりとか。学校の校長さんもそうですよね。決して荒唐無稽のことではないので、そういったことも僕はひとつ選択肢の中に入れていただければと思って提案をしたのですが。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

公募というと、結果論としては外から連れて来いと。自分ところから出さんぞというイメージがあるんですけど。公募という限りに自分のところから出ても公募ということで、ただ、内部の中では広く人材を外に求めるという意義があります。ただし、理論としていえば、寄って来た人を選ぶというわけにはやっぱりいけないので、現実的にはかなり、現実的にはその人材をちゃんと検討をするということがありますが。はい、藤島委員。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

だから、その検討も病院評価委員会でやるということですよ。その選考にはいろいろ書類審査から、面接から小論文からいろいろやり方はあるわけですから。僕はこの評価委員会等でやってもいいのではないかと思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

公募を将来的において検討するということは僕も賛成なのですが、それを評価委員会の機能に持たせるというのは厳しくない。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

その評価委員会の委員は決まっていなくて先ほどから言っているわけですよ。委員も決まっていのにそういう意見がなぜ出るわけですか。評価委員会の委員でいったら、常識的に考えれば新市の市長や病院管理者の院長、常識的考えて思うわけですね。その人選もしないのにそういう意見を言うのはちょっと逆に僕はどうかと思うわけで。まだこれから今から人選は新市の市長に振るといいますからね。おそらくその通りでしょう。しかし、これはじゃあ誰がするのかとなるわけですよ。僕は、ここはぜひ評価委員会にそういう機能を持たせるべきであると僕個人は思います。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

やっぱり人事の仕事でしょ。これはちょっと、裏で人事案件で検討させますので5分間トイレ休憩します。

（休憩）

**土生委員長（大野郡医師会長）**

じゃあ、次長の倉原さんどうぞ。

**倉原事務局次長**

先ほどの意見であります。ちょっといろいろ調べたのですが、やはりその人事案件ということになりますので、はっきり明記することはちょっと難しいのではないかと。ただ、付帯意見とか、こういうご意見が出たということはそこまでがいっぱいかなと今は思います。以上です。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

ただ、もし載せるとすれば、答申内容は合併後直ちに着手するという表現が。準備室規定はちょっと難しいのではないかと。含んでいますけどね。内容としては含んでいます。どうですかね。あと、特に付帯意見、今まで出なかった、これにさらに議論を、もしこれはぜひということがあれば。はい、平岡委員。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

私は、地方独立行政法人法の話の時にですね、非常にこれが現在の会社法に基づく株式会社と内容が接近しておりますね。私は形態としてはこれが一番いいということいろいろ申し上げたわけですが、そのことを、もう全適ということが決まっておりますので、最終結論の文言の中に若干書き加えていただけるのかどうかということをお伺いします。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

皆さんに確認を取っておりませんが、議運の途中で先ほど藤島先生には確認しましたが、2年半、さっきの結論で2年か3年かめめましたけど、2年半後に全適ということは皆さんもコンセンサスを得たと思いますが、2年半以内にね。さらに、経営状況を評価しながら、2年後に経営状態が悪いという意味ではないですけど、悪い場合なんですけど、独立行政法人や公設民営型も含めた経営形態を検討をするという表現があったと思いますが。つまり、確認したのですが、経営状態が全適のままであればそれはそれでいいことでしょうか。さらに、やはり赤字、ごめんなさい。野田先生すみません。もし経営状態が赤い方になってしまうと、その時はさらに企業性、収益性を高めた経営方針をやっぱり検討しなければいけないだろうという意味では入ると思いますよ。どうでしょうか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

この前の時の委員長さんの文言とだいぶトーンダウンしているように思われるのですけどね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

含めた検討ということ、どこの部分ですかね、そのトーンダウンというのは。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

その独立行政法人法の適用も一部考えるというように私は。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

今回ですか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

いえ、前回の時に。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

いえいえ、今回の2年半後の全適に関してのときに、独立行政法人法を考えるという意味ですか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

いえいえ、そういう議論もあって将来に対する今おっしゃったような。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは、答申理由の中にですね、答申項目にはたぶん入らないと思いますが、答申理由の中に独立行政法人も検討したと。ただし、独立行政法人はまだ実施期間も短く、確かに理念としては非常に企業性もあって、公設ではあるが企業性もあって推薦されるという方法であれば、まだいわゆる企債の問題とかも含めて直ちに実施するには少し期間が必要であるというような、答申理由にはたぶん入れることになると思います。ただし、そこまでを答申内容まで入れるかどうかは別ですけど。答申理由には必ず検討したことですから、公設民営の両方とも含めて、なぜ駄目だったかという理由はたぶん付記することになると思います。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

はい。それで結構でございます。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい、藤島委員。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

僕がいったのは2年半になったのですが、2年半以内に全適なるということですね。ただ、その評価ですよ。もちろんその都度していくということではあるのですが、やはりどこかで全適になったとしてもですよ、先生が言っていましたけど、うまくいくのは4割ぐらいと言っていましたよね。そうすると6割はうまくいかない実例があるわけですね。そうした場合、どの辺でまたさらなる経営形態の見直し等々ですよ。それをするかどうかですね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それはさっき言った、本当は2年、4年だったんですけど、2年半になりましたから、まあ4年半ということになるでしょうけど。その時点で経営形態が悪ければさらなる収益性を高めて、公設民営ないしは独立行政法人に決めて検討をすると。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

僕はだから、全適に移行をして2年以内というのは僕が考えているんですけども。2年以内に全適になった経営改革の評価をしてですね。そこでやはりまだ改革がまだ足りない。さらなる経営形態の改革が必要だと判断した場合は、そういったことも視野に入れて検討をするという。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

視野に入れて検討をするということですね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

要は全適では終わりではないわけですよ。全適の方もあり得る可能性もあるということは僕はできたら入れて。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは答申内容の方に入ると思います。視野に入れて検討をすると。その検討をするというのも、もし全適実施後、経営状態の改善が認められない場合というような文言は入れることは、僕はいいのではないかと。どうですかね、その辺は。もちろん、経営がよければいいですけどね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

それに関しても、僕はある程度期限を切った方がいいのではないかと。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

まあね。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

実際県病は2年間、2年、2年の4年でそういう評価をする可能性も十分あるということですよ。実際、県病という立場ですから。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

僕は個人的に言わせてもらえば、実施の2年半というのは、本当ちょっと皆さんに妥協案を取りましたけど、短いような気がします。ただ、ちょうどその償還がピークになるということを考えると、やっぱりあまり置かない方がいいなという気もしますけど。ただ、2年間で経営状態の改善を判断しろというのも、ちょっと非常にぎりぎりのところだと思いますけど、取りあえず最初2年、4年という話だったのでそういう形にはなるとは思いますけど。それはやはり少し流動的な含みがあった方がいいかもしれませんね。ただ、一応4年半ということでそれはしたいと思いますが、どうですか。するということではなくて、経営状態が悪い場合は独立行政法人ないし公設民営等を含めた収益性、企業性を高める経営状態を検討すると。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

それは全適移行後、僕は2年内。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

全適移行後2年以内。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

2年以内ですね。足して4年半ですね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

どうでしょ。ただ、2年後とだけ入れてしまうと結構厳しい話になりますよね。経営努力が認められればということやはり入れてあげないと。野田先生、どうですか。視野に入れて検討をすると。経営業績が2年で改善しない場合はですね。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

委員長、そういう文言というのはですね、中間報告の時もこれはベターだといって自信を持って提出した文が、やはり2時間ぐらいかけて修正をされたわけですね。だから、ここにおられる皆さん方は非常に知識レベルも経験レベルも高い方々でありますのでね、ちょっと文言が狂うとすぐ指摘されて変更の要求が出ますので、やはり、ある程度の変更を覚悟した文言をですね、やはり委員会、小委員会なりをつくってそれで検討した揚げ句に、何といいますが、再修正の場を設けないと。もうすぐ12時でありますのですが、その辺のところは今日中にその文言を出すご予定でしょうか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

できると思います。今から文言をつくりませんか。

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

いえ、私が尋ねているのです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは、やはりどう物理的に考えても、それはやっぱりちょっと厳しいと思います。ただ、もう確かに、生野委員さんたちもこの前少し感情的であったりして、私もあまりあれだから。文書を作るということはやはり早めにやった方が僕もいいと思います。だからこの会全員と作ると、また4時間も5時間も6時間もかかって出ないということですから。私個人としては、皆さんがよければ文書を作ることに对小委員会に取りあえず、小委員会は前回もつくりましたけど。はい、藤島委員。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

小委員会というのはイコール前回の中間報告を作った形ですよ。各界の代表者4人プラス委員長という意味です



か。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

そうですね。ほかにいろいろあるわけですけど。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

中間報告と同様の形で素案を作るということですね。それを提出してみんなで検討して議論をするということですね。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

どうですか、その小委員会。本当は答申書、できれば望めるのであればやっぱり答申理由は本当は付けたほうが、本当はいいですねけど。付けないと、さっき平岡委員がはずすなというから。ただ、私はやはり一応原則として全員出席、確かに全員出席は難しいんですけど、一応原則として全員出席でやっていると。この委員会で全体でつくるということは、即座につくるということは厳しいと思います。

**藤島委員（大野郡医師会理事）**

やはり、その中間報告の精神をのっとるために、あの時に集まっていた方をお願いしたらどうですか。4人とあと委員長が。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

あの時の確認しますが、佐伯町長さんと後藤委員さんと平岡委員さんと坪山委員さんと私です。（はい、いいです。の声有り）次の日程を決めて、その日程に合わせて小委員会をしますか。小委員会で少し文書が確定すれば、委員会自体は1時間、2時間かからないと思いますから。開催を少し遅らせていいですか。7時。14日にもう小委員会と委員会と。そういうことでよろしいですか。

（いいです。との声有り）

**平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））**

小委員会は何時からするのですか。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

それは今から5人で決めます。先生、私も本当は早く帰りたい。委員会は7時からです。

**土生委員長（大野郡医師会長）**

はい。では、一応そういうことで14日、委員会は7時からということをお願いします。小委員会は日がなければ同日の午後始めます。前回、中間報告の委員をやられた方はちょっと残ってください。皆さん長時間お疲れさまでした。また今日も6時間でした。傍聴の方も本当ご苦労さまでした。はい、すみません。ちょっと待ってください。私が言ってしまいましたが、本当は三角先生。

**三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））**

どうも、今日も時間をオーバー致しましたが、何とかまとまりましたのでご苦労さまでした。これで終わりたいと思います。

委員長

議事録署名人

大野郡老人クラブ連合会長

三重保健所長